

志免町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 気候変動適応計画

ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ



令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度

目次

はじめに.....	1
-----------	---

第1章 計画策定の背景

1-1 気候変動の影響	2
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向.....	3
1-3 志免町の取組	8

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ	9
2-2 計画期間.....	10
2-3 計画の対象.....	10

第3章 志免町の地域特性

3-1 地域の概況.....	12
3-2 土地利用状況	13
3-3 人口	14
3-4 気象状況.....	15
3-5 産業	20
3-6 交通	22
3-7 廃棄物処理状況	25
3-8 地球温暖化に関する意識（アンケート調査及びヒアリング結果）	26
3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	37

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況	41
4-2 温室効果ガス排出量の将来推計	43

第5章 将来像と計画の目標

5-1	目指す将来像	50
5-2	地域課題同時解決の考え方	51
5-3	温室効果ガス削減目標	52
5-4	再生可能エネルギー導入目標	53

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	54
6-2	施策の推進	56

第7章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

7-1	地域脱炭素化促進事業の制度概要	74
7-2	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の検討	75
7-3	志免町における促進区域の方向性	76

第8章 計画の推進体制・進捗管理

計画の推進体制・進捗管理	77
--------------------	----

資料編

1	志免町地球温暖化対策実行計画協議会設置について	78
2	志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過	80
3	パブリックコメントの実施結果	82
4	アンケート調査結果概要	82
5	二酸化炭素排出量の算定方法	97
6	再生可能エネルギー導入目標の設定方法	100
7	気候変動の将来予測及び影響評価	101
8	SDGs（持続可能な開発目標）について	105

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。

はじめに

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により、記録的な猛暑や集中豪雨といった自然災害が毎年のように発生し、人々の生活に大きな影響をもたらしています。この地球温暖化問題は、その影響の大きさや深刻さから、私たちにとって避けることができない喫緊の課題となっています。

そのような中、世界的な動向として、脱炭素社会への移行が本格的に始まったことなどを受け、令和4年6月に「ゼロカーボンシティしめ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

この大きな目標を達成するためには、あらゆる分野において、大きな変革が求められることとなります。町が率先して自ら排出する温室効果ガスの更なる削減に向けて取組を推進することはもとより、町民や事業者との協働を通じて、脱炭素化を図るための取組を地域全体に普及・拡大していく必要があります。

本計画は、町の特性に合った取組を地域全体で展開するにあたって、基礎情報や課題などを整理するとともに、脱炭素社会の構築に向けた具体的な施策を示し、町民・事業者・町が一体となって、総合的かつ効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的とします。

今後は、本計画の将来像である「ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進、廃棄物・食品ロスの削減など地球温暖化対策を進めてまいります。

持続可能な未来へ、そして、将来に渡って住みごちが良く住み続けられる志免町として、次世代に引き継ぐために、皆さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたっては、アンケート等において町民や事業者の皆様からご意見をいただきながら、志免町地球温暖化対策実行計画策定協議会における審議を経てまとめることができました。ご協力いただきました皆さまに心から厚く御礼申し上げます。



令和6年3月

志免町長 世利 良末



第 1 章

計画策定の背景

1 - 1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される**温室効果ガス**¹によって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。**IPCC（気候変動に関する政府間パネル）**²が令和3（2021）年8月に発行した第一作業部会第六次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

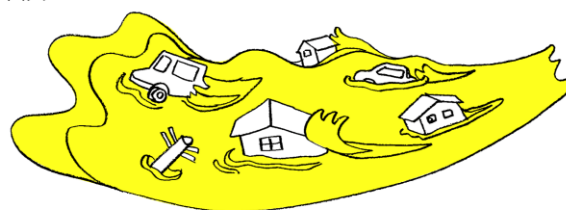
World 直近の50年間で世界的に気象・気候・水関連の災害と、それによる経済的損失が増加しています。



出典：WMO

Japan 日本は気候変動による被害や損失のリスクが世界でトップクラスとされています。

出典：Global Climate Risk Index 2021/Germanwatch



近年の1日の降水量が200ミリ以上の大雨は、100年前と比べて約1.7倍の日数になっています。

出典：気候変動アクションガイド

図 1 - 1 気候変動の影響

¹ 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。

² 世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された、地球温暖化に関する科学的研究の収集および整理を目的として国際的な専門家が多数参加している政府間機構。

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)³では、**京都議定書**⁴以降、初めて法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を**産業革命**⁵以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30 (2018) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国で**カーボンニュートラル**⁶実現に向けた取組が進められています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-2 各国の削減目標 (左) IPCC 報告書 (右)

³ 11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

⁴ 1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) で採択された、気候変動への国際的な取り組みを定めた条約。

⁵ 18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

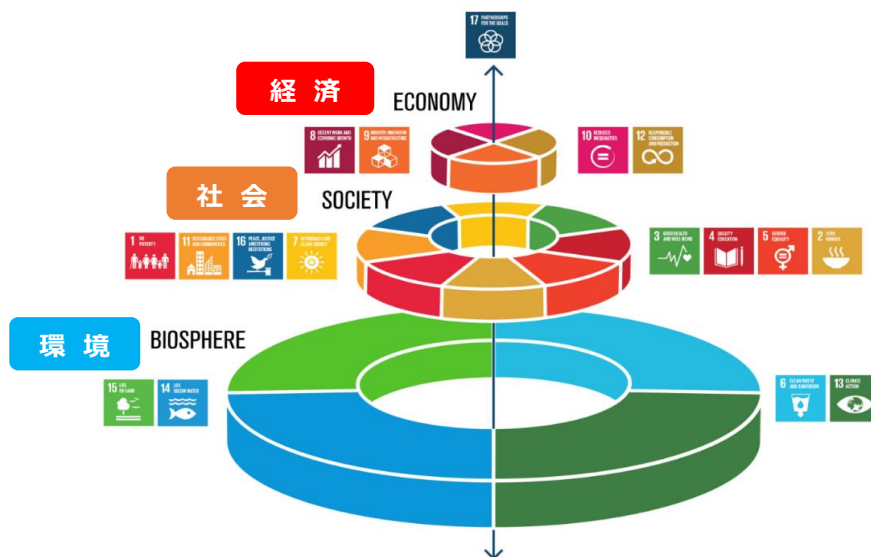
⁶ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出量を全体としてゼロ」にすることを指しており、二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者など全ての個人・団体が取組み主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギー⁷の拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。



出典：国連広報センター

図 1-3 SDGs 17 の目標



出典：Stockholm Resilience Center ウェブサイト

図 1-4 SDGs の構造モデル

⁷ 石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

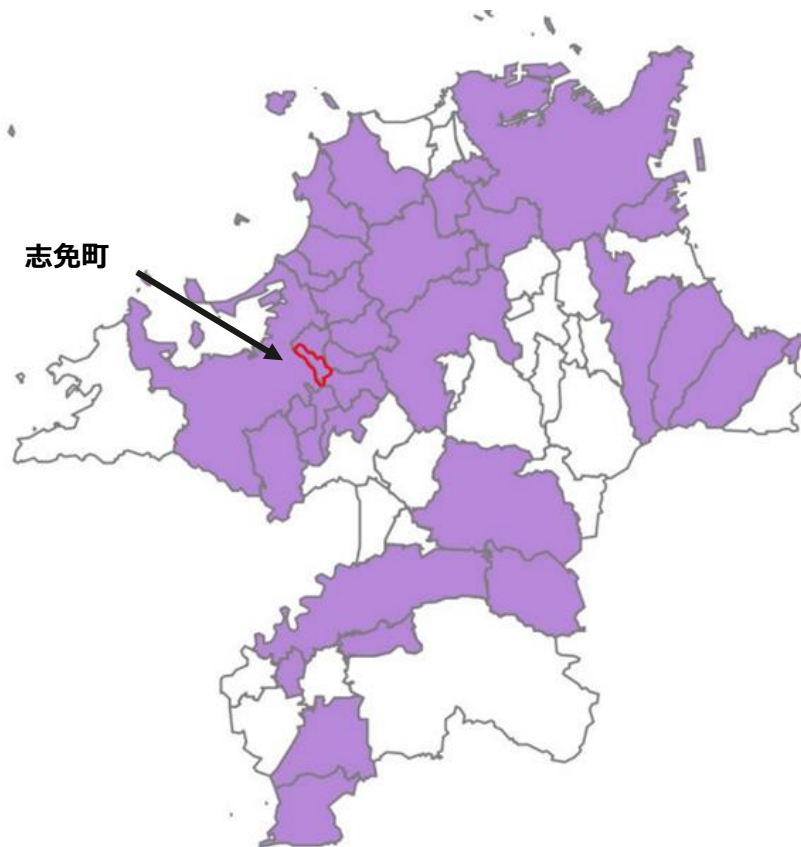
(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2（2020）年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

さらに、令和3（2021）年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法⁸（以下、「温対法」という。）が施行されました。

温対法では、2050年までの脱炭素社会⁹の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。令和5（2023）年3月末現在、本町を含む934自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。



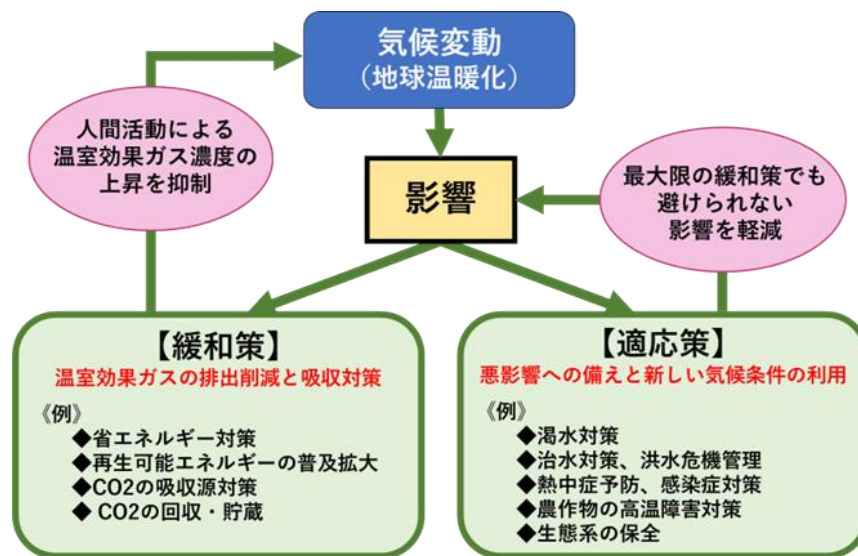
出典：環境省

図1-5 福岡県における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明状況

⁸ 地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動などによる温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

⁹ 実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

脱炭素化に向けて、温室効果ガス濃度の上昇を抑制する「緩和」の取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「**気候変動適応法¹⁰**」を2018年に制定しました。気候変動適応法では、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。



緩和とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応策の例

熱中症予防
災害に備える
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

感染症予防のため虫刺されに注意

水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 1-6 地球温暖化と緩和策、適応策の関係

¹⁰ 政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

(3) 福岡県の取組

県では、令和4（2022）年3月に「**福岡県地球温暖化対策実行計画¹¹**（第2次）」を策定し、中期目標として令和12（2030）年度の温室効果ガス排出を平成25（2013）年度比で46%削減すること、長期目標として令和32（2050）年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げるとともに、気候変動の影響に適応するための施策についてもまとめています。

また、令和元（2019）年8月には、「気候変動適応法」に基づき、気候変動に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を福岡県保健環境研究所に設置しました。センターでは、福岡管区気象台や国立環境研究所と連携して、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析して、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめて発信し、市町村・事業者・県民といった各主体による適応の取組を支援しています。

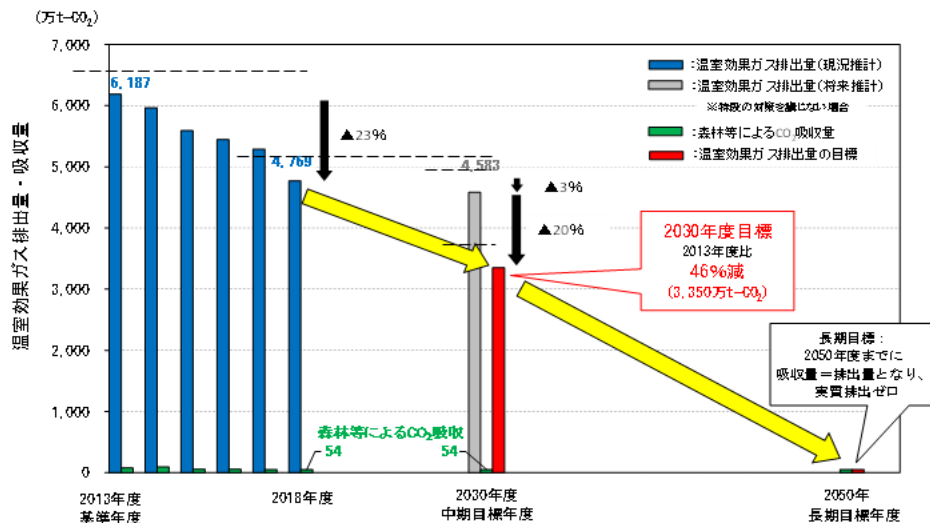
(1) 2050（令和32）年の目指すべき姿（長期目標）

長期目標： 2050（令和32）年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロ*を目指す。

*排出実質ゼロ：温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとするもの

(2) 2030（令和12）年度の目標（中期目標）

中期目標： 2030（令和12）年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減する。



出典：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

図 1-7 福岡県の温室効果ガス排出量の削減目標

¹¹ 福岡県が、県民、事業者、市町村などと連携・協力して地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくために定めた「区域施策編」にあたる計画。

1 - 3 志免町の取組

本町では、令和4（2022）年3月に、町および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、**志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）¹²**を策定し、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する」ことを目標として設定しました。

また、同年6月3日には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティしめ」を宣言しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および「志免町気候変動適応計画」を策定します。

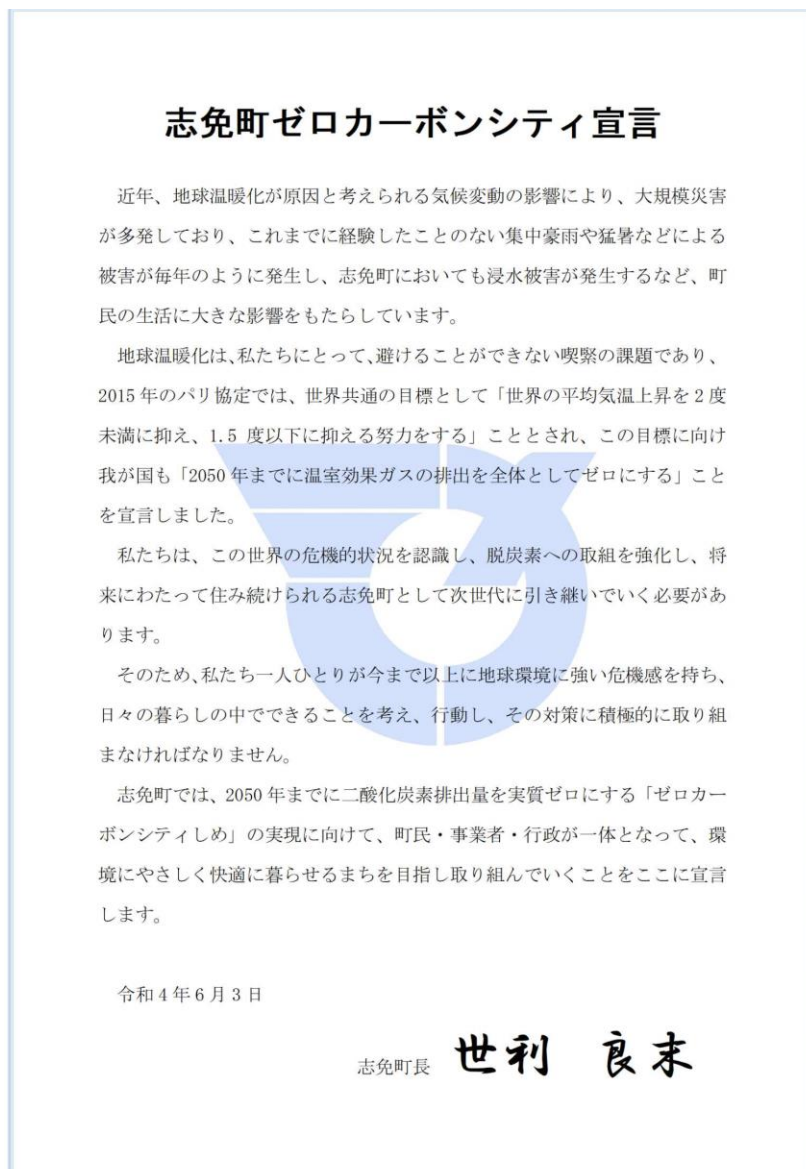


図 1-8 志免町ゼロカーボンシティ宣言

¹² 町が実施する事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けて、削減目標や具体的な取組を策定した計画。



第 2 章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「志免町総合計画¹³」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画¹⁴（令和 3（2021）年 10 月閣議決定）、福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）と整合を図るとともに、庁内関連計画である「志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「志免町都市計画マスタープラン¹⁵」、「志免町公共施設等総合管理計画¹⁶」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は、町民、事業者、学識経験者等から構成される「志免町地球温暖化対策実行計画協議会」への諮問・答申により策定します。

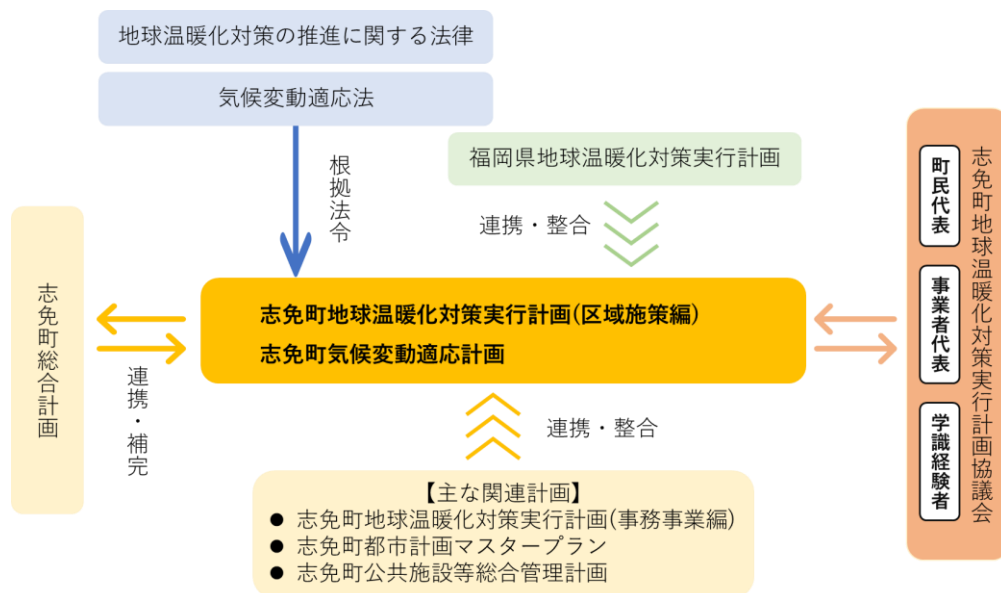


図 2-1 計画の位置づけ

¹³ 子ども・健康、福祉・防犯、防災・住環境など様々な分野について、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示した町の最上位計画。

¹⁴ 地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

¹⁵ 町の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画であり、令和 22 年（2040 年）を目標年次とし本計画に従いまちづくりを進めていくための計画。

¹⁶ 公共施設等の現況を調査・把握し、今後の人口動態、財政状況を踏まえて、総合的かつ長期的観点から公共施設等の在り方とマネジメントに関する基本方針について策定した計画。

2-2 計画期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。基準年度は国の地球温暖化対策計画、福岡県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、平成25（2013）年度、目標年度は中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況により、必要に応じて見直しを図ります。



図 2-2 計画期間

2-3 計画の対象

（1）対象とする範囲

志免町全域を対象とします。町民、事業者、町が一体となって脱炭素社会の実現を目指します。

（2）対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、把握が困難であることから算定対象外とします。

（3）対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、指定都市及び中核市以外の市町村において、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2 - 1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※ ¹	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※ ²	
家庭部門※ ³	
運輸部門※ ⁴	自動車（貨物）
	自動車（旅客）
	鉄道
廃棄物分野（焼却処分）※ ⁵	一般廃棄物

※ 1 …製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 2 …事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※ 3 …家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 4 …自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 5 …廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（本町の廃棄物は焼却処分ではなく、RDF化（固形燃料化）にて処理をしているため、本計画では推計対象外）



第3章 志免町の地域特性

3-1 地域の概況

本町は、福岡県西部、福岡都市圏のほぼ中心に位置しており、南北に細長く総面積は 8.69 km²と県下で 3 番目に小さい町です。

町域の西側は福岡空港のある福岡市博多区に接しており、南側は大野城市と宇美町、北東側は粕屋町と須恵町に接しています。

町内には山岳はなく、大きく東側の粕屋丘陵、宇美川流域、西側の月隈丘陵に区分されます。標高 12m~13mの平野が約 80%を占めており、町の南部に標高 100m以上の高台が 10%程度分布しています。町内を流れる河川は少なく、主要な河川は多々良川水系であり、町のほぼ中心を三郡山に水源を持つ宇美川が北へ貫流しています。

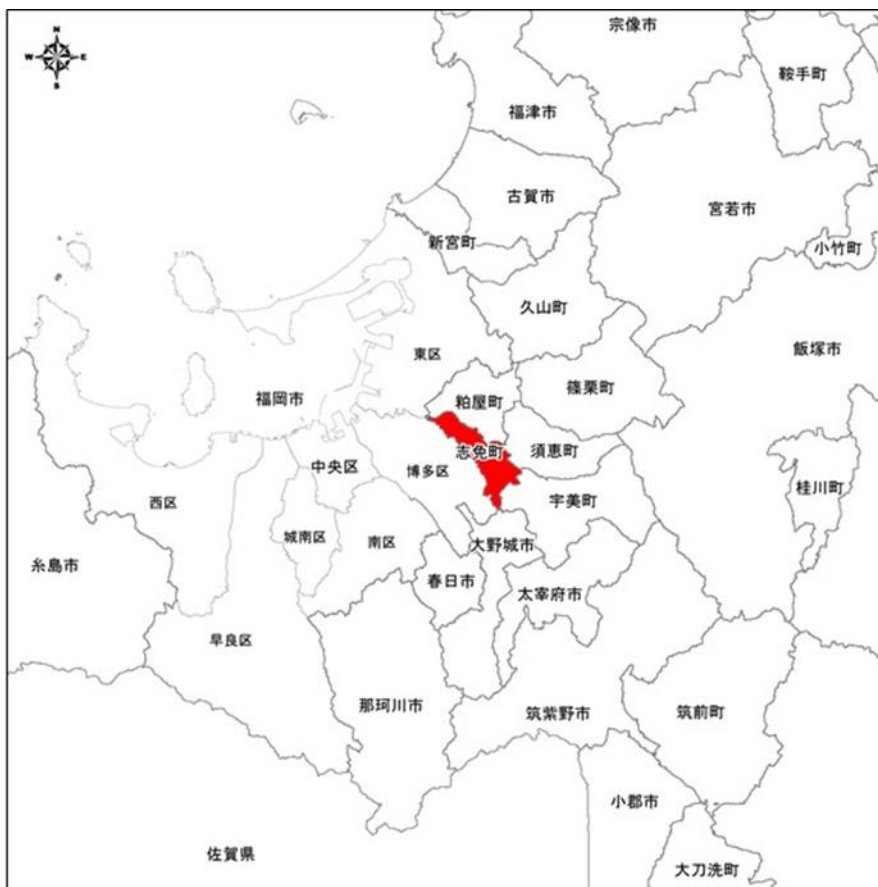
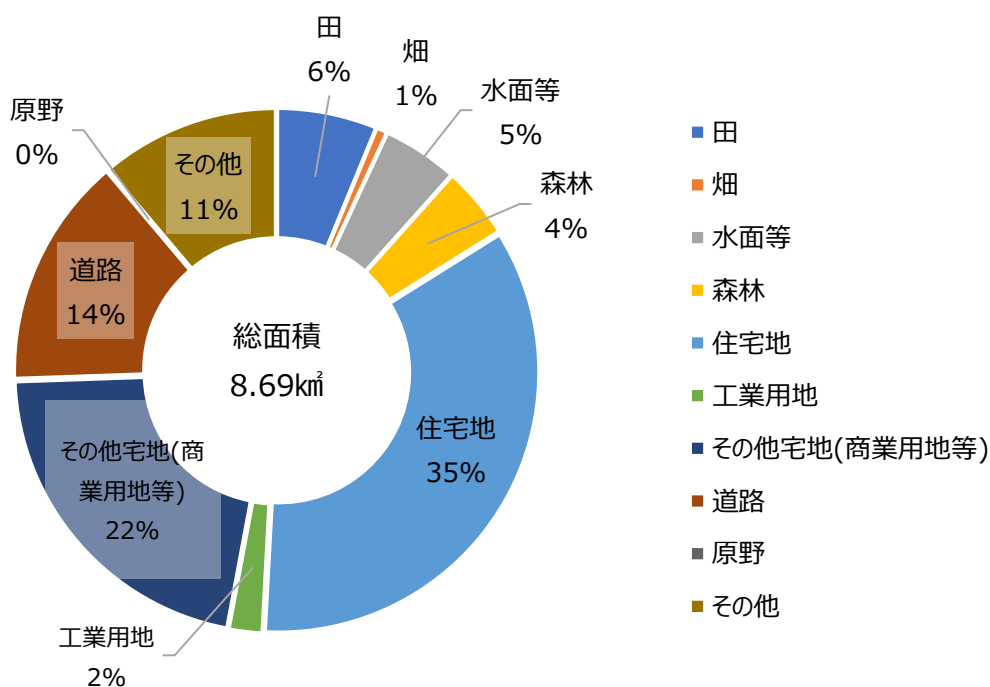


図 3-1 志免町 位置図

3-2 土地利用状況

本町の総面積 8.69 km²のうち、住宅地が 3.02 km²で 35%と最も高い割合を占めています。次いで、その他宅地（商業用地等）が 1.87 km²で 22%、道路が 1.25 km²で 14%となっており、都市的土地利用が7割以上を占めています。



福岡県 R4 年度土地利用動向調査を基に作成

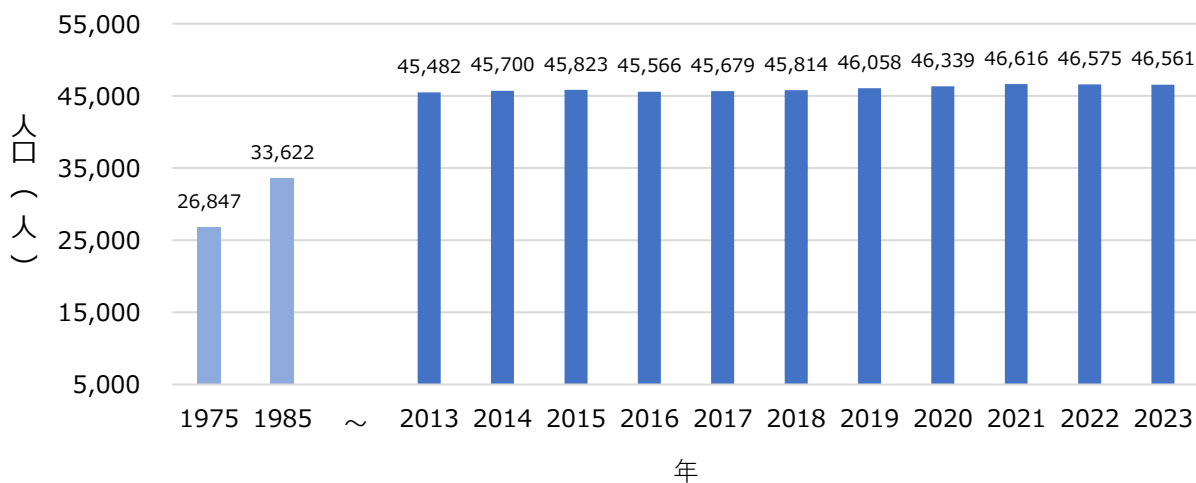
図3-2 土地種別割合（令和4（2022）年1月）

3-3 人口

本町の人口は、昭和 50（1975）年には 26,847 人でしたが、福岡市に隣接する立地特性等から人口は増加傾向にあり、令和 5（2023）年 1 月 1 日時点で 46,561 人となりました。

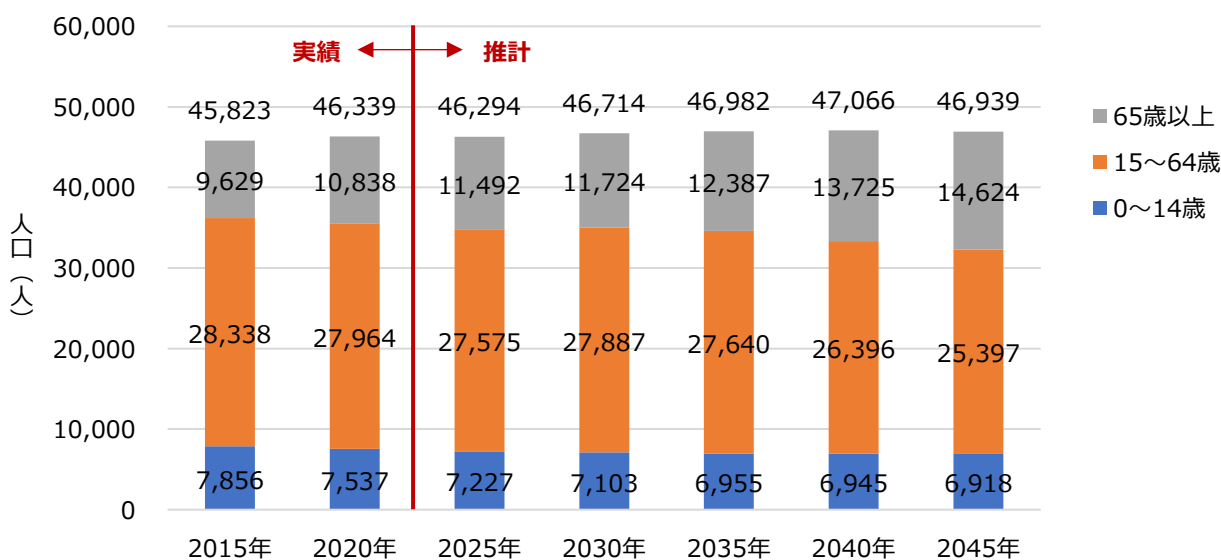
将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 22（2040）年まで増加傾向にあるものの、令和 27（2045）年には減少に転じています。

また、少子高齢化が進み、65 歳以上の人口が増加する一方で、0～64 歳の人口は減少していくことが予測されています。



志免町統計資料を基に作成

図 3-3 人口推移



国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

図 3-4 人口の将来推計

3-4 気象状況

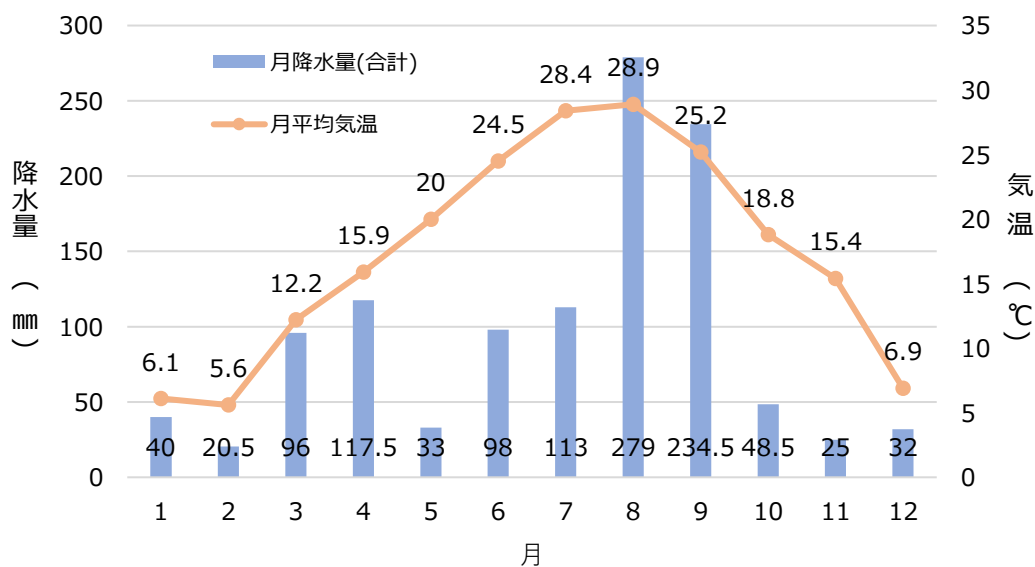
(1) 気温

本町を含む福岡地方の年平均気温は 15.5～17.0℃となっており、温暖な気候です。

降水量については、梅雨と秋雨の時期は各地と同様の傾向で変化し、真冬は降水量の少ない太平洋側の気候と類似しています。

冬に九州北部地方へ流れ込んでくる寒気は、朝鮮半島があるために、暖かい海面に触れる距離が短く、熱や水蒸気の供給が十分ではないため雲は多いものの、降水量が少なくなります。そのため、九州北部地方の中でも日本海に面する福岡地方では、雲量は夏と冬に多くなる「日本海型」に近く、降水量は夏に多く冬に少ない「太平洋型」に近い特徴があります。

また、福岡観測所における年平均気温の推移をみると、100年あたり 2.49℃の割合で上昇しており、日本の 100年あたり上昇率 1.30℃、九州・山口県の 100年あたり上昇率 1.77℃を上回っています。地球温暖化による上昇に加え、ヒートアイランド現象¹⁷等の都市化の影響を受けていることが推察されます。

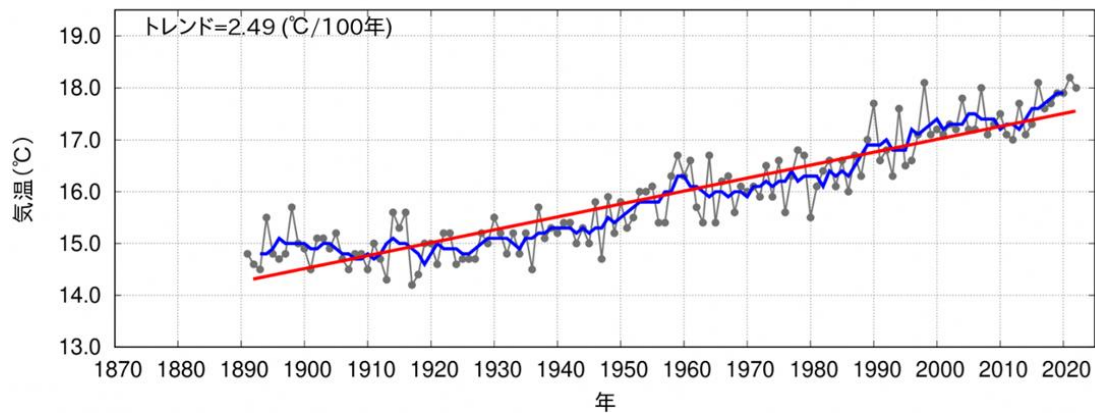


気象庁のデータを基に作成

図3-5 博多（アメダス）の令和4（2022）年度における月平均気温と月降水量

※アメダス：「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略で、「地域気象観測システム」といいます。雨、風、雪などの気象状況を自動的に監視・観測しています。

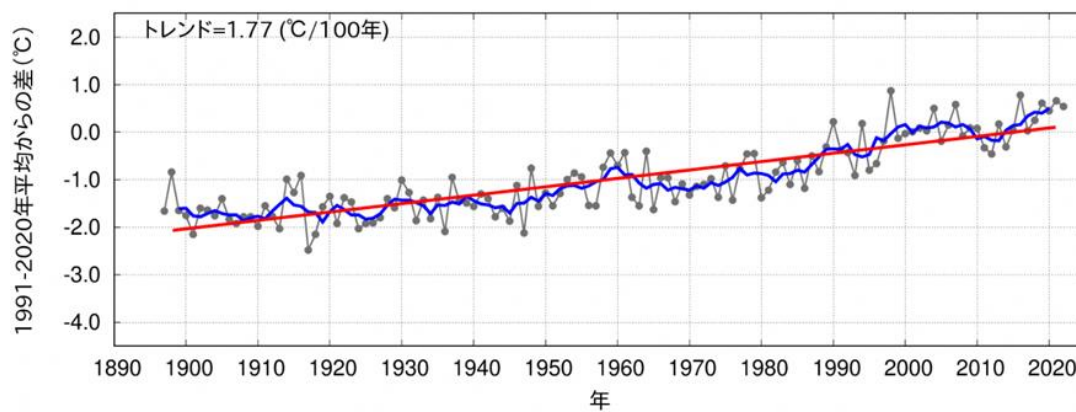
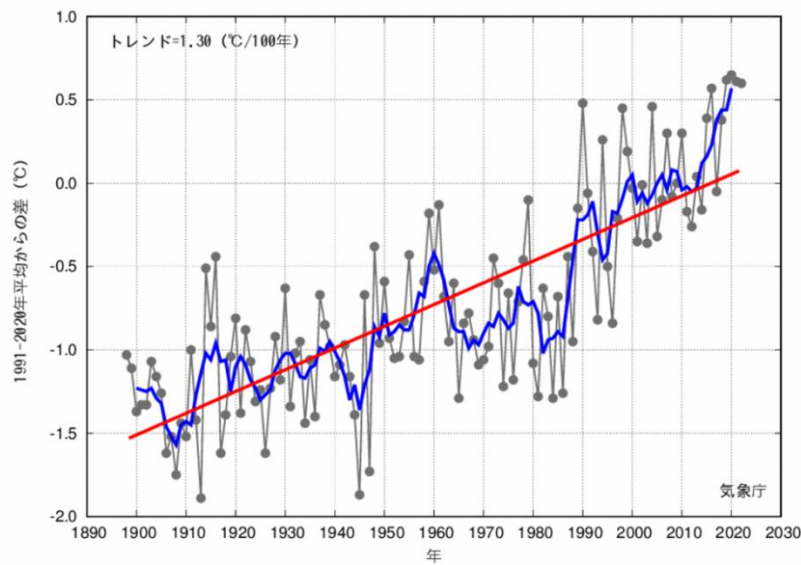
¹⁷ 緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことであり、気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。



出典：気象庁

図 3 - 6 福岡観測所における平均気温の推移

※黒の細線は年々の値、青の太線は 5 年移動平均、赤の直線は長期変化傾向を示しています。



出典：気象庁

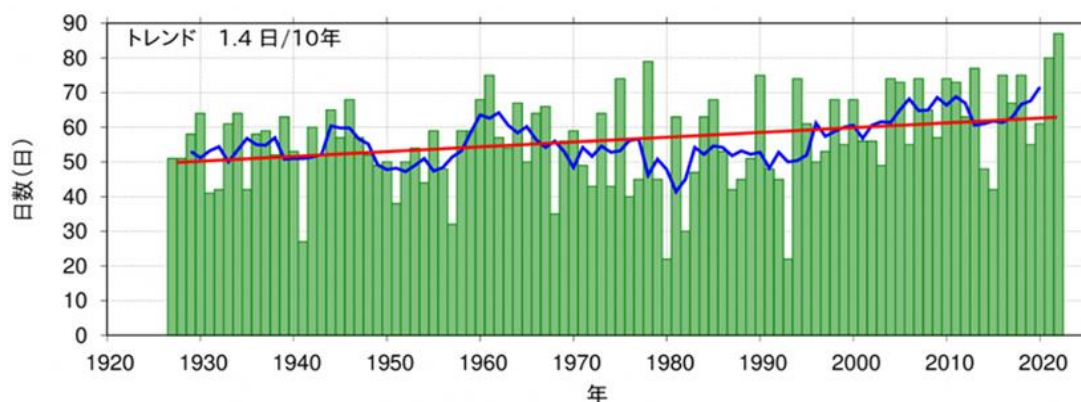
※黒の細線は各年の平均気温の基準値からの偏差、青の太線は偏差の 5 年移動平均値、赤の直線は長期変化傾向を示しています。

図 3 - 7 全国（上）、九州・山口県（下）の年平均気温偏差

(2) 真夏日・猛暑日

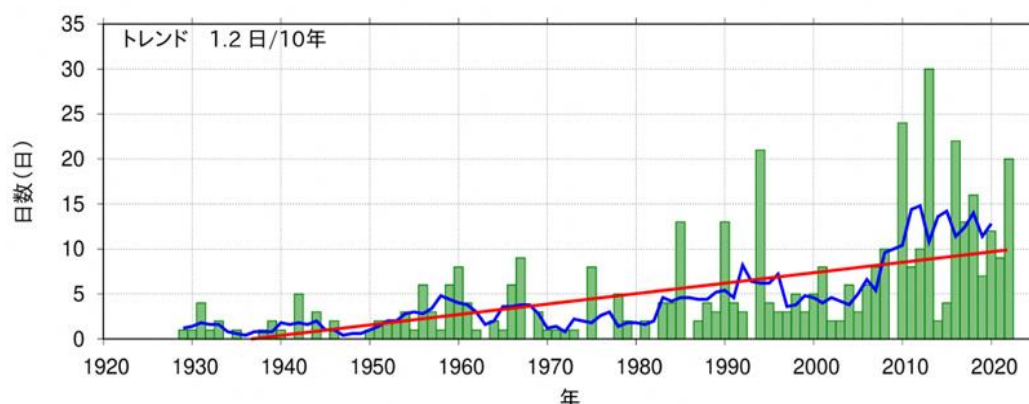
日最高気温が30℃以上である真夏日については、10年あたり1.4日増加しており、日最高気温が35℃以上である猛暑日は10年あたり1.2日増加しています。

また、熱帯夜日数についても10年あたり4.8日増加しています。平均気温の推移と同様、地球温暖化の影響に加え、ヒートアイランド現象等の都市化の影響を受けていることが推察されます。



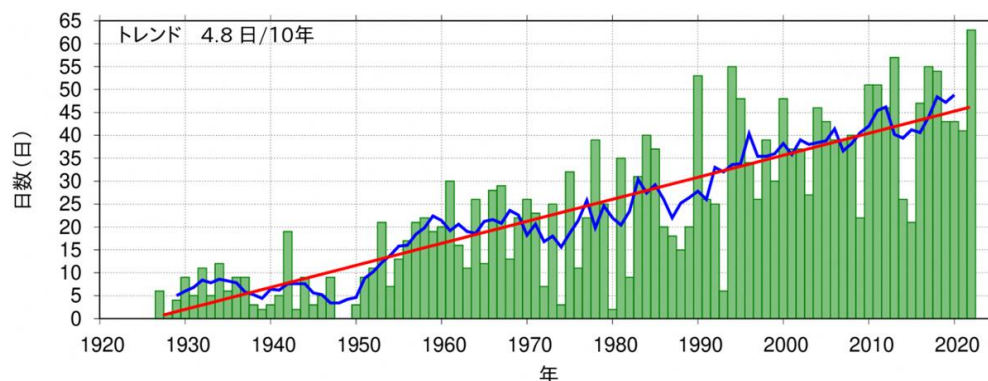
出典：気象庁

図3-8 福岡の年間真夏日日数



出典：気象庁

図3-9 福岡の年間猛暑日日数



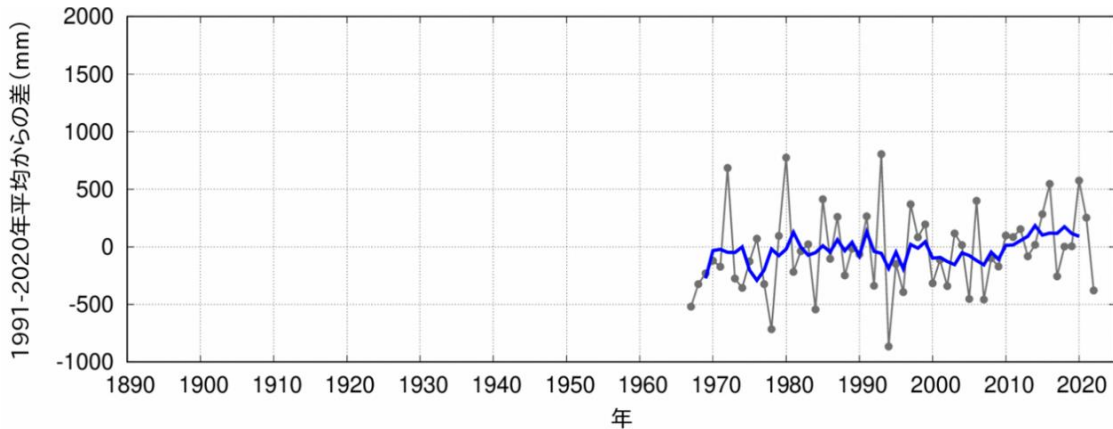
出典：気象庁

図3-10 福岡の年間熱帯夜日数

※緑の棒グラフは年々の値、青の太線は5年移動平均、赤の直線は長期変化傾向を示しています。

(3) 降水量

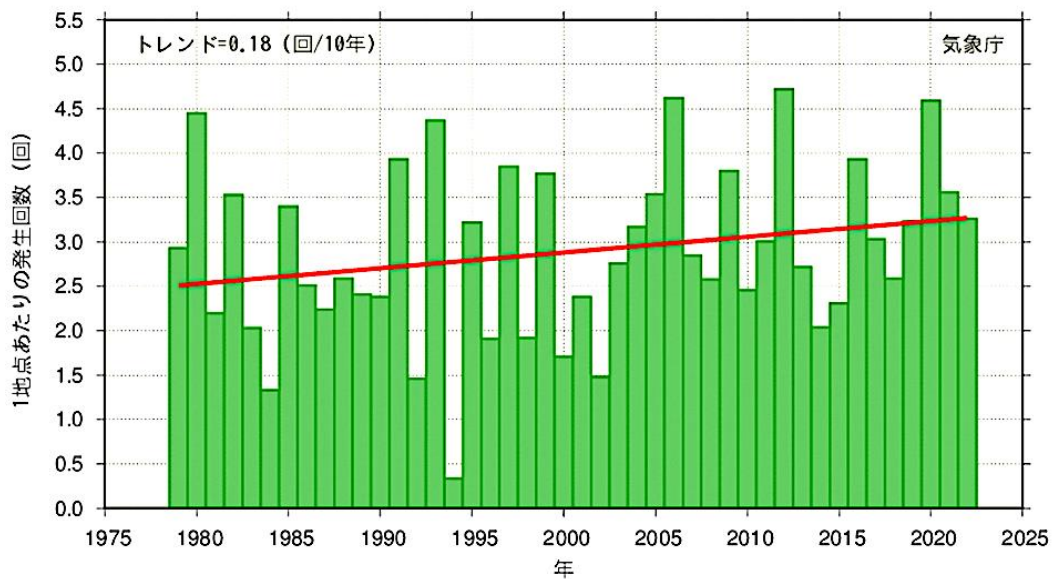
年降水量については、本町の位置する九州北部地方において大きな変化はみられませんが、1時間降水量 30 mm以上の短時間強雨の年間発生件数は増加傾向にあります。短時間強雨や大雨の発生回数は年ごとの変動幅が大きいため、変化傾向を確実に捉えられるよう、今後もモニタリングをしていく必要があります。



出典：気象庁

※黒の細線は年々の値、青の太線は5年移動平均を示しています。

図3-11 九州北部地方平均の年降水量偏差



出典：気象庁

図3-12 九州北部地方(アメダス)における1時間降水量30mm以上の年間発生回数

※緑の棒グラフは年々の発生回数（地域内のアメダスによる観測値を1地点あたりに換算した値）、赤の直線は長期変化傾向を示しています。

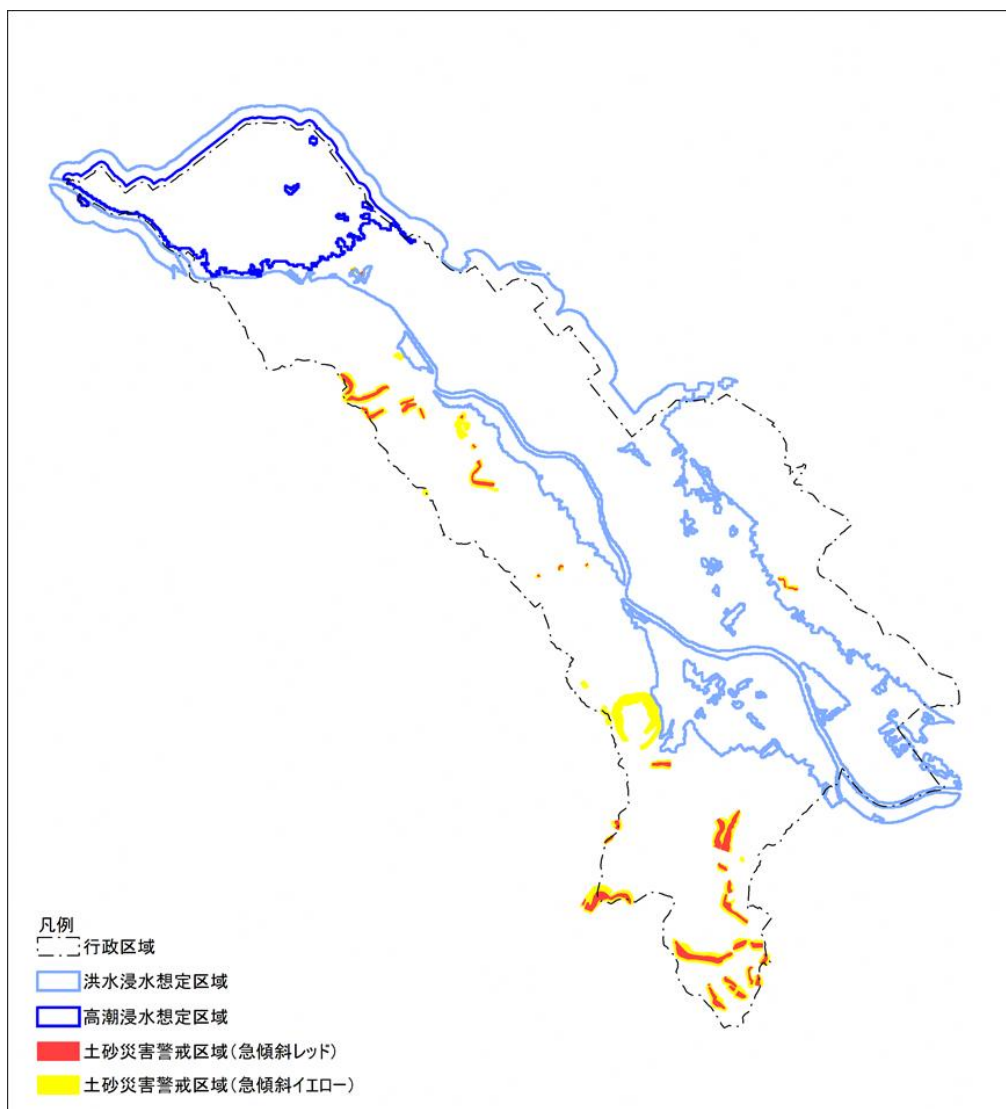
(4) 福岡県における風水害履歴

過去の風水害は、殆どが6月（梅雨）から10月にかけての大雨と台風によるものです。特に近年において梅雨時期の集中豪雨による水害が続いています。

平成30（2018）年7月2日から17日にかけて発生した「平成30年7月西日本豪雨」では、死者4人、床上床下浸水3,390戸の被害が発生しました。

また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、JR九州では九州管内22路線で運休、高速道路は最大17路線19区間被災による通行止めが発生しました。

本町における洪水浸水想定区域は宇美川周辺及び右岸（東）側、高潮浸水想定区域は町北部、土砂災害警戒区域は町南西部に想定（指定）されています。



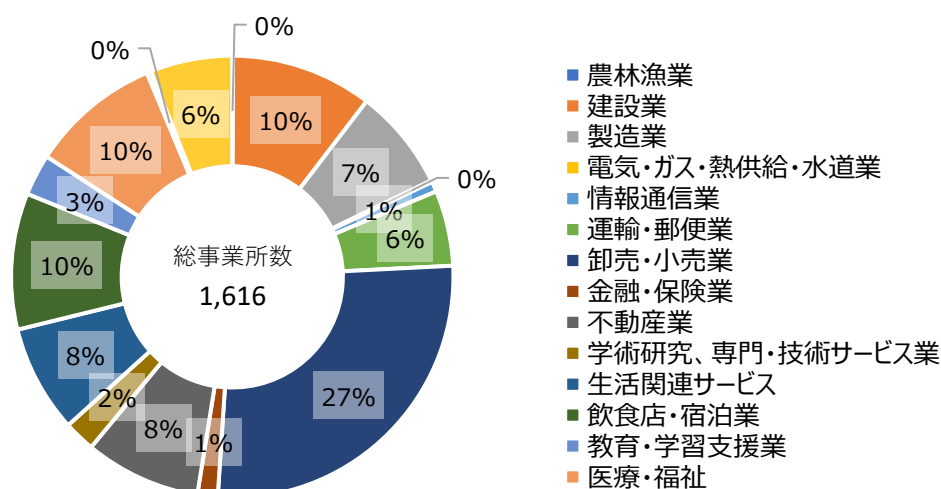
出典：志免町資料

図3-13 志免町における洪水・高潮浸水想定区域と土砂災害警戒区域

3-5 産業

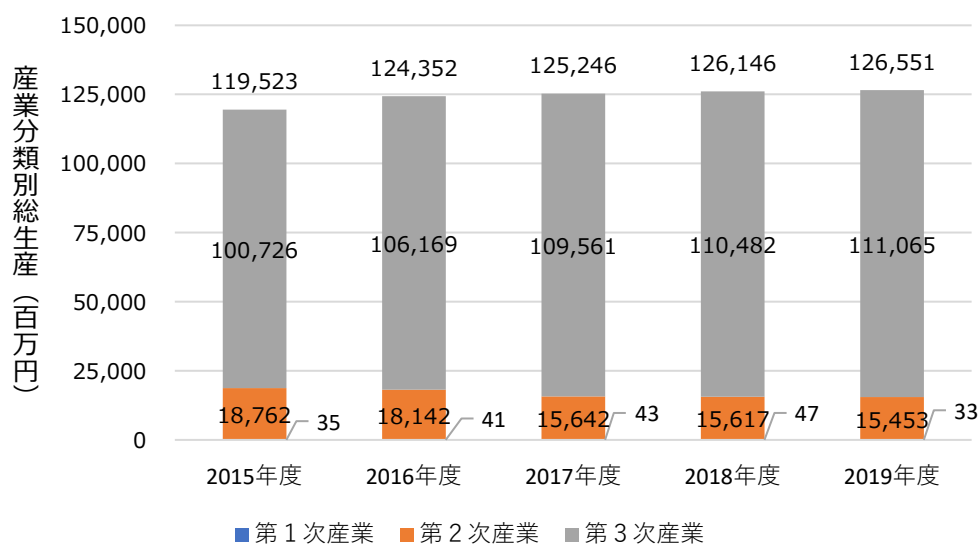
経済センサスによると、本町には1,616の事業所があり、第1次産業である農林漁業は0%、第2次産業である建設業と製造業は合計で17%、第3次産業は83%となっています。

本町における産業分類別総生産についても、図3-15のとおり、約9割を第3次産業が占めています。



R3 経済センサス調査を基に作成

図 3-14 志免町の業種別事業所割合

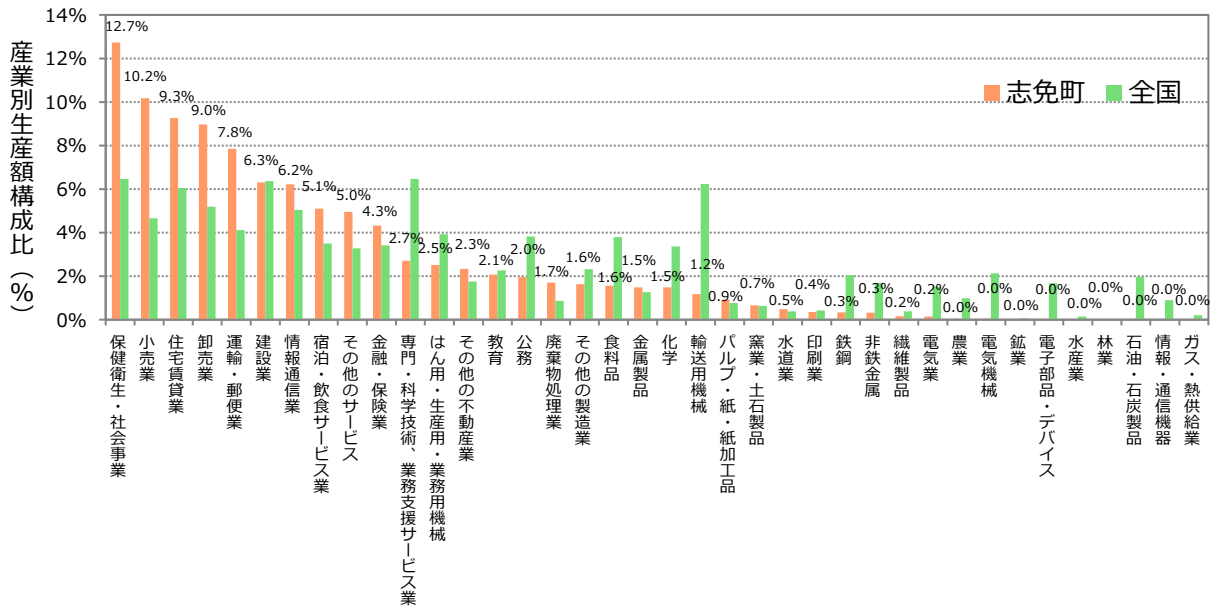


福岡県市町村民経済計算を基に作成

図 3-15 産業分類別総生産の推移

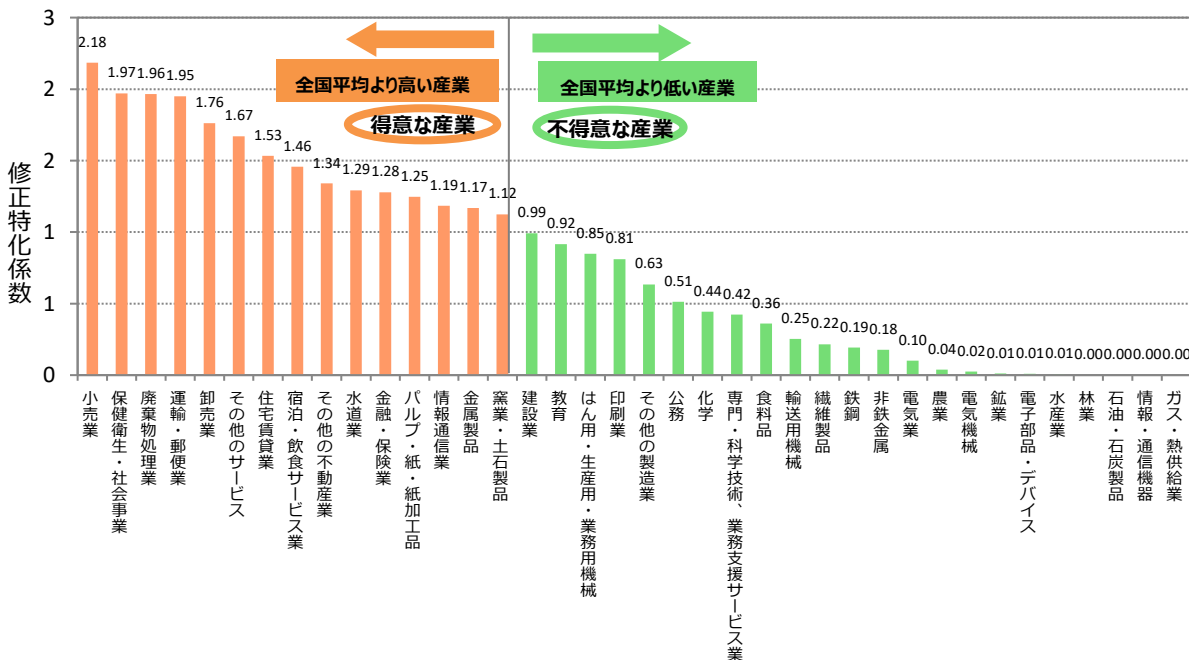
また、産業別の生産額の構成比では、保健衛生・社会事業が12.7%、小売業が10.2%、住宅賃貸業が9.3%、卸売業が9.0%、運輸・郵便業が7.8%となっており、これらで約5割を占めています。第1次産業である農業、林業、水産業が生産額に占める割合は、ほぼ0%であり、第3次産業が中心の経済構造となっています。

中でも保健衛生・社会事業、小売業、運輸・郵便業については、全国の産業別の生産額構成比を大きく上回っています。



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

図3-16 産業別生産額構成比



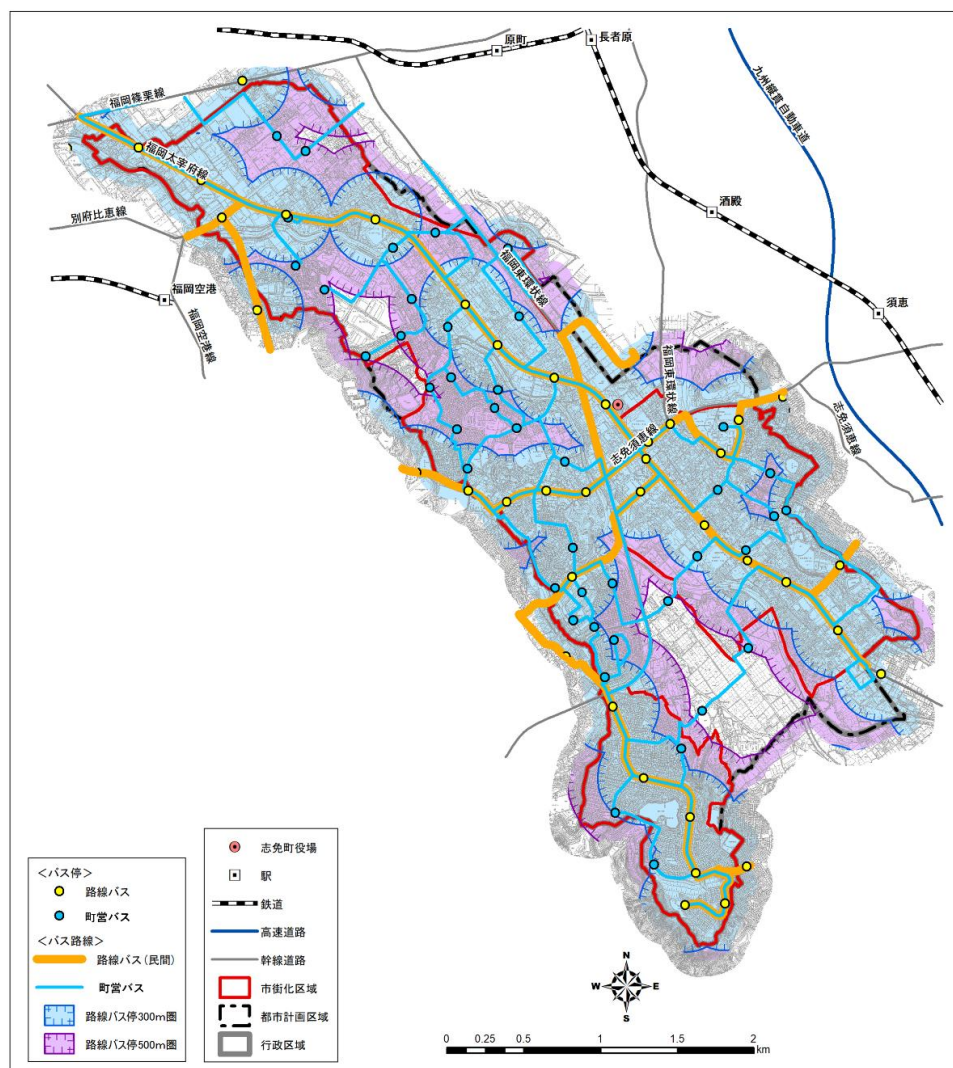
地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

※修正特化指数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る指数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。

図3-17 全国平均よりも生産額構成比の高い産業

3-6 交通

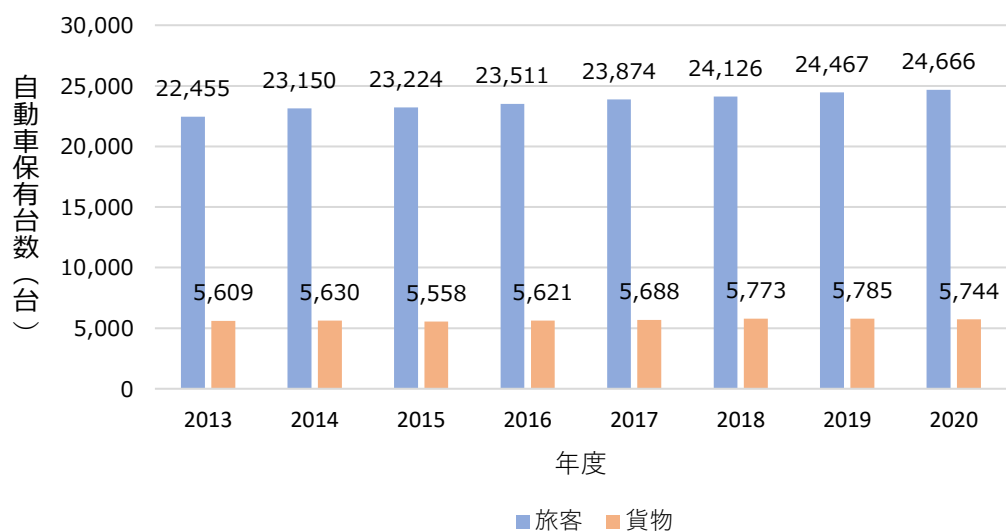
本町の公共交通は、バス交通のみで、幹線道路を中心に民間（もしくは民営）の路線バスが運行しているほか、それを補完するように町営のバスが運行し、町内各地で公共交通が利用できる状況となっています。路線バス停から 500m 圏を公共交通の利便性の高い範囲とすると、亀山工業団地の一部や南部の市街化調整区域を除き、公共交通の利便性は高い状況にあります。民間の路線バス停から 300m 圏を見ると、南里地区や別府西・東地区、王子地区、大字吉原地区では、圏域内に含まれていない場所があるものの、町営のバスの運行が見られます。町内に鉄道は運行していないものの、地下鉄空港線の福岡空港駅までは、バスでアクセスしやすい状況にあります。



志免町都市計画マスタープランより抜粋

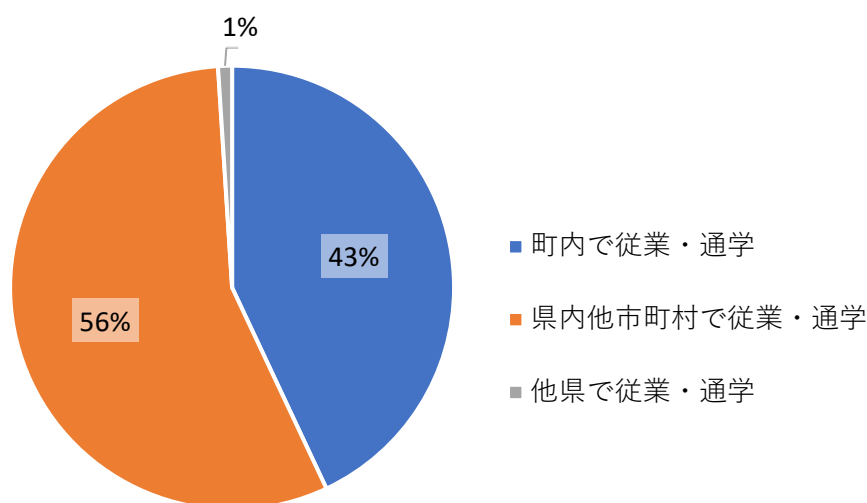
図 3-18 バス路線状況

自動車保有台数については、旅客、貨物ともに増加傾向で推移しており、合計では平成 25（2013）年度が 28,064 台、令和 2（2020）年度が 30,410 台と約 8%増加しています。本町は福岡市に隣接していることもあり、図 3-20 のとおり就業者・通学者のうち約 6 割が町外へ通勤、通学をしていることから、自動車保有台数が多くなっていることが推察されます。



国土交通省 市町村別保有車両数を基に作成

図 3-19 自動車保有台数



令和 2 年国勢調査を基に作成

図 3-20 志免町の就業者・通学者における従業地・通学地の内訳

また、本町における水素ステーション及び EV 充電スタンドは志免中央、南里地域を中心に7か所設置されています。

本計画の策定にあたり実施した町民向けアンケートの結果、ZEV（電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車）の導入状況については、18%が導入済みと回答しており、合計で66%が「導入する予定はない」「導入したいが困難」と回答しています。

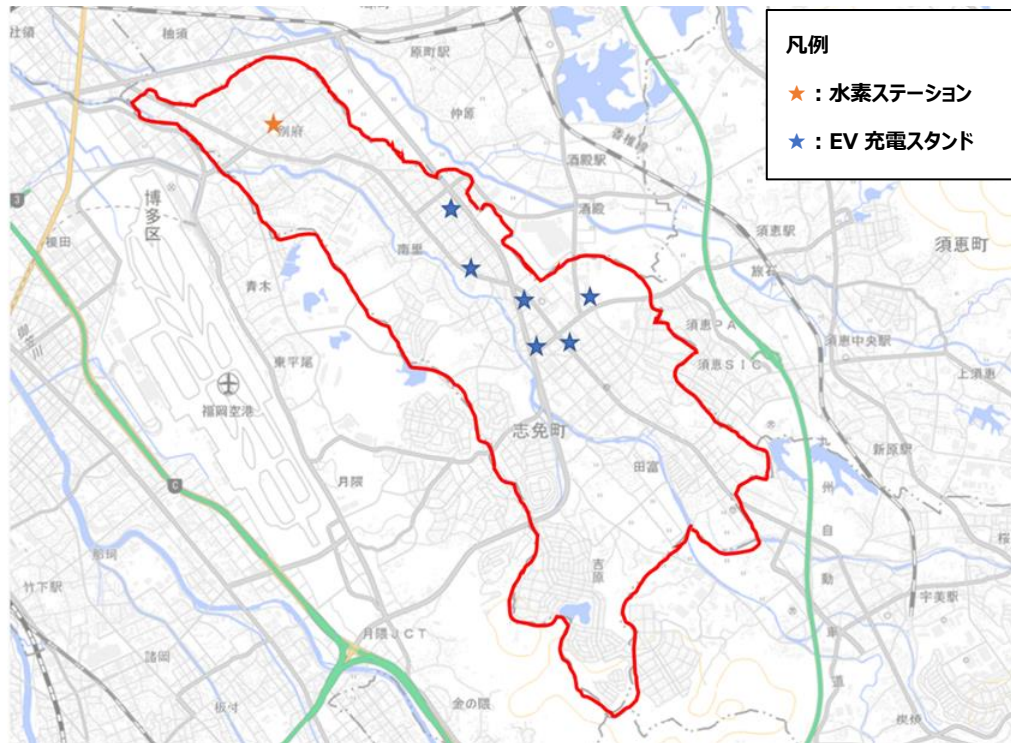


図 3-21 町内の水素ステーションと EV 充電スタンド

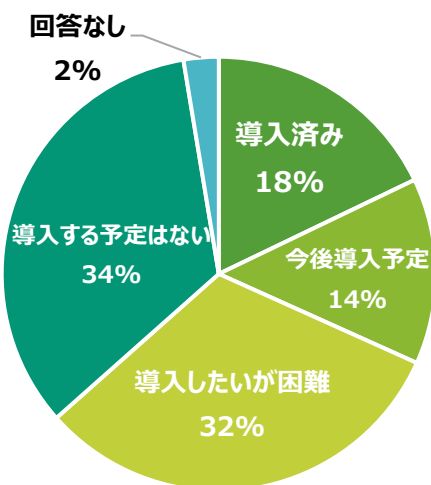


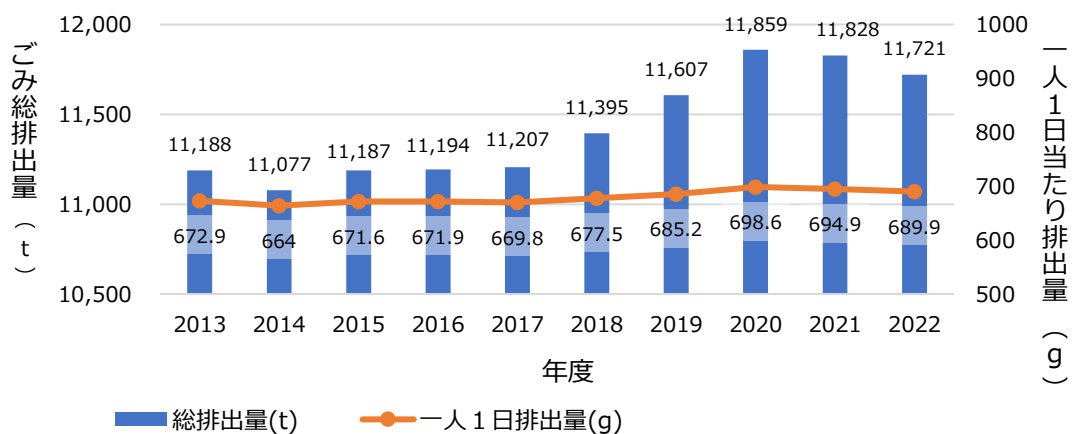
図 3-22 ZEV の導入状況(町民アンケート)

3-7 廃棄物処理状況

ごみ総排出量および一人1日当たり排出量は近年増加傾向にあります。特に令和元（2019）年度と令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加から、ごみの排出量が増加したことが推察されます。しかし、社会活動が徐々に再開されるとともに、ごみ総排出量、一人1日当たり排出量ともに減少傾向に転じています。

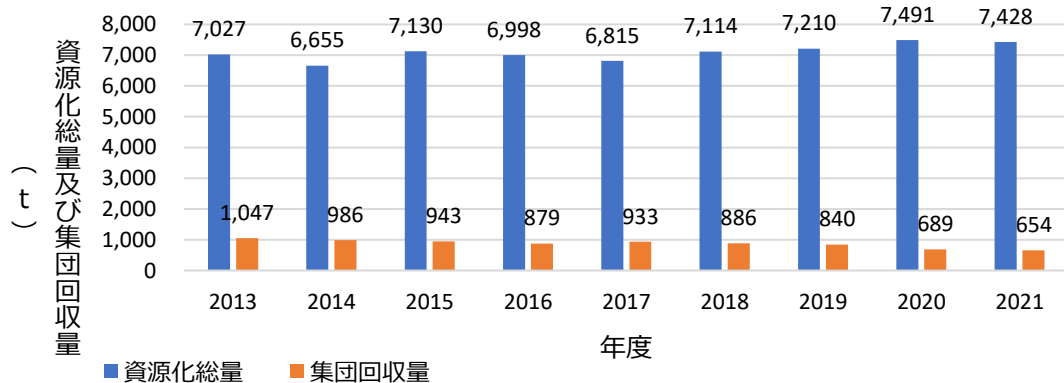
また、リサイクル（資源化）の量については、平成29（2017）年度までは横ばい傾向にありましたが、平成30（2018）年度以降増加傾向にあります。一方、各町内会や子ども会等により、自主的に行われている集団資源回収量は減少傾向にあります。

なお、本計画の廃棄物分野における二酸化炭素排出量の推計は、焼却処分のみを対象としています。志免町においては、廃棄物はRDF化（固形燃料化）による処理を行っているため、廃棄物分野の二酸化炭素排出量は0t-CO₂となります。



出典：志免町資料

図3-23 ごみ処理量の推移



福岡県における一般廃棄物処理の現況を基に作成

図3-24 資源化量の推移

3 - 8 地球温暖化に関する意識（アンケート調査及びヒアリング結果）

町民、事業者を対象として、令和5（2023）年度にアンケート調査、ヒアリングを実施しました。各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し、町民、事業者等と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

また、次世代を担う小・中学生の地球温暖化に対する意識を把握し、今後の環境学習・環境教育に活かすため、町内の小学6年生及び中学3年生を対象としたアンケート調査を実施しました。

（1）町民

地球温暖化に対する関心では29%の町民が「関心がある」と回答し、57%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計では86%と、地球温暖化に対して高い関心を持っていることがわかりました。

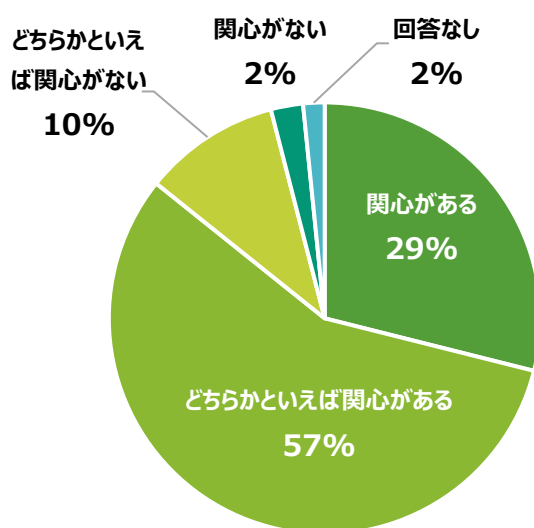


図 3-25 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民アンケート調査）

近年、身近で感じる気候の変化による影響については、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」、「短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においてもこれらの影響に対応していくための対策が必要です。

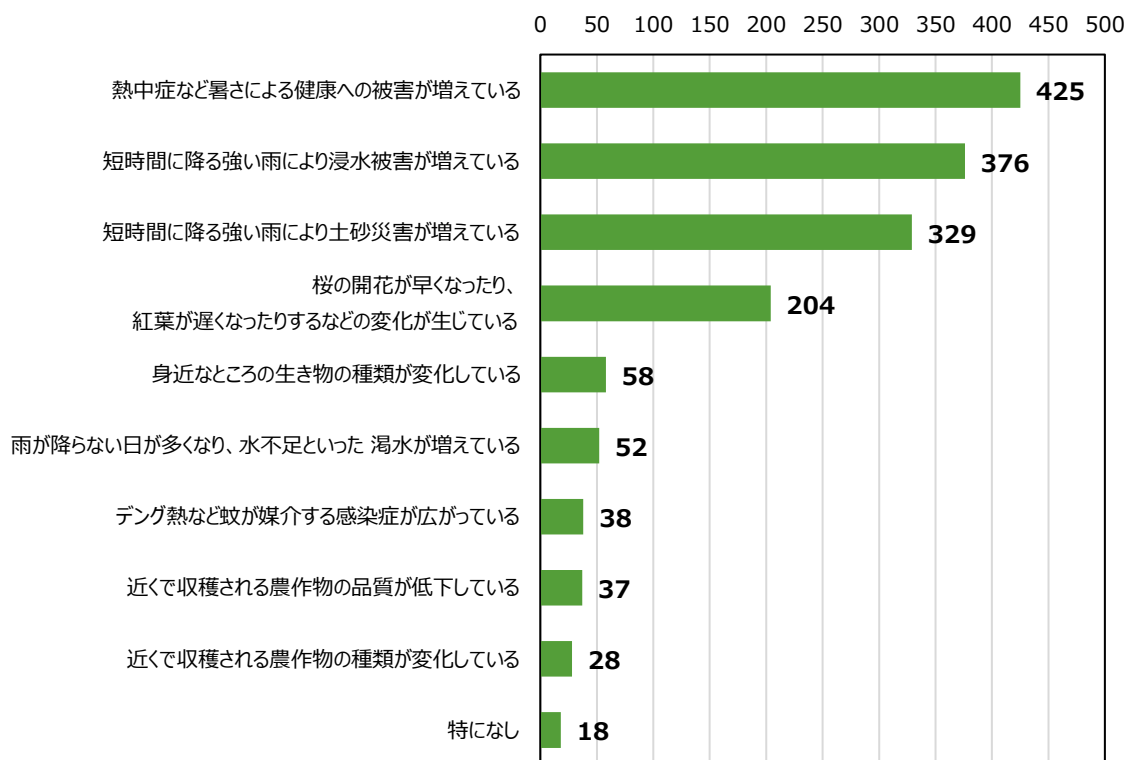


図 3-26 身近で感じる気候の変化による影響【複数回答】(町民アンケート調査)

本町における「ゼロカーボンシティ宣言」の認知度については、9割以上が「知らなかった」と回答しており、本計画の策定を契機として認知度向上を図る必要があります。

また、「ゼロカーボンシティ宣言」について、「知っていた」、「聞いたことはあるが具体的な内容は知らない」と回答した町民のうち、情報収集源となっていたのは「広報誌」が最も多い結果となり、広報誌を中心とし、多様な媒体を活用した普及啓発を検討する必要があります。

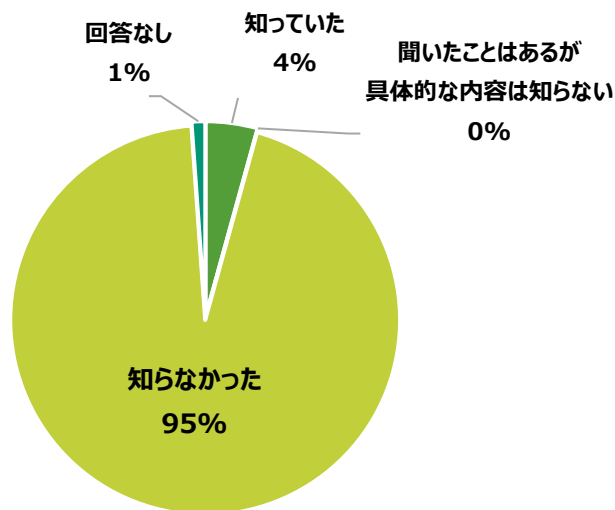


図 3-27 ゼロカーボンシティ宣言の認知度【単数回答】（町民アンケート調査）

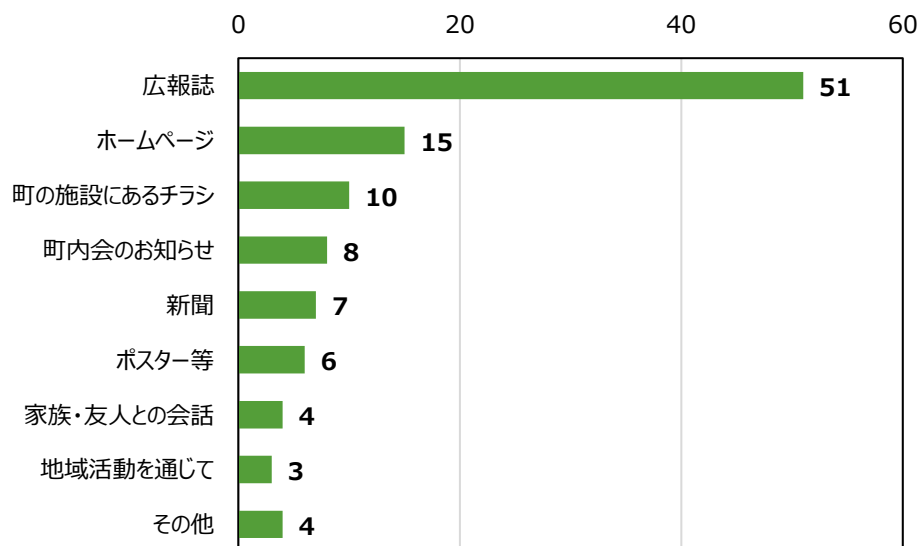


図 3-28 「ゼロカーボンシティ宣言」を知ったきっかけ【単数回答】（町民アンケート調査）

町民が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されていたのは「ごみの分別を心がけている」であり、次いで「こまめな消灯を心掛けている」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組については、実施している町民が多いため、省エネルギーの促進にあたっては、取組の習慣化や、地球温暖化対策が家計の節約等、メリットのある取組であることを認識してもらうことが重要であると考えられます。

また、取り組む予定はないとされた取組では「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」の回答が最も多くなりました。コンパクトシティ化¹⁸により公共交通機関の利用を促進することや、自動車の脱炭素化を推進していく必要があります。

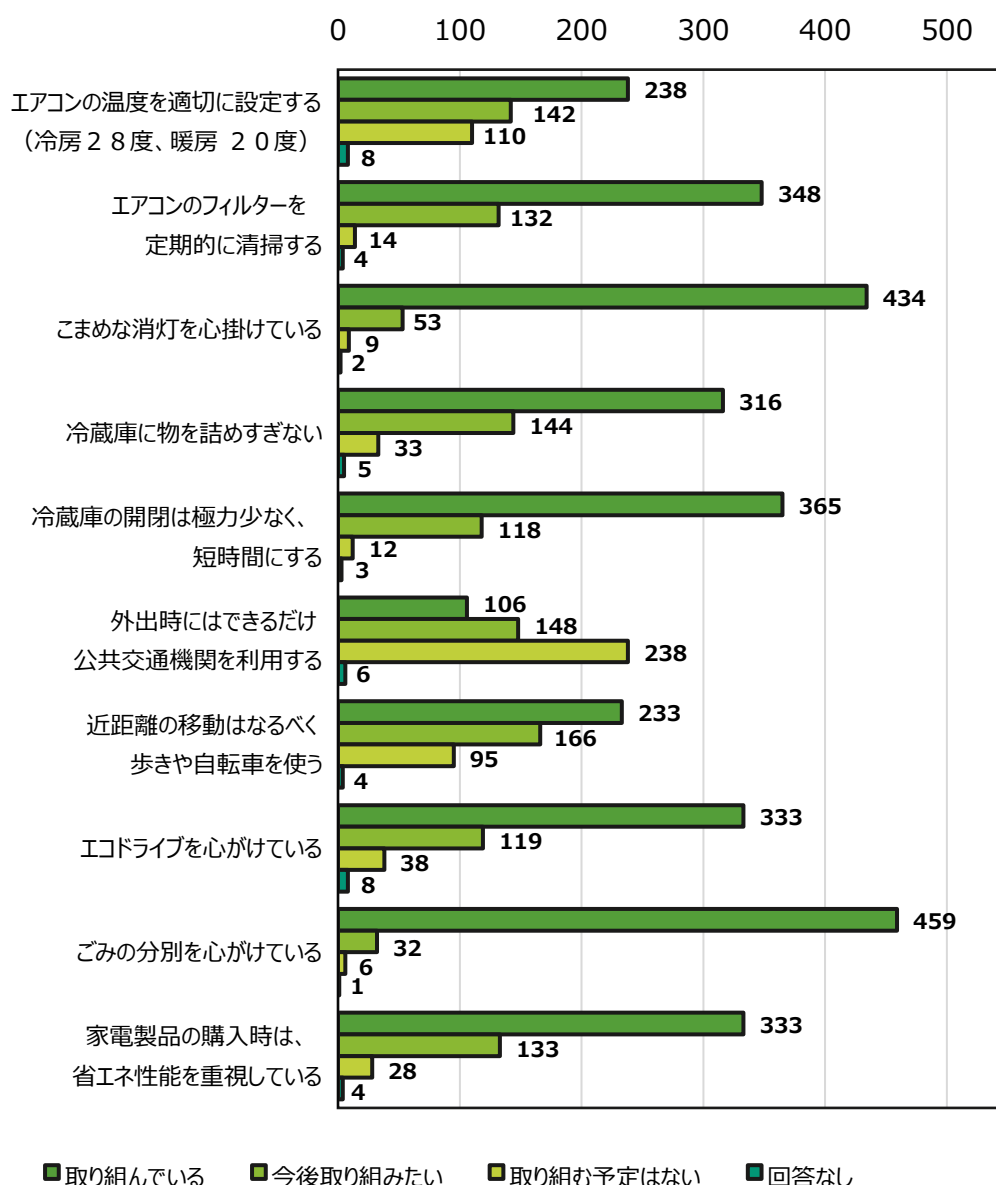


図 3-29 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】(町民アンケート調査)

¹⁸ 住まい・交通・公共サービス・商業施設などの生活機能をコンパクトに集約し、効率化するための政策のこと。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「公共交通機関の利便性向上」が最も多く、次いで「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」となりました。**シェアサイクル¹⁹**の導入等を検討するとともに、設備導入のための補助制度の設置を検討する必要があります。

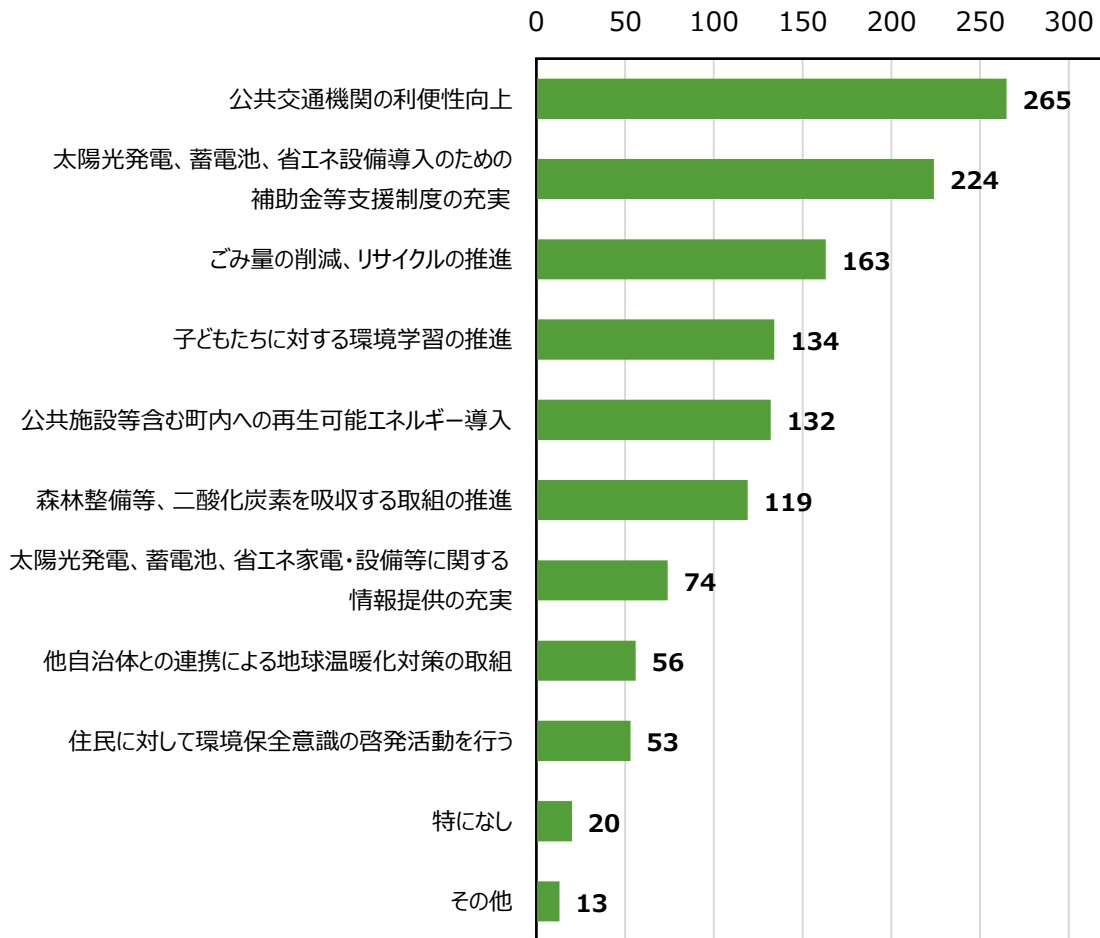


図 3-30 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】(町民アンケート調査)

¹⁹ 一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段のこと。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「水環境・水資源（湧水・水質保全）」が最も多く、次いで「健康（熱中症・感染症）」の回答が多くなりました。

本結果を踏まえ、気候変動への適応策を本計画に反映させます。

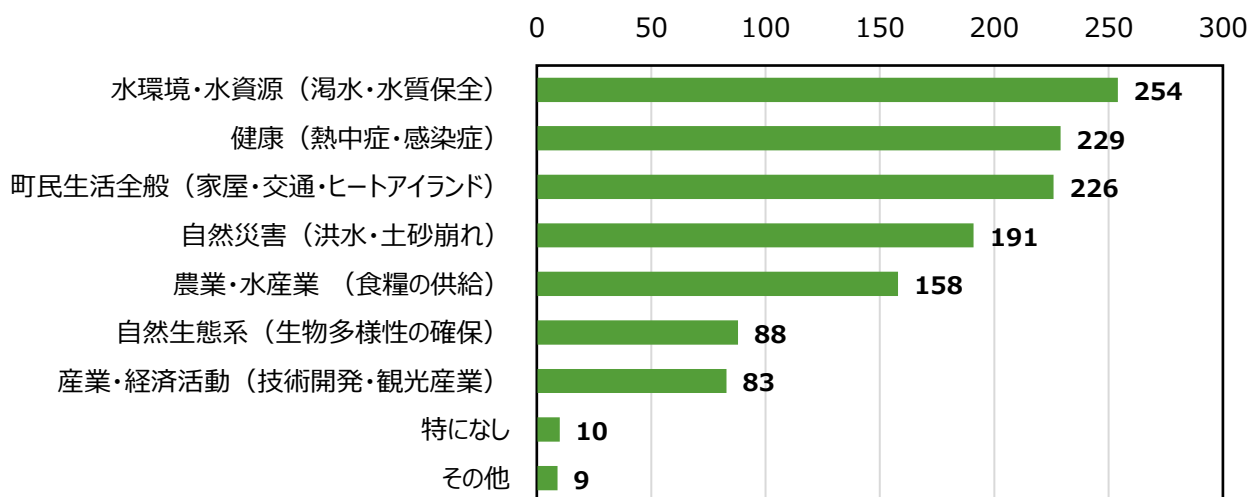


図 3-31 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】
（町民アンケート調査）

（2）事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、合計で 32%の事業者が「定めている」、「現在検討中である」と回答し、50%の事業者は削減目標や方針の設定に消極的でした。

エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営に向けた普及啓発を行う必要があります。

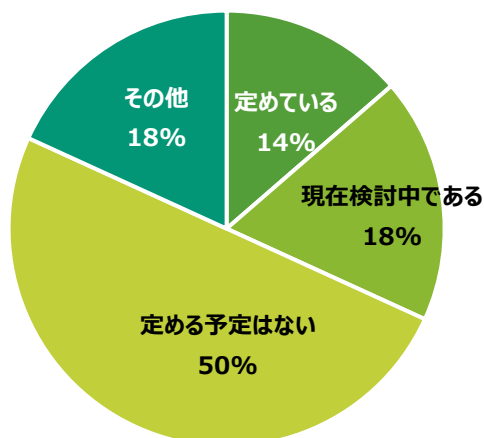


図 3-32 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
（事業者アンケート調査）

近年の地球温暖化による気候変動について、影響を与える可能性の高い不安要素は「強雨や台風の大型化による水害や土砂災害の増加」が最も多く、次いで「大規模災害によるインフラ・ライフラインへの影響」が多くなりました。町民アンケート調査の回答においても「自然災害対策」への取組は求められていたことから、優先的に推進していく必要があります。

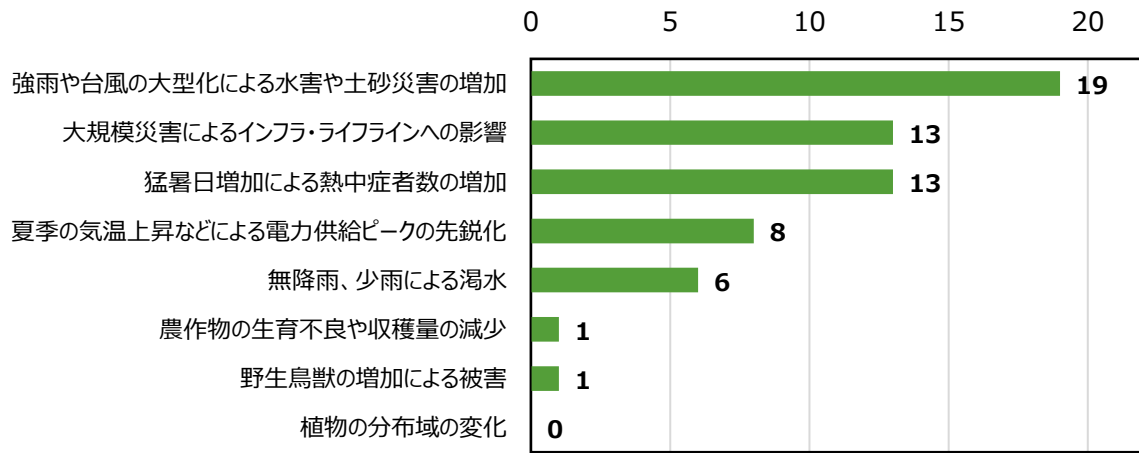


図 3-33 気候変動の影響における不安要素【複数回答】（事業者アンケート調査）

地球温暖化対策を進める上での課題については、「資金の不足」が最も多く、次いで「ノウハウの不足」、「情報の不足」が挙げられました。

補助制度の検討やノウハウ等の情報提供を行う必要があります。

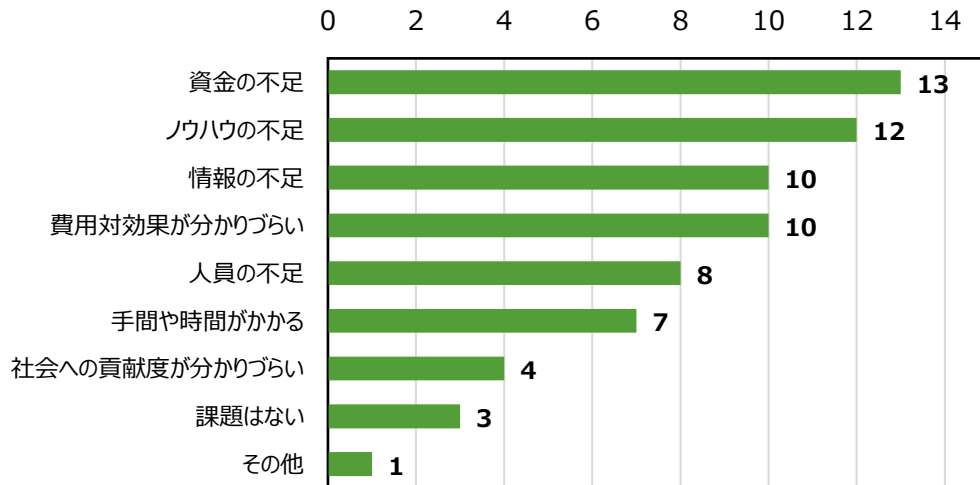


図 3-34 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者アンケート調査）

地球温暖化対策に関して知りたい情報は「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」が最も多く、次いで「国や県、町が行っている取組に関する情報」、「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県において行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供していく必要があります。

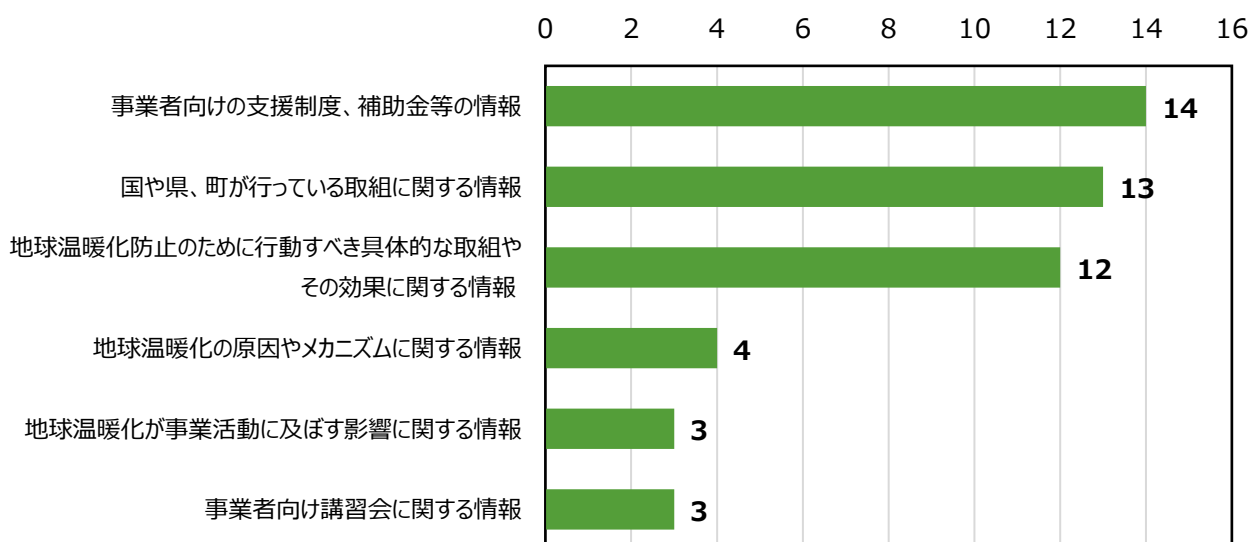


図 3-35 地球温暖化対策に関して知りたい情報【複数回答】（事業者アンケート調査）

地球温暖化対策で町に行ってほしい取組については、「地球温暖化対策への補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「地球温暖化に関する対策手法や効果等の情報提供」、「町として具体的な地球温暖化対策の目標を示すこと」となりました。

補助金等支援制度の拡充を検討するとともに、本計画において町の地球温暖化に関する具体的な方針、目標を示し、情報提供を積極的に行う必要があります。

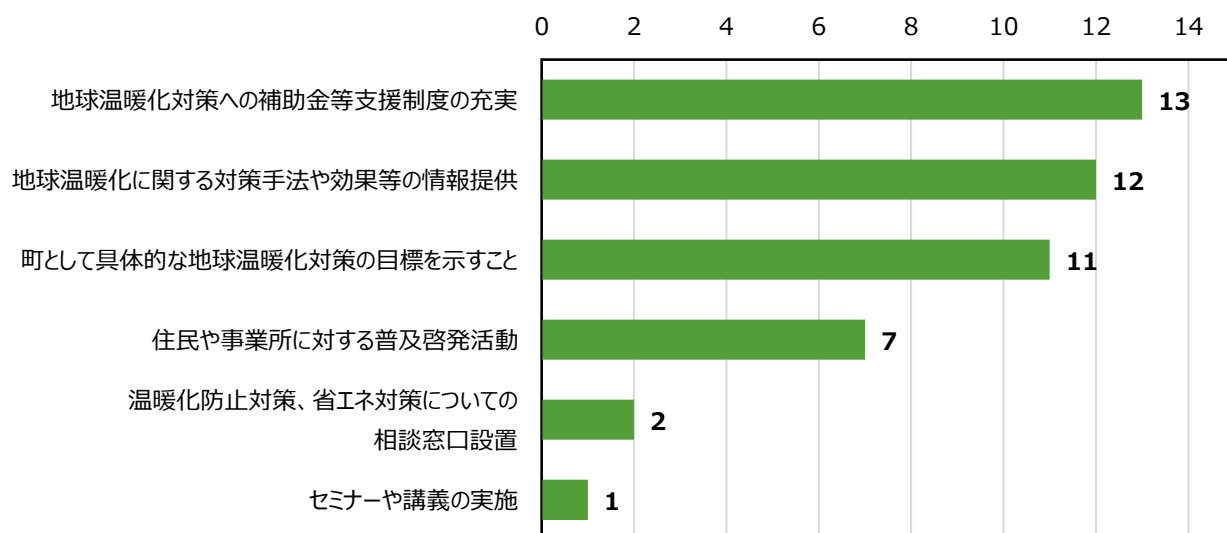


図 3-36 地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組【複数回答】（事業者アンケート調査）

また、アンケートと同時期に町内事業者4社を対象にヒアリングを実施しました。アンケート結果と同様に、「地球温暖化対策として省エネ対策等の身近な取組は実行しているが、それ以外は何をすべきかわからない」といった意見が多くありました。先行事例の紹介や、事業者が取り組むべき温暖化対策を明確化し、情報提供を行う必要があります。

さらに、本町は鉄道がなく、公共交通機関の利用が困難であるため、通勤・移動手段として自動車の利用が多く占めていることが分かりました。

これらの自動車のZEVへの変更についても、EV充電スタンドが少数であることや、資金不足の問題から進んでいない現状が伺えました。

今後、町として公共交通機関の整備やEV充電スタンドの整備、補助制度等の支援を検討し、積極的に情報提供を行っていく必要があります。

(3) 小・中学生（町内小学6年生・中学3年生）

地球温暖化に対する理解度では20%の小・中学生が「よく知っている」と回答し、64%の小・中学生が「内容はある程度知っている」と回答しました。合計では84%と、地球温暖化に関する理解度は高いことがわかりました。

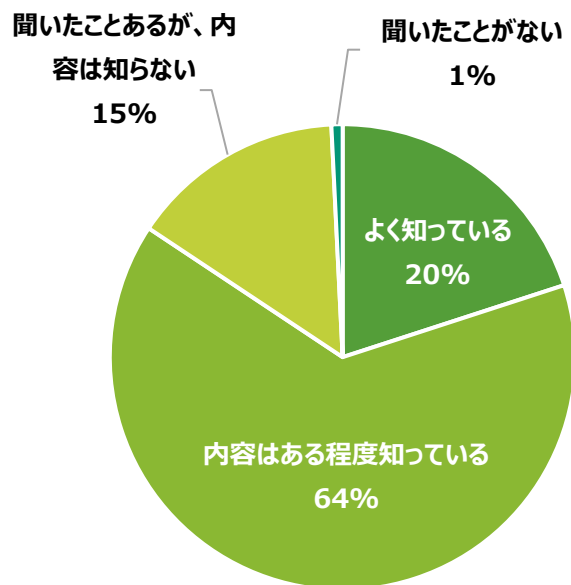


図 3-37 地球温暖化に対する知識【単数回答】（小・中学生アンケート調査）

環境保全の取組の実施状況については、「冷蔵庫をあけっぱなしにしない」が最も多く実施されており、次いで「歯をみがく時など、水を出しっぱなしにしない」「使わない部屋の電気のスイッチを切る」となりました。

こちらも町民アンケートの結果と同様、習慣化されている取組については、実施されている傾向にありました。

また、「実施していない」と回答された取組は、「環境問題について、友達や家族と話し合う」「家族で出かけるときは、電車やバスを使うようにする」の回答が多くなりました。コンパクトシティ化により公共交通機関の利用を促進することや、環境学習を推進し、家族で環境問題について考える機会の確保を促すことが重要であると考えられます。

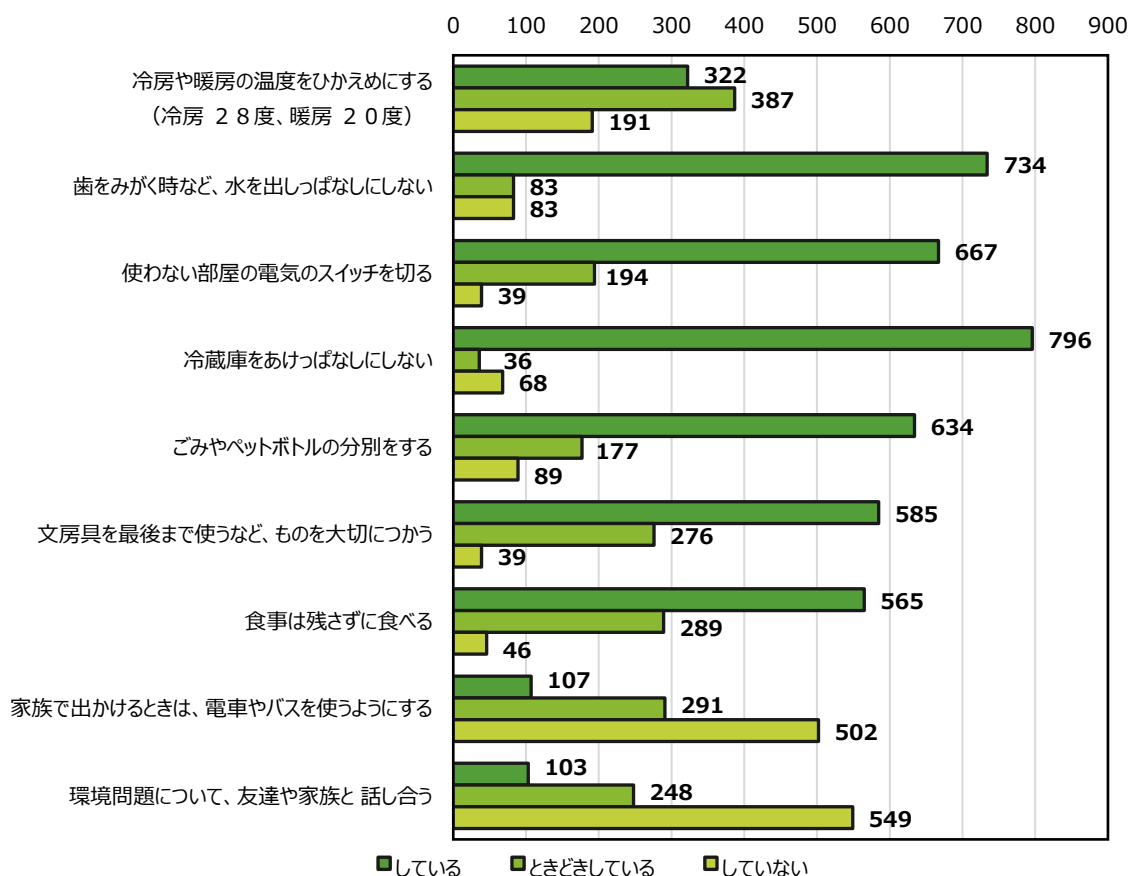


図 3-38 環境保全の取組実施状況【それぞれ単数回答】(小・中学生アンケート調査)

「地球温暖化について学びたいこと」については、「地球温暖化がもたらす影響」が最も多く、次いで「地球温暖化の原因や仕組み」、「地球温暖化による災害や暑さを防ぐための取組」となりました。

地球温暖化がもたらす影響や原因についても学習する機会を確保することで、危機感をもって主体的に地球温暖化対策に取り組めるよう促す必要があります。

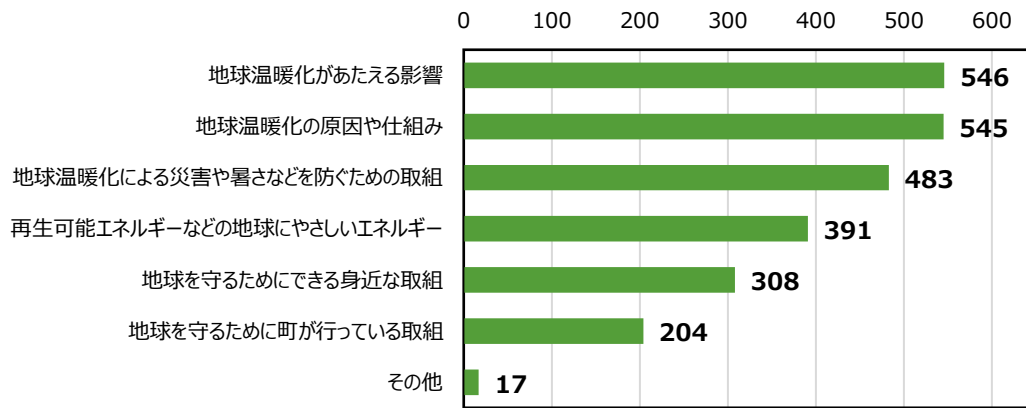


図 3-39 地球温暖化について学びたいこと【複数回答】(小・中学生アンケート調査)

参加してみたい環境保全活動について、「新聞やアルミ缶などの資源回収」が最も多く、次いで「地球環境問題を体験的に学ぶイベント」、「草花などを植える活動」となりました。

小・中学校の環境学習に対する支援や環境教育の充実を図るとともに、他自治体や企業と連携し、イベントの実施や本町には少ない田畑や森林の保全活動等の取組への参加機会を提供することが求められています。

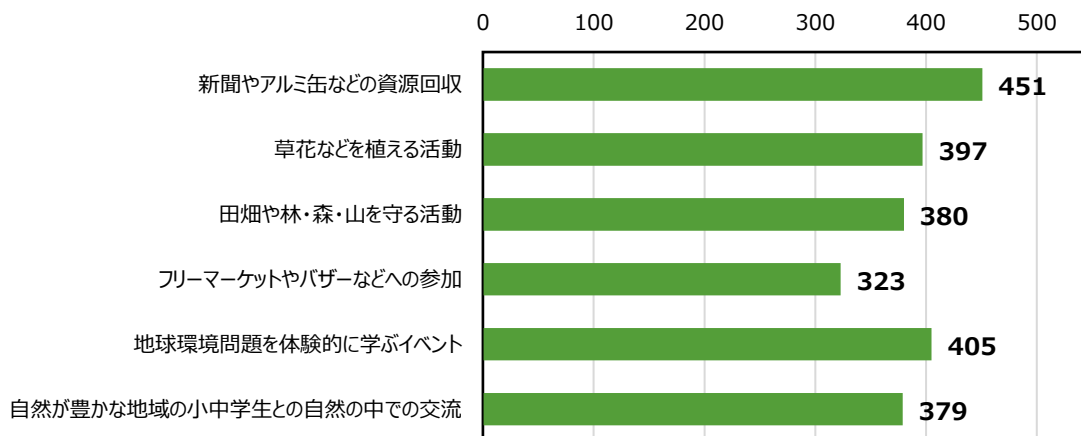


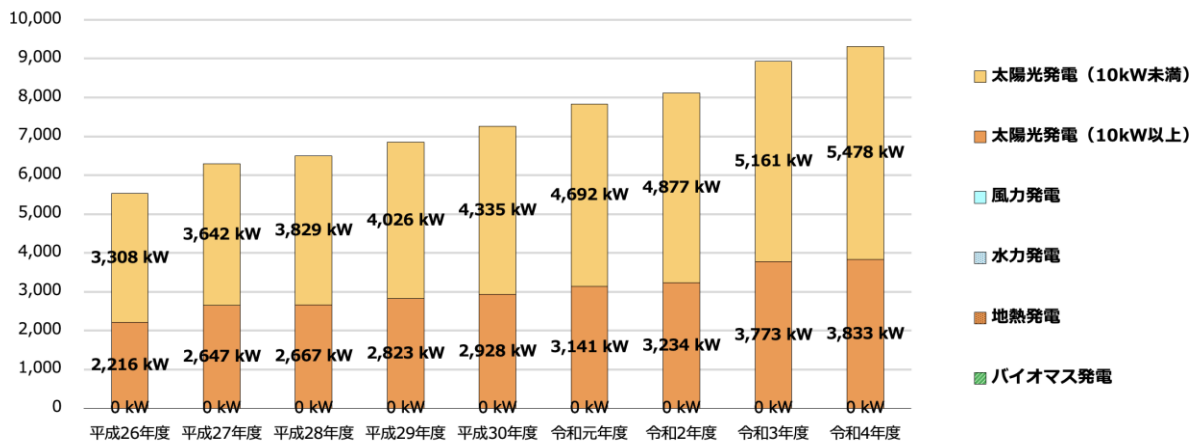
図 3-40 参加してみたい環境保全活動【複数回答】(小・中学生アンケート調査)

3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入実績

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町における再生可能エネルギーの導入実績をみると、太陽光発電は増加傾向にありますが、宅地が総面積の大部分を占める本町の特性上、FIT 制度²⁰における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については導入実績がありませんでした。



資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」に基づき作成

図 3-41 再生可能エネルギーの導入状況推移

²⁰ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指す。再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

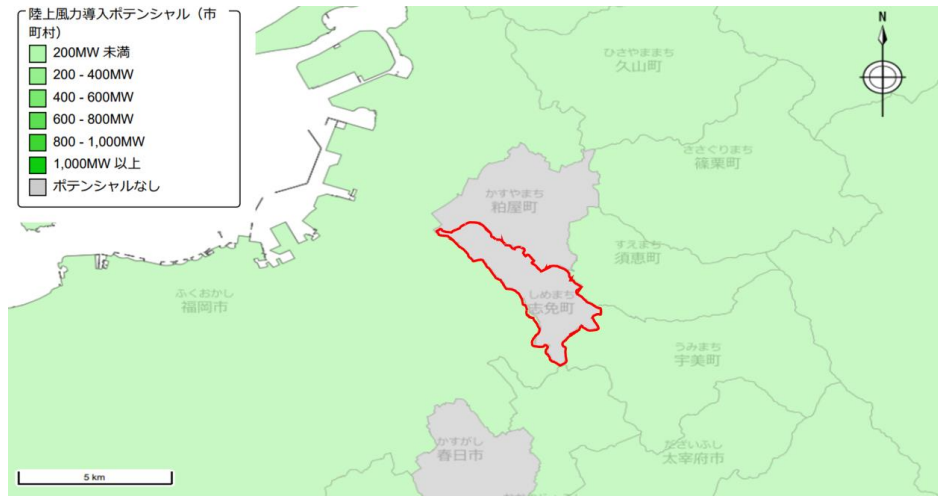
(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量です。

本町においては、地域特性上、一定以上の風速を確保できる山間部がないため風力発電のポテンシャルはなく、中小水力発電についても河川の落差や流量が少ないことからポテンシャルはありませんでした。

太陽光発電についても、官公庁や住宅・工場等へ設置する場合（建物系）、耕地や田・畑、荒廃農地等へ設置する場合（土地系）ともにポテンシャルは少なくなっています。

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、地中熱のポテンシャルがありました



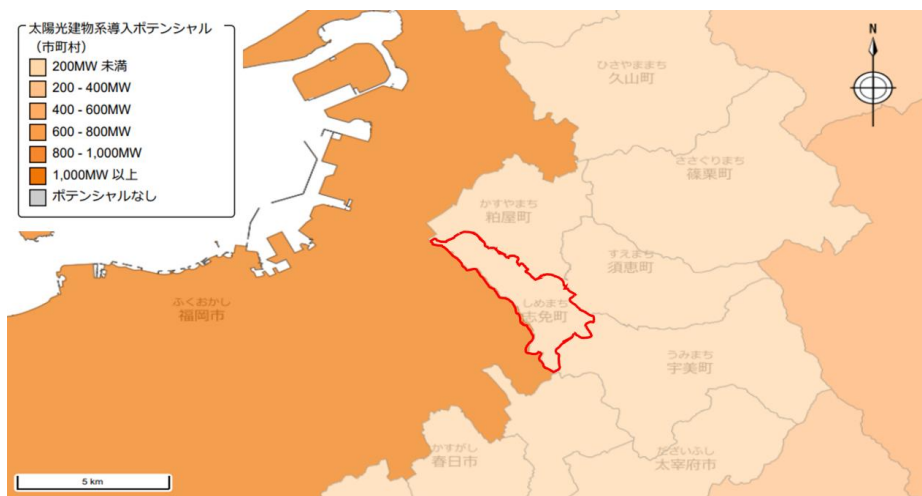
出典：REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)

図 3-42 風力発電導入ポテンシャル



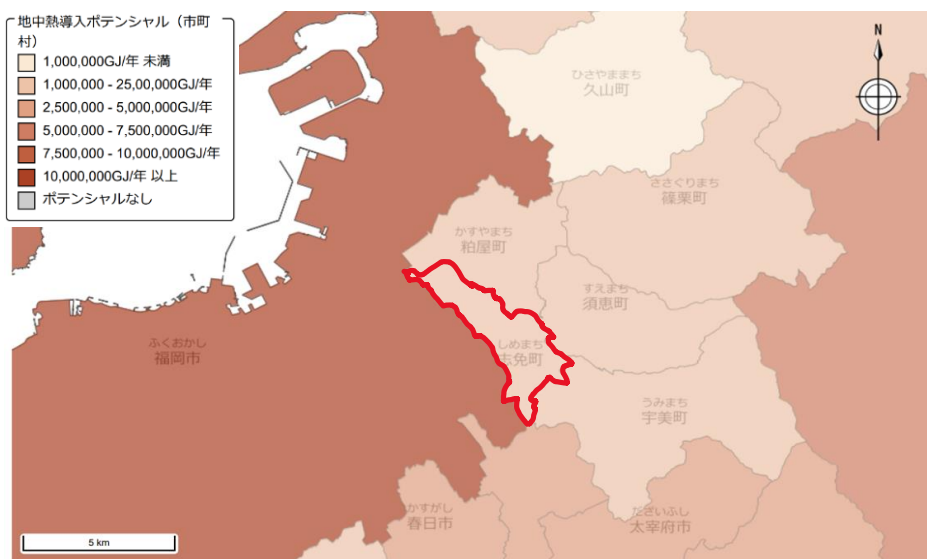
出典：REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)

図 3-43 中小水力発電導入ポテンシャル



出典：REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)

図3-44 太陽光発電(建物系)導入ポテンシャル



出典：REPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)

図3-45 地中熱導入ポテンシャル

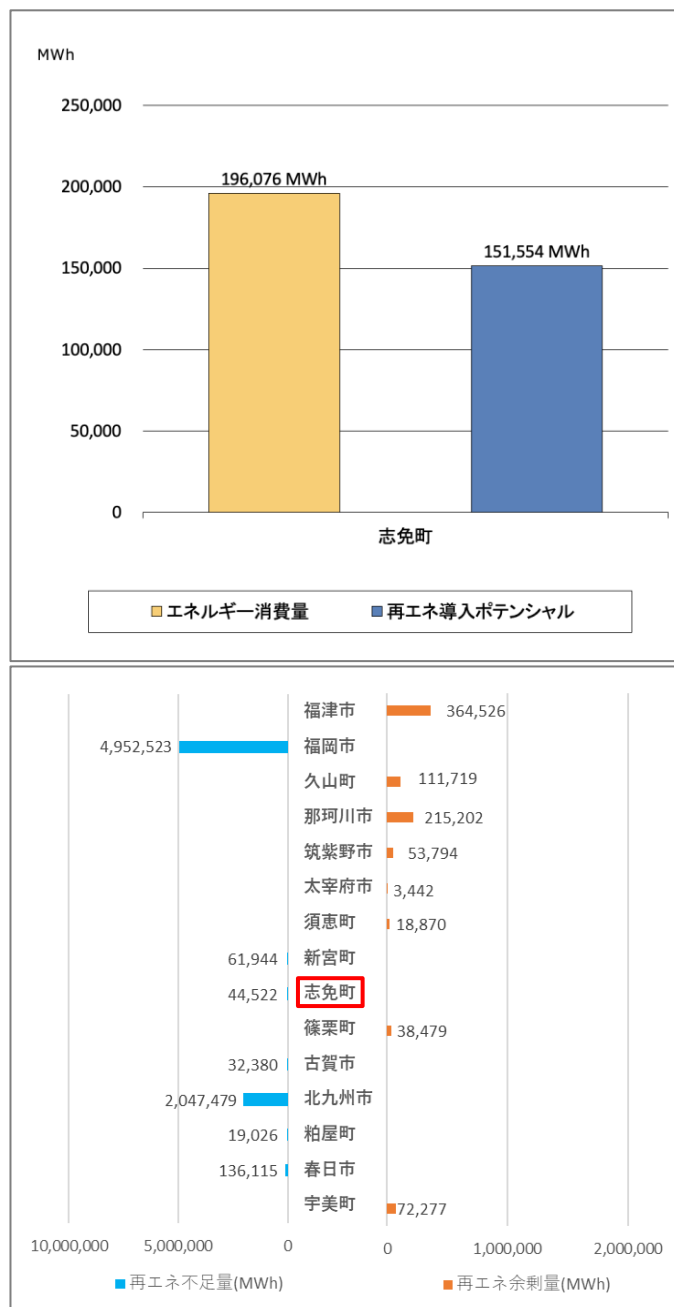
上記の導入ポテンシャルをまとめると以下のとおりです。

表3-1 志免町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの種類	導入ポテンシャル
太陽光発電(建物系)	136,209 MWh/年
太陽光発電(土地系)	15,345 MWh/年
風力発電	0 MWh/年
中小水力発電	0 MWh/年
地中熱	2,324,359 GJ/年

(3) エネルギー需要と再エネ導入ポテンシャルの比較

福岡県内の大半の自治体においては、再エネ導入ポテンシャルがエネルギー消費量を上回っており、余剰が発生しています。しかし、本町のエネルギー消費量と前述の再エネ導入ポテンシャルを比較すると、エネルギー消費量が再エネ導入ポテンシャルを上回っており、最大限に再生可能エネルギーを導入した場合においても、再生可能エネルギーのポテンシャルが不足しています。



自治体排出量カルテに基づき作成

図 3-46 エネルギー需要と再エネ導入ポテンシャルの比較



第 4 章

温室効果ガス排出量の 現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表 2-1 に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「排出量現況独自推計」を算出しました。

この「排出量現況独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や県の排出量から人口など統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケート調査に基づく住民のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も毎年度のフォローアップ時にアンケート等を実施することにより、住民の削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現状推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量²¹に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量算定方法

市区町村の CO₂排出量 = 都道府県の活動量あたりの CO₂排出量 × 市区町村の活動量

²¹ 一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO₂の排出量を算定する場合、ガソリンなどの燃料使用量[L など]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本町の温室効果ガスの排出状況は以下のとおりです。本町における令和2（2020）年度の二酸化炭素排出量は204,731t-CO₂であり、全体として平成25（2013）年度（基準年度）から21.5%減少しています。

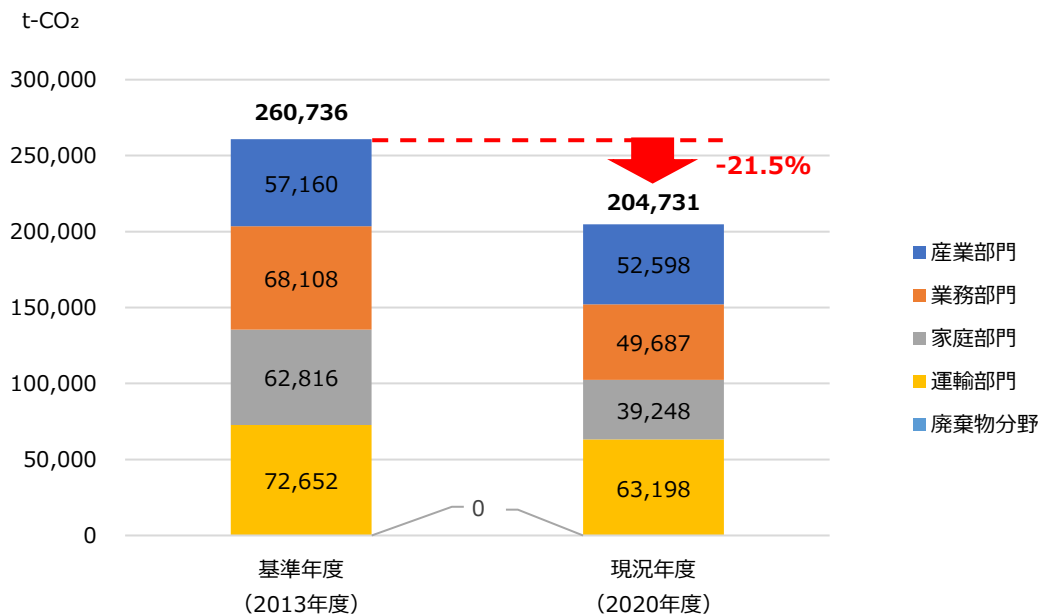
各部門が占める割合について、突出して排出量の多い部門は見られませんでした。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		2013年度（基準年度）			2020年度（現況年度）				
		活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	基準年度比	
産業部門	製造業	2,070,746	万円	54,437	2,854,973	万円	50,574	-7%	
	建設業・鉱業	1,140	人	2,235	1,063	人	1,936	-13%	
	農林水産業	11	人	488	3	人	88	-82%	
業務その他部門		12,963	人	68,108	14,452	人	49,687	-27%	
家庭部門		18,646	世帯	62,816	20,283	世帯	39,248	-38%	
運輸部門	自動車	旅客	22,455	台	41,098	24,666	台	34,518	-16%
		貨物	5,609	台	28,019	5,744	台	25,796	-8%
	鉄道	45,700	人	3,535	46,612	人	2,884	-18%	
廃棄物分野	一般廃棄物	-	トン	0	-	トン	0	-	
合計				260,736			204,731	-21.5%	

※2020年度（現況年度）は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量については、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のデータを採用。廃棄物分野については、ごみの焼却処理を行っていないため、排出量は0。



※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0 t-CO₂とする。

図 4 - 1 温室効果ガス排出量の現況

4 - 2 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU²²）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。また、③再生可能エネルギー導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

²² 現状すう勢ケース(BAU :Business As Usual)とは、今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する。

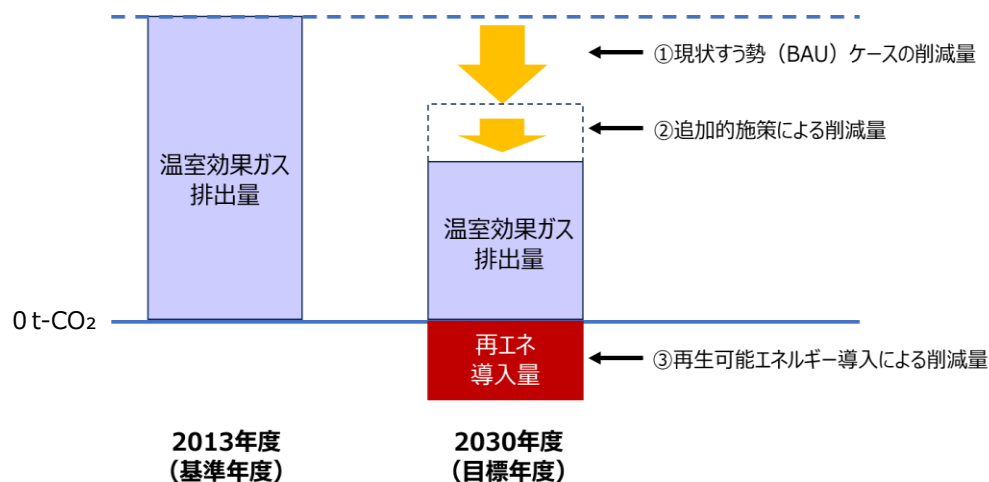


図 4 - 2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU)

本町における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の人口や産業などにおける活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。算定は、「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（環境省）を用いています。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度（令和 2（2020）年度）を起点として過去 10 年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。ただし、人口については志免町人口ビジョン²³（令和 2（2020）年 3 月策定）に記載されている将来推計値を採用しています。また、令和 12（2030）年度および令和 32（2050）年度の電力排出係数²⁴については国の地球温暖化対策計画において示されている 0.000253t-CO₂/kWh を用いています。

推計の結果、令和 12（2030）年度の排出量は 179,804t-CO₂、令和 32（2050）年度は 185,837 t-CO₂と算出されました。

²³ 人口減少・地方創生関連施策に特化した計画である総合戦略の前提となる、人口動向や将来展望を踏まえた基本的な方向を示した計画。

²⁴ 温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことを「排出係数」という。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を乗じて求める。

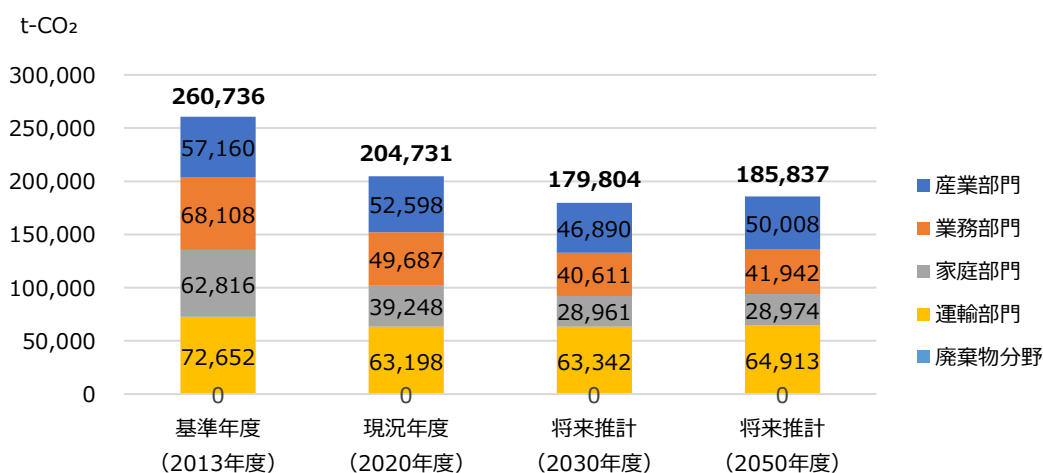
表 4 - 2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2020年度	2030年度	2050年度	
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	207	285	290	311	
	建設業・鉱業	従業員数	人	1,140	1,063	1,005	973	
	農林水産業	従業員数	人	11	3	0	0	
業務その他部門		従業員数	人	12,963	14,452	14,831	15,317	
家庭部門		人口	人	45,700	46,612	46,712	46,732	
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	22,455	24,666	25,384	26,358
		貨物	保有台数	台	5,609	5,744	5,755	5,797
	鉄道	人口	人	45,700	46,612	46,712	46,732	
廃棄物分野	一般廃棄物	人口	人	45,700	46,612	46,712	46,732	

表 4 - 3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度	現況年度	将来推計	将来推計
	2013年度	2020年度	2030年度	2050年度
産業部門	57,160	52,598	46,890	50,008
業務部門	68,108	49,687	40,611	41,942
家庭部門	62,816	39,248	28,961	28,974
運輸部門	72,652	63,198	63,342	64,913
廃棄物分野	0	0	0	0
合計	260,736	204,731	179,804	185,837

※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0 t-CO₂とする。



※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は0 t-CO₂とする。

図 4 - 3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 追加的削減量

本計画の6章で記載されている省エネ対策や再エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれることから、国が地球温暖化対策計画において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、追加的削減量は 37,054t-CO₂が見込まれました。

表 4-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	建築物の省エネルギー化（新築） 建築物の省エネルギー化（改修） 省エネルギー農機の導入 FEMS ²⁵ を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	6,275
業務部門	業務用給湯器の導入 高効率照明の導入 クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 BEMS ²⁶ の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	2,797
家庭部門	住宅の省エネルギー化（新築） 住宅の省エネルギー化（改修） 高効率照明の導入 高効率給湯機器の導入 クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 家庭エコ診断 ²⁷ HEMS ²⁸ 、スマートメーター ²⁹ を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	12,096

²⁵ Factory Energy Management System（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）の略で、フェムスと読む。工場を対象として、受配電設備・生産設備のエネルギー管理、使用状況の把握、機器の制御を可能とする管理システム。

²⁶ Building Energy Management System（ビルエネルギーマネジメントシステム）の略で、建物の使用エネルギーや室内環境を把握し、省エネルギーに役立つ管理システムのこと。

²⁷ 各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省エネ対策を提案することにより効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度。

²⁸ Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略称で、家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

²⁹ 毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

運輸部門	公共交通機関の利用促進 次世代自動車 ³⁰ の普及、燃費改善	11,360
その他 部門横断	高効率空調の導入 コージェネレーション ³¹ の導入	4,526
合計		37,054

(4) 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-9 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

なお、風力発電及び中小水力発電については、ポテンシャルがないため、2030年度までは太陽光発電のみの導入、そして2030年度以降2050年度までには技術革新や導入コストの低下を想定し、地中熱の導入、さらに再生可能エネルギー資源を豊富にもつ他地域との連携により町外からの再エネ由来電力の導入等を行うこととしました。

表4-5 再生可能エネルギー導入見込み量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030年度		2050年度	
	導入見込み量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入見込み量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	6,938	1,755	108,967	27,569
太陽光発電（土地系）	782	198	12,276	3,106
他地域との連携による再エネ導入	-	-	204,993	51,863
合計	7,719	1,953	326,236	82,538

³⁰ 「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

³¹ 天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

表 4 - 6 再生可能エネルギー導入見込み量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入見込み量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入見込み量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
地中熱	-	-	1,162,180	66,244
合計	-	-	1,162,180	66,244

（５） 志免町における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

上記（２）から（４）を踏まえて推計した令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。

それぞれ 140,799t-CO₂、0 t-CO₂であり、基準年度比（2013 年度比）で 46.0%、100%の削減が見込まれます。

表 4 - 7 2030 年度温室効果ガス排出量の将来推計（単位：t-CO₂）

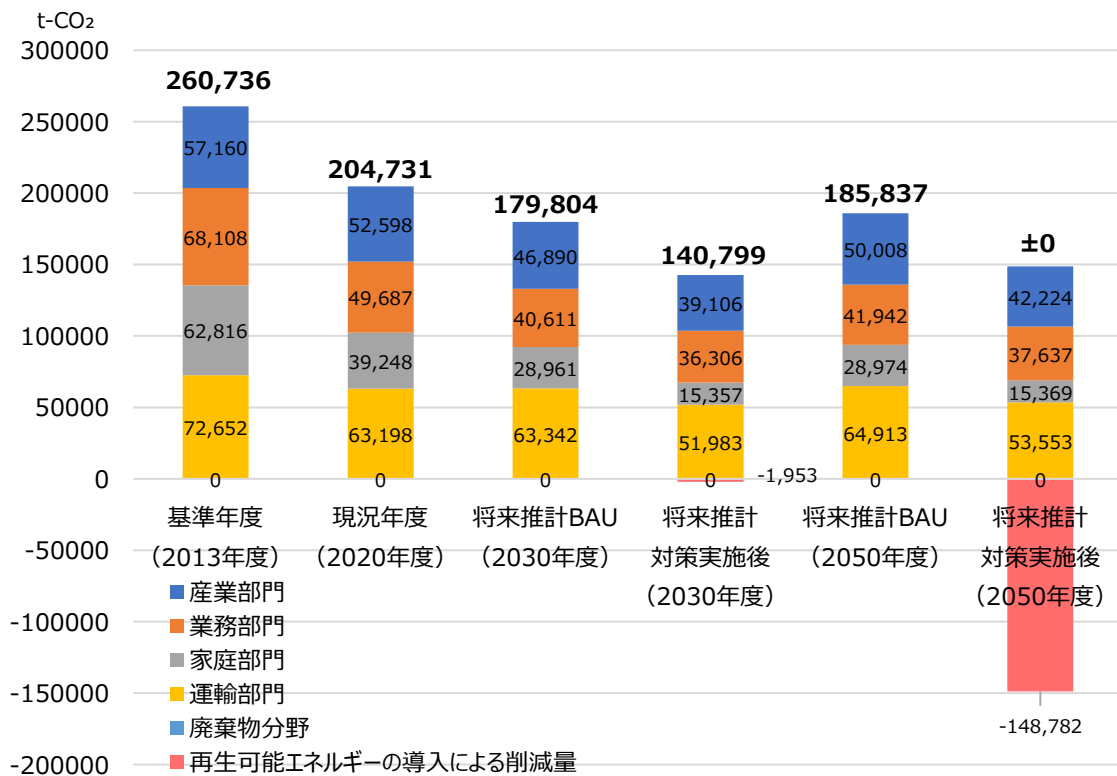
区分	基準年度 2013 年度	現況年度 2020 年度	将来推計 2030 年度			
			排出量 ①-②	2013 年度比 増減率	① BAU 排出量	② 追加的施策 削減量
産業部門	57,160	52,598	39,106	-31.6%	46,890	7,784
業務部門	68,108	49,687	36,306	-46.7%	40,611	4,305
家庭部門	62,816	39,248	15,357	-75.6%	28,961	13,605
運輸部門	72,652	63,198	51,983	-28.5%	63,342	11,360
廃棄物分野	0	0	0	-	0	-
再生可能エネルギー導入	-	-	-1,953	-	-	-
合計	260,736	204,731	140,799	-46.0%	179,804	37,054

※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は 0 t-CO₂とする。

表 4 - 8 2050 年度温室効果ガス排出量の将来推計 (単位 : t-CO₂)

区分	基準年度 2013 年度	現況年度 2020 年度	将来推計 2050 年度			
			排出量 ①-②	2013 年度比 増減率	① BAU 排出量	② 追加的施策 削減量
産業部門	57,160	52,598	42,224	-26.1%	50,008	7,784
業務部門	68,108	49,687	37,637	-44.7%	41,942	4,305
家庭部門	62,816	39,248	15,369	-75.5%	28,974	13,605
運輸部門	72,652	63,198	53,553	-26.3%	64,913	11,360
廃棄物分野	0	0	0	-	0	-
再生可能エネルギー導入	-	-	-148,782	-	-	-
合計	260,736	204,731	0	-100.0%	185,837	37,054

※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は 0 t-CO₂とする。



※本町においては、ごみの焼却処理を行っていないため、廃棄物分野における排出量は 0 t-CO₂とする。

図 4 - 4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ



第 5 章 将来像と計画の目標

5-1 目指す将来像

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町民、事業者、町が連携を図りゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

町民、事業者、町が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。

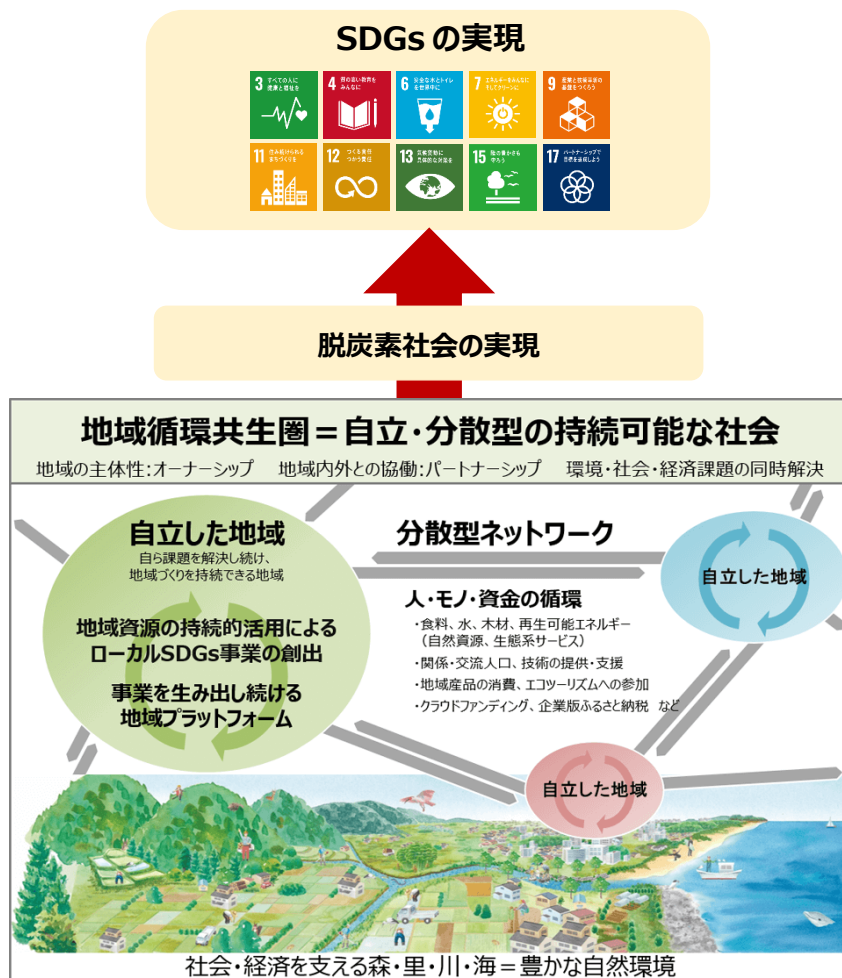


5-2 地域課題同時解決の考え方

地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。

地球温暖化対策の取組を地域課題の同時解決の機会とする上で、第五次環境基本計画³²に位置付けられている「地域循環共生圏」という考え方が重要となります。

地域循環共生圏とは、各地域が地域資源を持続可能な形で最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、より広域的なネットワークを構築し、地域における脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図ることであり、地域でSDGsを実践する「ローカルSDGs」とも呼ばれます。



出典：環境省ローカル SDGs－地域循環共生圏

図 5-1 地域循環共生圏の概要と脱炭素、SDGs との関連

³² 環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）」では、国の目標と同様に、「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 46%削減」する旨が示されています。

第 4 章における温室効果ガス排出量の推計結果及び国、県の目標を踏まえ、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の本町における二酸化炭素排出量について、

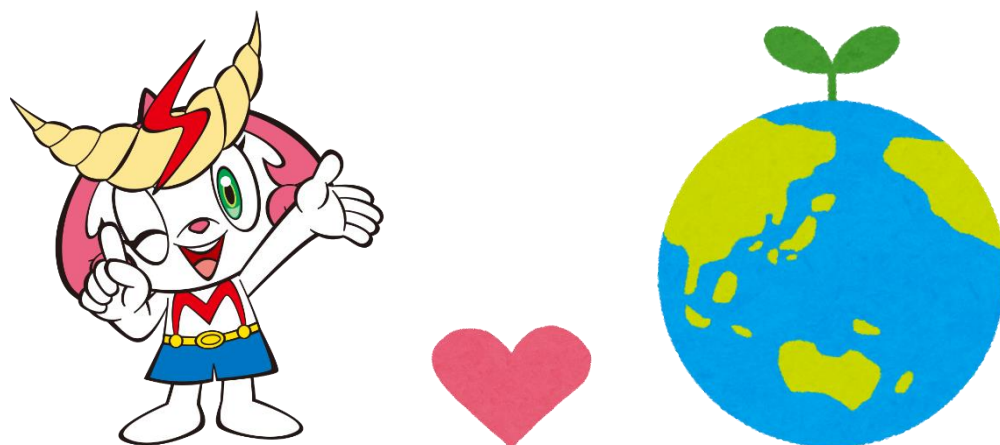
平成 25（2013）年度比で **46%**削減します。

平成 25（2013）年度 **260,736t-CO₂**→令和 12（2030）年度 **140,799t-CO₂**

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／



5-4 再生可能エネルギー導入目標

「5-3 温室効果ガス削減目標」に掲げた目標を達成するため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標

2030 年度導入目標（電気）	：	7,719 MWh/年
2050 年度導入目標（電気）	：	326,236 MWh/年
2050 年度導入目標（熱）	：	1,162,180 GJ/年

表 5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	6,938	108,967	約 8 割の戸建て住宅等の屋根に太陽光発電が設置されている。
太陽光 (土地系)	782	12,276	約 8 割の耕地等に太陽光発電が設置されている。
他地域からの再生可能エネルギー導入	—	204,993	2050 年度脱炭素のために必要な削減量を他地域からの再生可能エネルギー導入により賄う。
合計	7,719	326,236	—

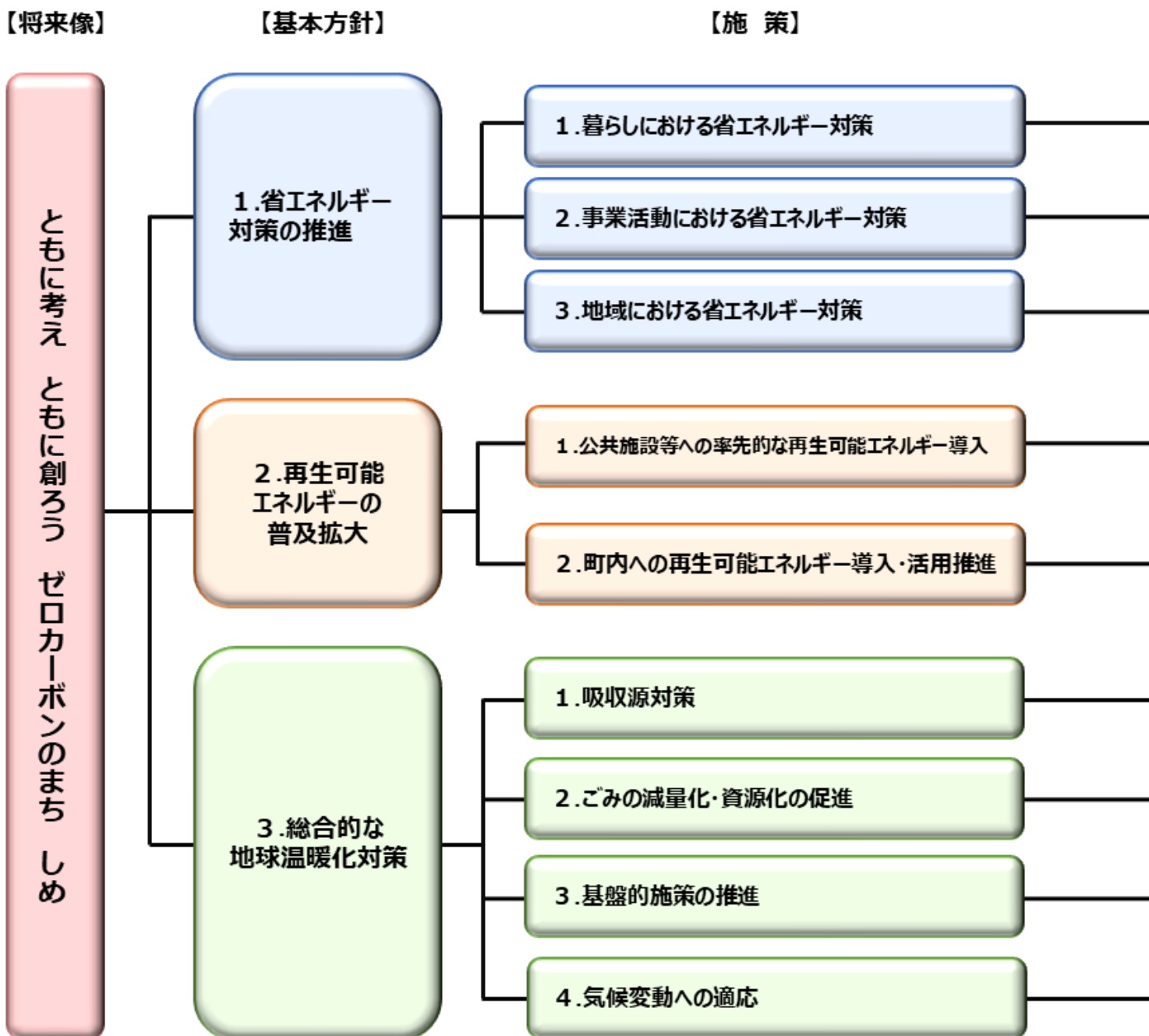
表 5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度の実現イメージ
地中熱	—	1,162,180	2030 年度以降、ポテンシャルの 5 割の地中熱が利用されている。
合計	—	1,162,180	—



第 6 章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図



【貢献する SDGs】



【町の具体的な取組】

住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/
省エネルギー型ビジネススタイルへの転換促進

公共交通等の利用促進/次世代自動車の導入促進/コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/再生可能エネルギー由来電力の導入

太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進/再生可能エネルギー由来電力への切り替え促進/
他自治体との都市間連携の検討

緑化の推進/建築物の木材利用の推進

家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有効活用促進/環境配慮型商品の普及促進

環境学習機会の提供・支援/他自治体との都市間連携の検討

水資源の対策/自然災害の対策/健康への影響対策/生活基盤における対策

6 - 2 施策の推進

目標の実現に向けて、基本方針ごとに具体的な取組を示します。地球温暖化対策を推進するためには、一人一人が本計画の理解推進に努め、次に掲げる施策や取組に主体的に参画する必要があります。

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

貢献する SDGs



私たちの暮らしや社会はエネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等もすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減は不可欠であり、省エネルギー対策を一層推進していく必要があります。

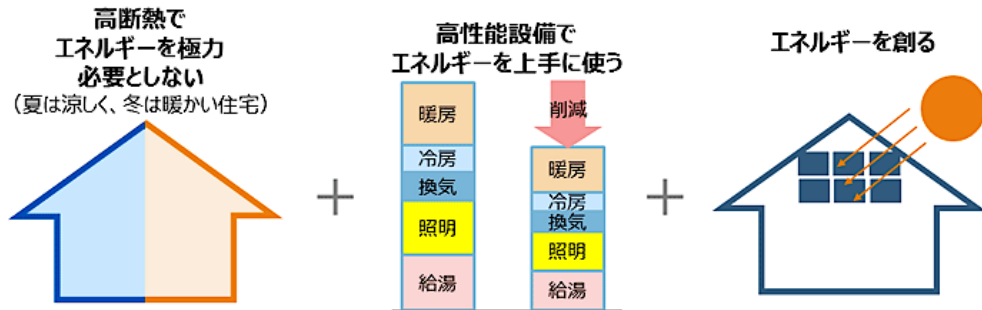
施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

施策 1 暮らしにおける省エネルギー対策	
町の具体的な取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅や建築物の高気密・高断熱化による省エネルギー化と、新築の住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ³³ の普及啓発を行い、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行い、導入支援（補助金等の交付）を検討します。

³³ 快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギー・マネジメントシステム） ³⁴ の情報提供を行います。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション 30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。



出典：省エネポータル

図 6-1 ZEH のイメージ図

家庭でできる省エネは？ - 省エネ行動と省エネ効果 -

「省エネポータルサイト：家庭でできる省エネ」（資源エネルギー庁）
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html) を加工して作成 (2022年6月時点)

機器	項目	省エネ効果(月)	光熱費節約(月)
エアコン	設定温度を適切に <small>外気温度 31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合(使用時間：9 時間/日)</small>	約2.52kWh	約68円
	フィルターをきれいに <small>フィルターが目詰りしているエアコン(2.2kW)とフィルターを清掃した場合の比較</small>	約2.66kWh	約72円
冷蔵庫	設定温度を適切に <small>設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度 22℃)</small>	約5.14kWh	約139円
	入れる量を控えるために <small>冷蔵庫にものを詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較</small>	約3.65kWh	約98円
テレビ	明るさを控えるために <small>テレビ(32V型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合</small>	約2.26kWh	約61円
電気ポット	保温時間を適切に <small>電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較</small>	約8.95kWh	約242円
洗濯機・洗濯乾燥機	洗濯はまとめて <small>定格容量(洗濯・脱水容量：6kg)の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて洗う回数を半分にした場合の比較</small>	約0.49kWh	約13円
	乾燥はまとめて <small>定格容量(5kg)の 8 割を入れて 2 日に 1 回使用した場合と、4 割ずつに分けて毎日使用した場合の比較</small>	約3.50kWh	約94円

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 6-2 家庭でできる省エネ行動と省エネ効果

³⁴ 情報通信技術 (ICT) を用いて、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー (電気・ガス等) の使用状況を把握及び管理し、最適化する「省エネ」を行うシステム。

デコ活で将来の豊かな暮らしを！

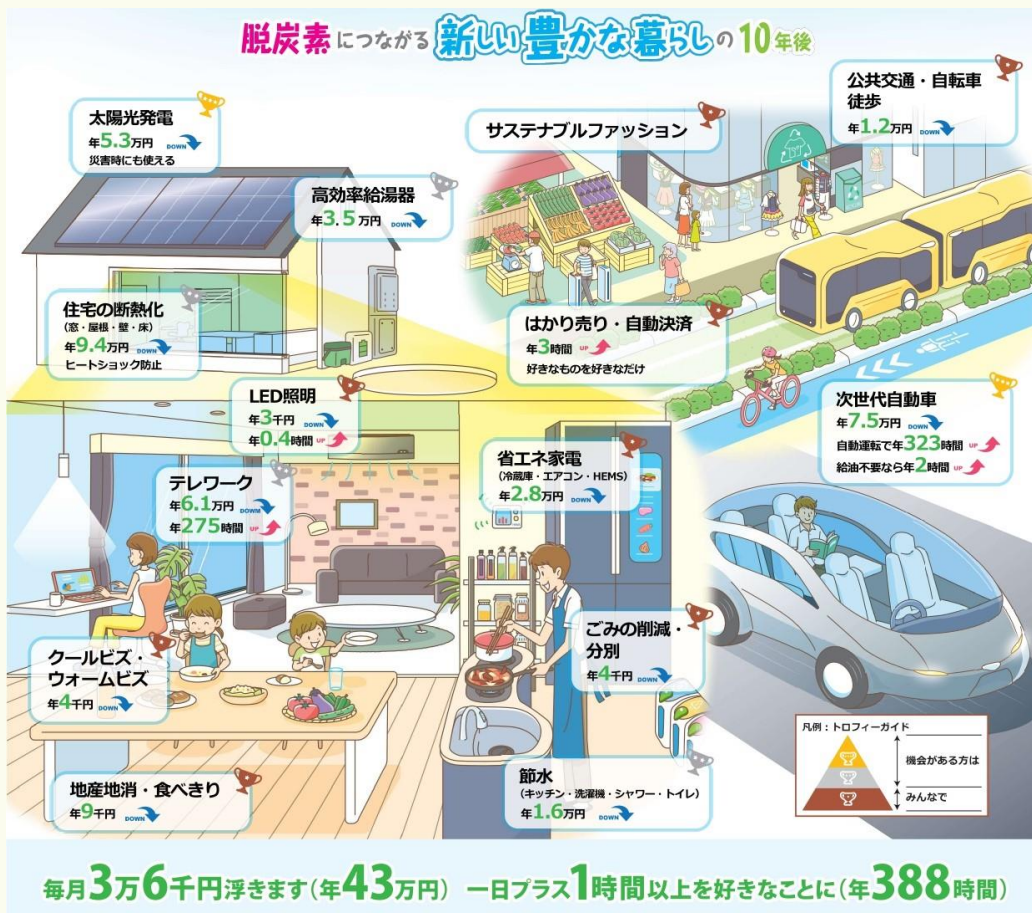
「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。

いまから10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい豊かな暮らしの方法を提案し、将来の暮らしの絵姿を提示しています。

今後、このような脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの全体像を国、自治体、企業、団体、消費者等と協力しながらアナログ・デジタル問わず提供するために取り組んでいくとしています。

デコ活

くらしの中のエコロがけ



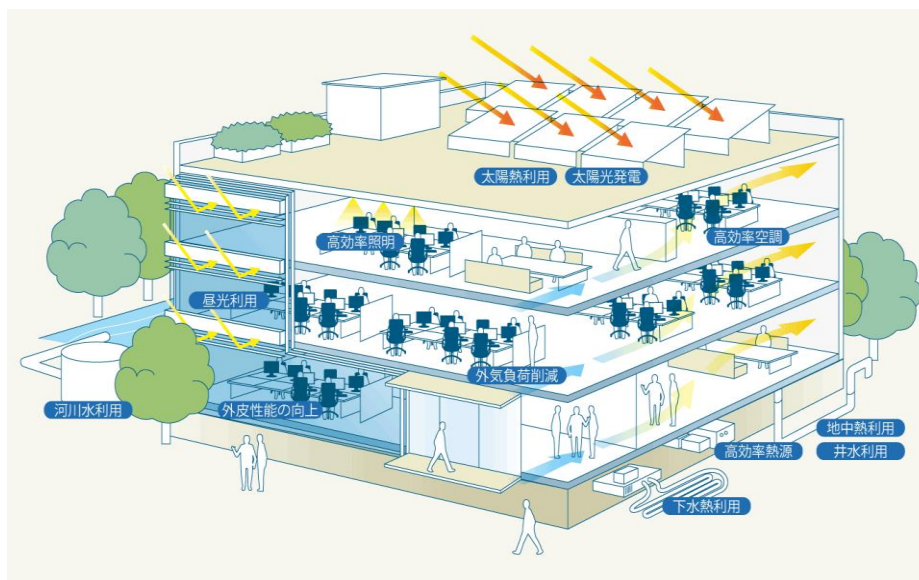
出典：環境省デコ活

施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、補助金による支援等を検討します。

また、省エネルギー対策について情報提供を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

施策2 事業活動における省エネルギー対策	
町の具体的な取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密・高断熱化による省エネルギー化と、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ³⁵ の普及啓発を行い、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発を行い、導入支援（補助金等の交付）を検討します。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行います。
省エネルギー型ビジネススタイルへの転換促進	国の「エコアクション 21」 ³⁶ 、「デコ活」や県の「エコ事業所」 ³⁷ 等について普及啓発を行い、ビジネススタイルの転換を促進します。



出典：省エネポータル

図6-3 ZEBのイメージ図

³⁵ 室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目標とした建築物のこと。

³⁶ 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）であり、一般に「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。

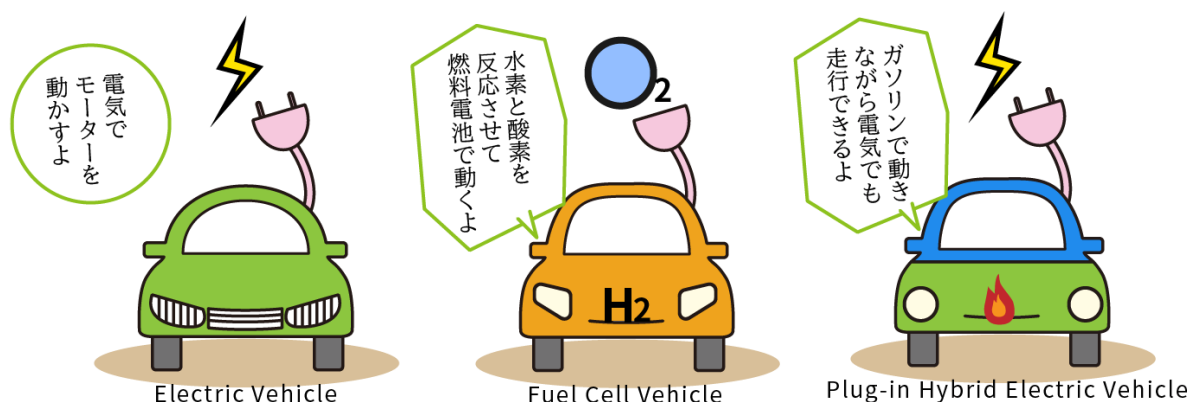
³⁷ 福岡県で行っている、地球温暖化対策を促進するため、省エネルギーや省資源に取り組む事業所を募集・登録する制度。

施策3 地域における省エネルギー対策

本町の実情に応じたオンデマンドバス³⁸等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用など社会的価値にも着目し、EV、FCVへの普及転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

施策3 地域における省エネルギー対策	
町の具体的な取組	内容
公共交通等の利用促進	オンデマンドバスの運行やシェアサイクルの導入を検討し、交通手段のシェアリング ³⁹ を推進するとともに、公共交通の利用を促進します。
次世代自動車の導入促進	公用車を更新する際にはEVの導入を推進するとともに、ZEV ⁴⁰ 等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。
コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進	「志免町都市計画マスタープラン」の将来都市構造に基づき適切な土地利用を推進し、都市機能のコンパクト化を図ります。



出典：環境省

図6-4 EV、FCV、PHVの特徴

³⁸ 既定の経路や時刻表がなく、アプリや電話で予約をする事で近くの乗車場所で乗車ができる予約型のバス。

³⁹ モノや空間など、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

⁴⁰ 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

基本方針 1 の推進により解決を目指す地域課題

地球温暖化対策

- ・建築、住宅物の省エネ促進
- ・省エネ機器、設備の導入
- ・公共交通等の利用促進
- ・コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

社会分野

- ・住みやすさの向上による定住促進
- ・交通の利便性の向上による移動機会の増加
- ・交通渋滞の緩和
- ・コンパクトシティ化（歩いて暮らせるまちづくり）による健康増進
- ・自動車交通量減少による大気環境の改善

経済分野

- ・エネルギーへの出資金額の低下による利益向上
- ・公共交通利用による地域経済への波及効果
- ・コンパクトシティ化による中心市街地の活性化
- ・コンパクトシティ化によるインフラ維持コストの削減、行政効率の向上

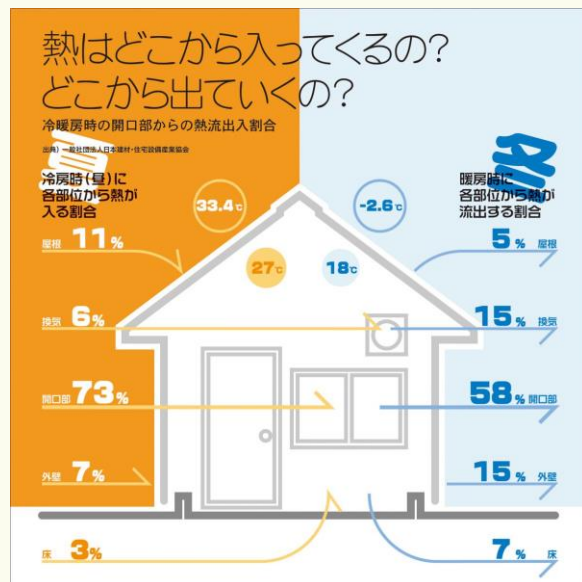


熱はどこから出入りするの？

暑さ寒さを決める熱は、主に窓から出入りします。すだれやグリーンカーテン、遮熱カーテン等を上手に使うことで、窓からの熱の出入りを軽減することができ、冷暖房を効率的に使用することができます。

また、暖かい空気は天井に、冷たい空気は床にたまりやすいため、扇風機やサーキュレーターで空気を対流させたり、ヒーターを窓際に置いたり、湿度を調節したりすることも有効な対策です。

そして、冷暖房の使い方の工夫やこまめなお手入れは、省エネにつながります！



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

基本方針 1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用する。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

貢献する SDGs



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らしつつ、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことで、脱炭素社会の実現を目指します。

施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス⁴¹強化やエネルギーの地産地消を推進します。

施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入	
町の具体的な取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大	国の取組に準じて設置可能な町保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて検討します。
再生可能エネルギー由来電力の導入	町で調達する電力については、再エネ電力の調達を検討します。

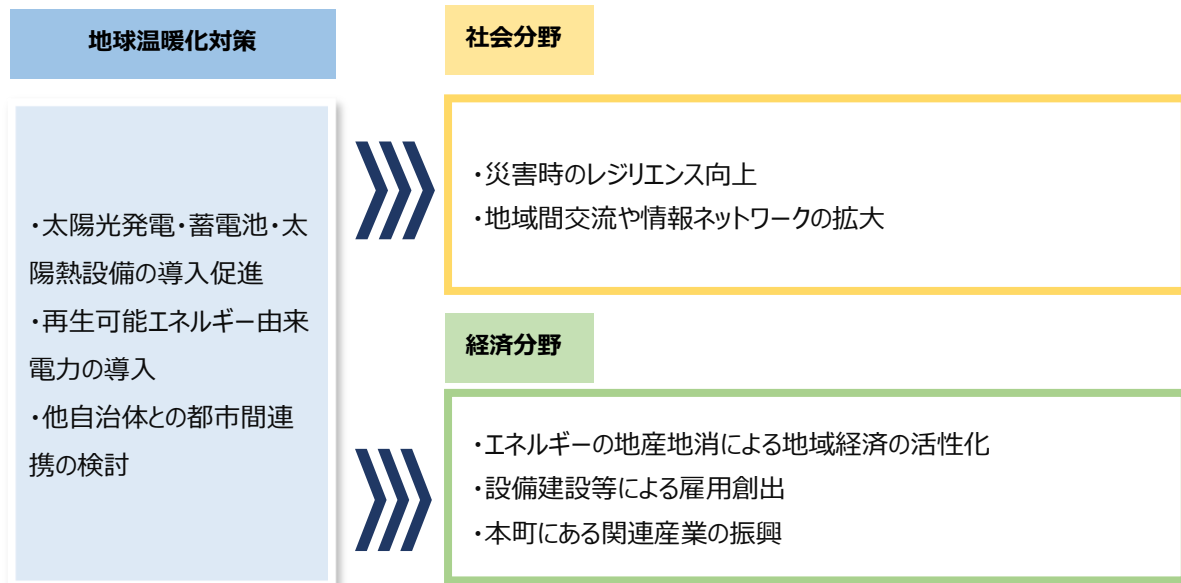
⁴¹ 「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、地域における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備（太陽光発電等）の導入を促進するため、普及啓発に努めます。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進	
町の具体的な取組	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	住宅用太陽光発電設備、蓄電池及び太陽熱設備の設置費に対する支援を検討するとともに、普及啓発を行うことで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切り替え促進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
他自治体との都市間連携の検討	未利用地が他自治体に比べて少ない本町では、土地の確保が困難であるため、再生可能エネルギー設備等設置のための適地を持つ他自治体との連携により、区域外から再生可能エネルギー等の調達を検討します。

基本方針 2 の推進により解決を目指す地域課題



基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献する SDGs



脱炭素の早期実現に向け、緑化の推進による吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 1 吸収源対策

公園内の緑の保全に努め、適切な維持管理を行うことで、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を継続します。

また、**森林環境譲与税⁴²**を活用した木材利用により、森林整備を促進します。

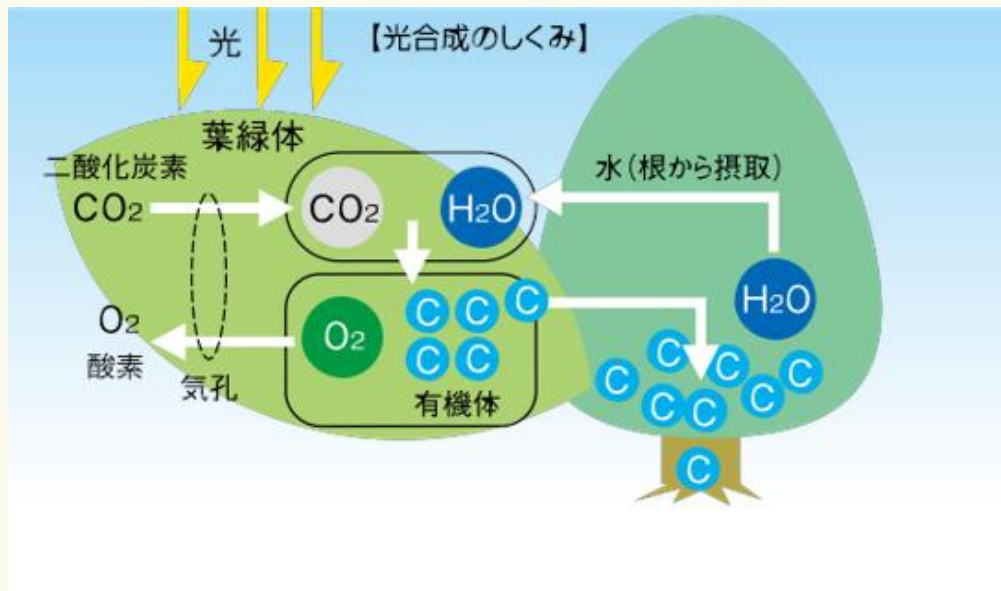
施策 1 吸収源対策	
町の具体的な取組	内容
緑化の推進	開発行為により農地等から住宅地などに土地利用転換する場合は、緑地確保に関する指導を継続して実施し、緑豊かな市街地の形成を促進します。
建築物の木材利用の推進	森林環境譲与税について、公共施設の木工事部分や木製品の導入に利用することで、木材の利用促進を図り、森林吸収量の増加に繋がります。

⁴² 市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金。

森林による二酸化炭素の吸収

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。成長期の若い森林は、CO₂をたくさん吸収して大きくなりますが、成熟するとCO₂を吸収する割合が低下していきます。一般的には、温暖化対策のために木を植えるというイメージがありますが、健全な森林を整備・保全することも、重要な温暖化対策になります。



出典：林野庁

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るため、適正なリサイクルの促進や情報提供、普及啓発を行います。

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進	
町の具体的な取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	「志免町ごみ分別アプリ ⁴³ 」の利用促進や、4 R 運動 ⁴⁴ の推進により、ごみの分別方法や家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
食品ロス削減の推進	家庭等における食品ロス削減活動の普及啓発を行うとともに、飲食店等に向けて、県で実施している食品ロス削減県民運動協力店（「食べもの余らせん隊」 ⁴⁵ ）の登録を促進します。また、「てまえどり ⁴⁶ 」のポップを町内の小売店等で掲示し、食品ロス削減の呼びかけを促進します。
資源の有効活用促進	分別回収の徹底や、古紙回収ボックスおよびトレイ回収ボックスの利用を促進するなど、多様なリサイクル活動の実施について働きかけます。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル ⁴⁷ の付いた商品等、環境配慮型商品 ⁴⁸ の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。



出典：志免町

図 6-5 志免町ごみ分別アプリ

⁴³ 志免町が配信している、ごみの収集日や分け方、出し方等を簡単に確認できるスマートフォン・タブレット向けのアプリケーション。

⁴⁴ Reduce リデュース：排出抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再生利用の 3 R に Refuse リフューズ：発生回避を加えたもの。

⁴⁵ 福岡県で実施している、食品ロスを減らすために、小盛メニューの提供や商品のばら売りなど食品ロス削減の取り組みに登録をしている飲食店、宿泊施設、食料品小売店、食品メーカーのこと。

⁴⁶ すぐ食べる食品を購入する場合は、販売期限が比較的短い、手前に並べられた商品を積極的に選んでもらう購買行動のこと。

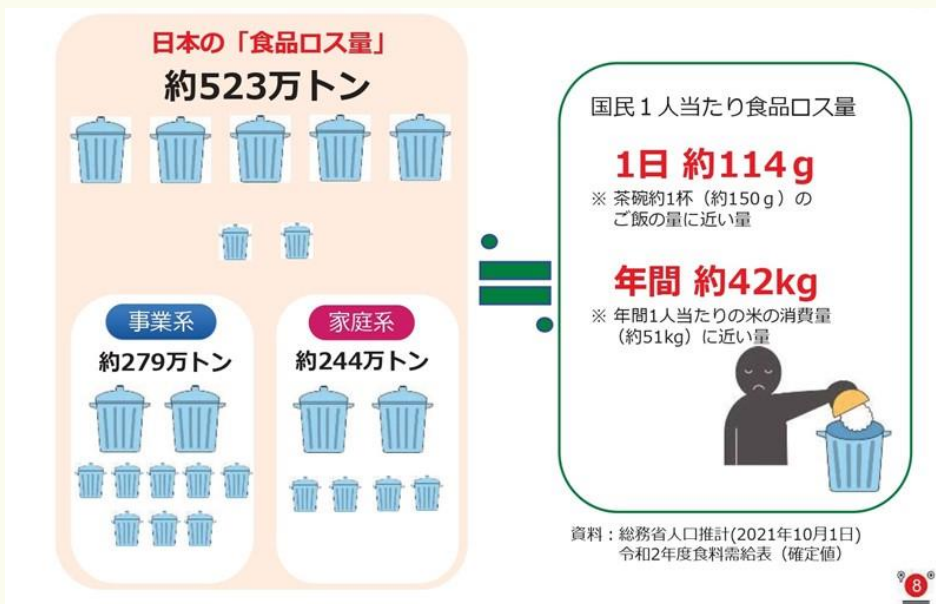
⁴⁷ 商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。

⁴⁸ 環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

食品ロスの現状

FAO（国際連合食糧農業機関）の報告書によると、世界では食料生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。

日本でも1年間に約523万トン（2021年度推計値）もの食料が捨てられており、これは東京ドーム5杯分とほぼ同じ量です。国民1人当たり、お茶碗1杯分のごはんの量が毎日捨てられている計算になります。現在、地球上には約80億もの人々が生活していますが、途上国を中心に7.7億人以上（約10人に1人）が十分な量の食べ物を口にできず、栄養不足で苦しんでいます。しかしながら、多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決していかなくてはならない課題の一つです。



出典：農林水産省

施策 3 基盤的施策の推進

地球温暖化対策について、学校や地域、家庭、職場等様々な場所で、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図ります。

また、再生可能エネルギーのポテンシャルや、二酸化炭素の吸収源となる森林資源が他自治体に比べて極端に少ない本町では、他自治体や企業との連携により、地球温暖化対策を推進し、地域循環共生圏の構築を目指します。

施策 3 基盤的施策の推進	
町の具体的な取組	内容
環境学習機会の提供・支援	小中学校の環境学習に対する支援や、福岡県の地球温暖化対策ワークブック等の副読本を活用した環境教育を行います。 また、総合的な学習の時間等で環境問題について取り組んだ成果品を文化祭等で展示するなど、学校教育における環境教育の充実を図ります。
他自治体との都市間連携の検討	再生可能エネルギー設備等設置のための適地を持つ他自治体との連携により、区域外からの再生可能エネルギーの調達を検討します。 また、森林環境譲与税の使途についても複数の市町と連携した森林整備等幅広く検討を行います。



出典：福岡県ホームページ

図 6-6 福岡県地球温暖化対策ワークブック

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、町民アンケート調査の結果でも上位だった水資源、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

施策 4 気候変動への適応	
町の具体的な取組	内容
水資源の対策	<p>安心で安定した供給のために、設備更新や整備を推進するとともに、「志免町渇水対策マニュアル⁴⁹」を活用し、渇水にも迅速に対応できるよう努めます。</p> <p>また、水道出前講座や施設見学、水道週間等の実施により、水の重要性の啓発を検討します。</p>
自然災害の対策	<p>「志免町地域防災計画⁵⁰」に基づき、防災訓練の実施や危険箇所を示したハザードマップ⁵¹の提供、台風前後、豪雨中後などにパトロールを実施するなど、住民を安全に避難誘導するために備えます。</p> <p>また、浸水被害軽減のため、貯留・浸透施設の導入に努めます。</p>
健康への影響対策	<p>熱中症対策のチラシの配布や、体育館への大型扇風機・スポットクーラーの設置を実施します。</p> <p>また、熱中症予防について、町のホームページや広報誌、SNS等を活用し、普及啓発・注意喚起の実施を検討します。</p>
生活基盤における対策	<p>公共施設のクールシェアスポット⁵²への登録を検討します。</p> <p>また、自然災害が発生した際「志免町災害廃棄物処理計画⁵³」に基づき、関係機関等と連携し、迅速かつ適正に処理できる体制を確保・維持するよう推進し、さらに、県に対し産業廃棄物許可業者のあっせんを要請することも検討します。</p>

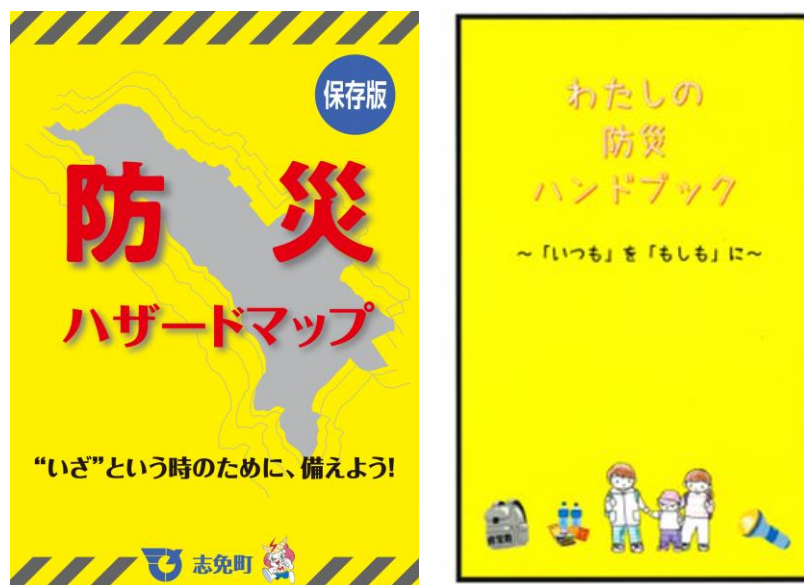
⁴⁹ 想定渇水に基づいた渇水時対策実施体制等の渇水対策の基本条件や、渇水が発生する前後の対応方法を整理したもの。

⁵⁰ 志免町の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施するにあたり、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための事項を定めた計画。

⁵¹ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

⁵² 「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所のこと。

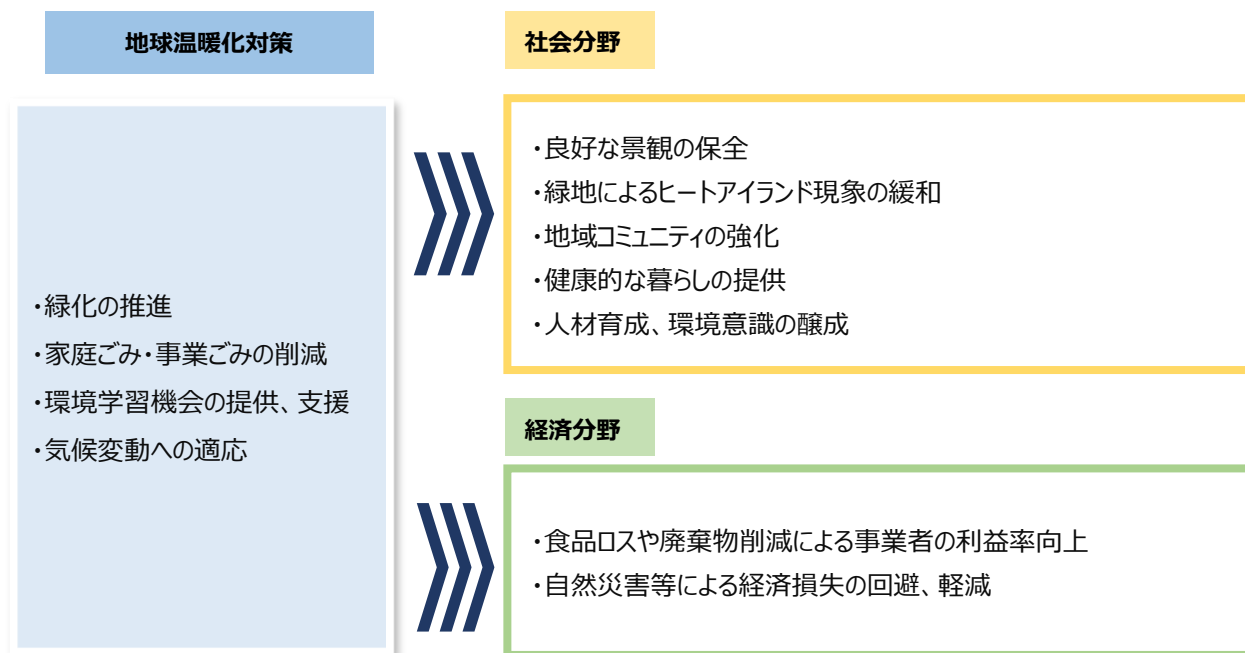
⁵³ 志免町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、処理方法や処理体制等の必要な事項を定めた計画。



出典：志免町資料

図 6 - 7 志免町 防災ハザードマップ（左）と防災ハンドブック（右）

基本方針 3 の推進により解決を目指す地域課題



基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 新築住宅について、県産木材を利用する。
- 不要となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用するなど、4 R運動を実践する。
- 買い物や外食の際は、食べきれぬ量を購入、注文するなど、食品ロスの削減を心がける。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの使用や暑い日の行動抑制等、熱中症対策を行う。
- 節水を心がける。



事業者 の取組

- 住宅設計、施工関係事業者は、県産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において、地球温暖化をはじめとする環境問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



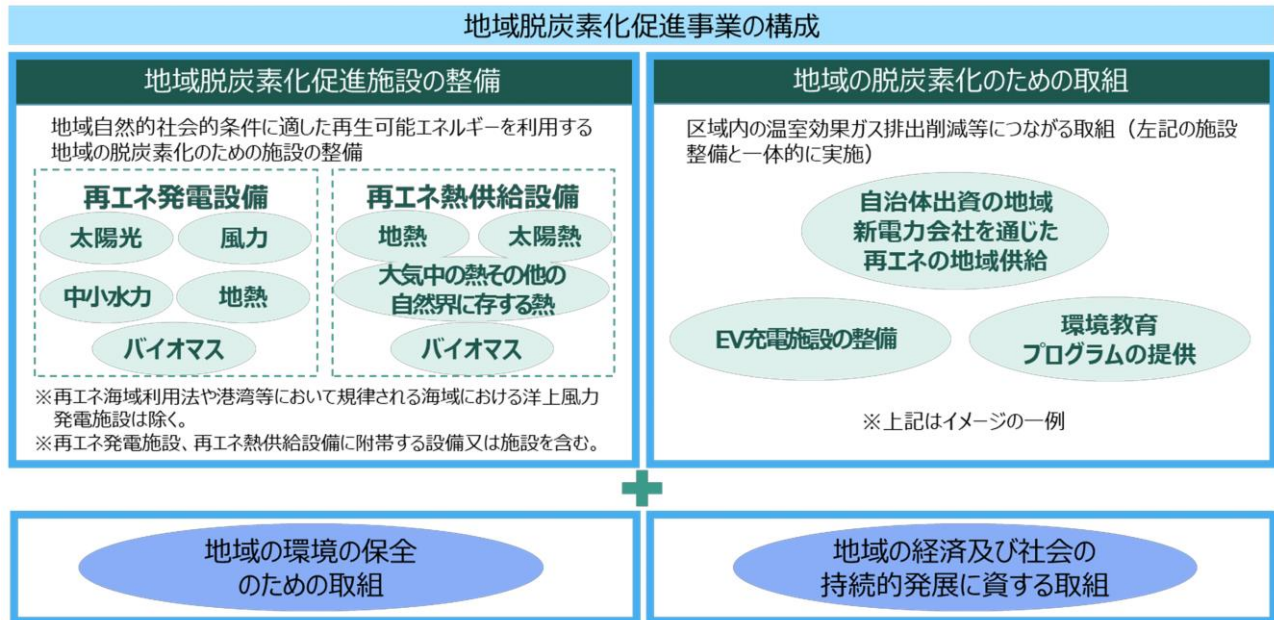
第 7 章

地域脱炭素化促進事業の 促進に関する事項

7-1 地域脱炭素化促進事業の制度概要

温対法では、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。市町村は、区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業は、図 7-1 のとおり、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。



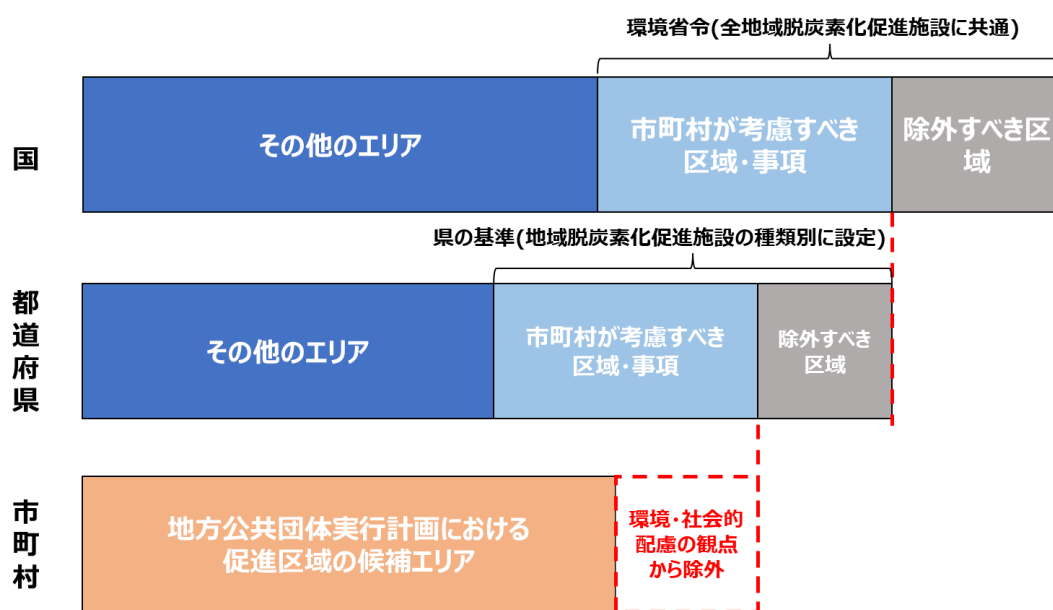
出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）

図 7-1 地域脱炭素化促進事業の構成

7-2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の検討

(1) 促進区域設定の流れ

再生可能エネルギーを最大限に導入し、地域の持続的発展を実現するために、国や県の定める環境保全に係る基準に則って「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）」の設定を検討します。市町村は、図 7-2 のように、国や県の基準で定める「促進区域に含めないこととする区域(除外すべき区域)」について、促進区域として設定することはできません。



「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」を基に作成

図 7-2 促進区域の設定フロー

(2) 促進区域抽出の方法

促進区域の主な抽出方法としては、表 7-1 のとおり環境省のマニュアルにおいて 4 種類が想定されています。

表 7-1 促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
類型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者、関係機関による配慮、調整のもとで、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
地区、街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA ⁵⁴ 普及啓発を行う地区、街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
公有地、公共施設活用型	公有地、公共施設等の利用募集、マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地、公共施設を促進区域として設定します。
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクト予定地を促進区域として設定します。

7-3 志免町における促進区域の方向性

再生可能エネルギーを最大限に導入するため、町全域を対象として関係機関との調整を行い、導入に問題のない地域を促進区域として設定することが重要です。具体的な設定に向けては、本町の再生可能エネルギー導入目標を踏まえながら、促進区域のあり方や、地域への裨益について、合意形成を図りながら検討していきます。

⁵⁴ Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有、維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等がある。



第 8 章

計画の推進体制・進捗管理

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

また、関連計画である「志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と併せて進捗状況を管理し、施策を連動させることで、本町における地球温暖化対策の強化を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。計画の進捗状況や結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図 8 - 1 PDCA サイクル



資料編

1 志免町地球温暖化対策実行計画協議会設置について

(1) 協議会設置条例

志免町地球温暖化対策実行計画協議会設置条例
令和5年3月16日志免町条例第3号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、志免町地球温暖化対策実行計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第21条第4項の規定に基づき策定する志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）に関し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 町内に住所を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議の議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

順不同

	氏名	所属等	協議会役職
1	こいで ひでお 小出 秀雄	西南学院大学 教授	会長
2	よしかわ やすあき 吉川 泰彰	福岡県環境部環境保全課 課長	副会長
3	あらた ひろし 新 博司	福岡県地球温暖化防止活動推進センター センター長	委員
4	あんのうち ひろし 案浦 洋	福岡県地球温暖化防止活動推進員	委員
5	とくなが こうき 徳永 昂輝	志免町商工会 経営指導員	委員
6	さほ たかし 佐保 孝士	福岡銀行志免支店 副支店長	委員
7	みしま さとこ 三島 さとこ	NPO法人とねりこ 事務局長	委員
8	まつした けんぞう 松下 健三	株式会社丸久 代表取締役会長	委員
9	たがわ たつみ 田川 龍美	向ヶ丘町内会長	委員
10	まつもと よしはる 松本 義治	桜丘中央町内会長	委員
11	さとう かずお 佐藤 一男	志免四町内会長	委員
12	いりえだ まこと 入江田 誠	アネシス町内会長	委員
13	ときわ りょうへい 常盤 凌平	公募町民	委員
14	ながた たかこ 永田 隆子	公募町民	委員

2 志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過

(1) 諮問書

志免町生環第 442 号
令和 5 年 6 月 27 日

志免町地球温暖化対策実行計画協議会
会長 小出 秀雄 様

志免町長 世利 良末
(生活安全課)

志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について(諮問)

志免町地球温暖化対策実行計画協議会設置条例第 2 条の規定に基づき、志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について、貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

2 諮問理由

近年深刻化する、地球温暖化に対応するため、国内外で様々な脱炭素の動きがある中、地球温暖化の転機を迎えております。

このような状況の中、志免町は令和 4 年 6 月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。

今回、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な、志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を令和 5 年度末までに策定することとしております。

このようなことから、志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたり、貴協議会から意見を求めるものであります。

(2) 答申書

令和6年2月22日

志免町長 世利 良末 様

志免町地球温暖化対策実行計画協議会
会長 小出 秀雄

志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）

令和5年6月27日付志免町生環第442号により本協議会に諮問された「志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について慎重に審議した結果、持続可能な脱炭素社会の構築と、町の将来像である「ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ」の実現に向けて、基本方針や施策に沿った具体的な取組が明示されており、町民・事業者・町それぞれが主体的に参画する計画として、概ね妥当であると認めましたので、ここで答申いたします。



答申の様子

(3) 志免町地球温暖化対策実行計画協議会の開催状況

開催日	諮問
令和5年6月27日(火)	志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定方針、基礎調査結果の報告、諮問
令和5年10月31日(火)	計画書素案の検討
令和6年2月22日(木)	答申

3 パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和5年12月1日(金)～令和6年1月5日(金)
周知方法	広報、町のホームページ
閲覧場所	生活安全課窓口（庁舎2階）、町民図書館、生涯学習1号館（まちづくり支援室）、シーメイト受付、町のホームページ
結果	提出人数0人、提出件数0件

4 アンケート調査結果概要

(1) 町民アンケート

アンケート期間	令和5年7月1日(土)～7月28日(金)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の住民2,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	498件・24.9%

(2) 事業者アンケート

アンケート期間	令和5年7月1日(土)～9月8日(金)
調査対象	志免町商工会会員900社
調査方法	二次元バーコードを紙で郵送し、全件WEB上で回収
回答数・回答率	22件・2.4%

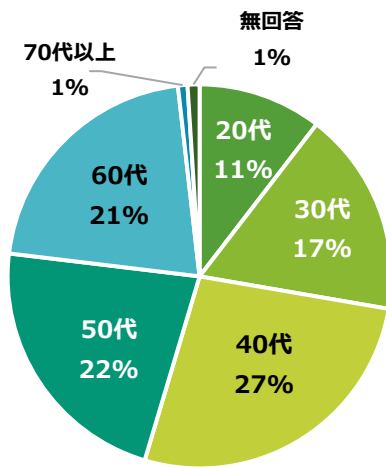
(3) 小・中学生アンケート

アンケート期間	令和5年7月3日(月)～7月21日(金)
調査対象	町内小・中学校6校の小学6年生と中学3年生 計1,032名
調査方法	二次元バーコードを紙で配布し、全件WEB上で回収
回答数・回答率	900件・87.2%

町民アンケート結果

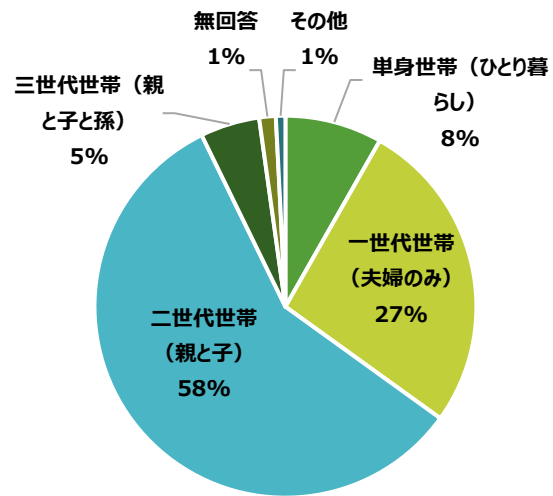
質問1

【年代】



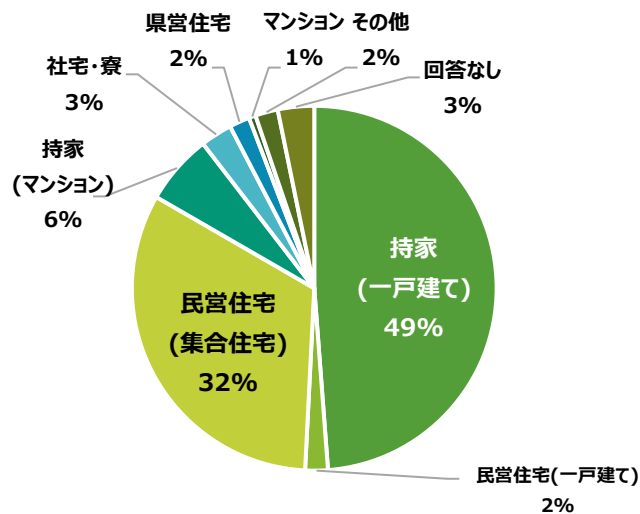
質問1

【世帯人数】

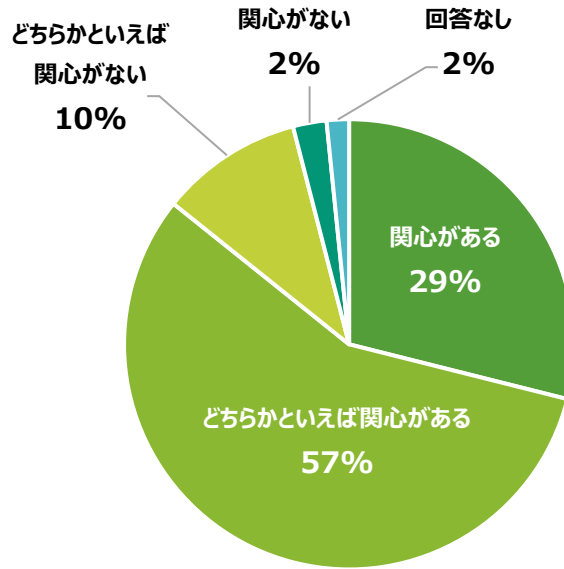


質問1

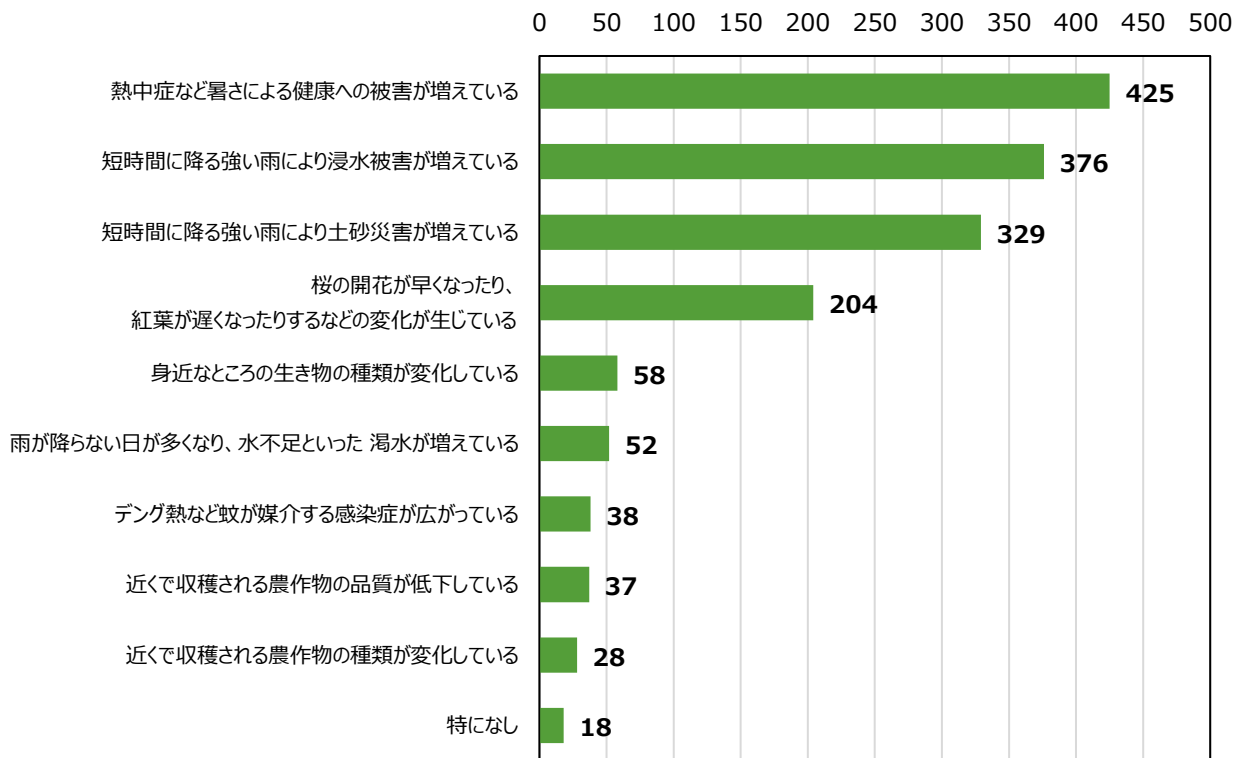
【住居形態】



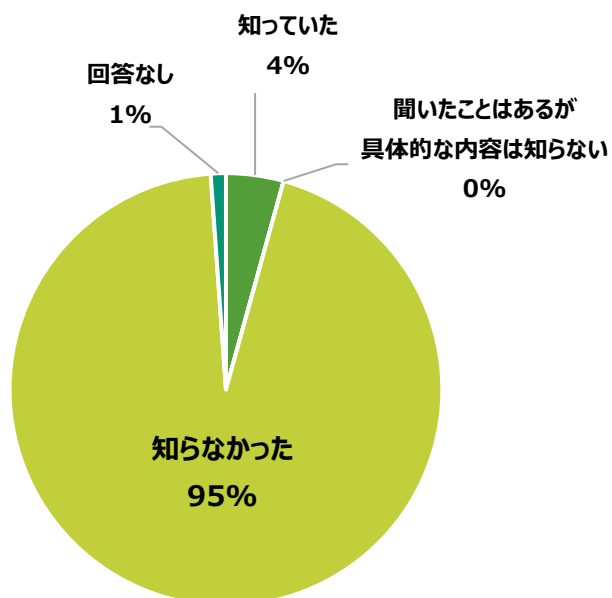
質問2 地球温暖化の問題に関心があるか



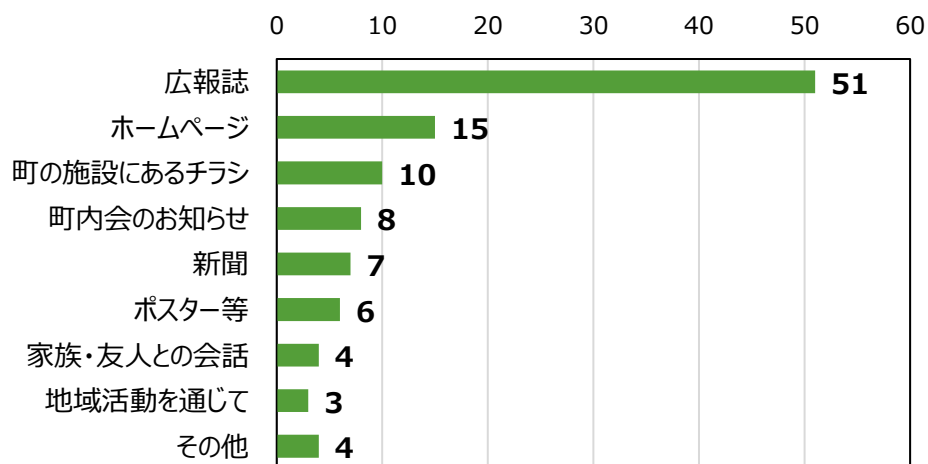
質問3 身近な地域で、ここ数年間でどのような気候の変化による影響が生じていると思うか



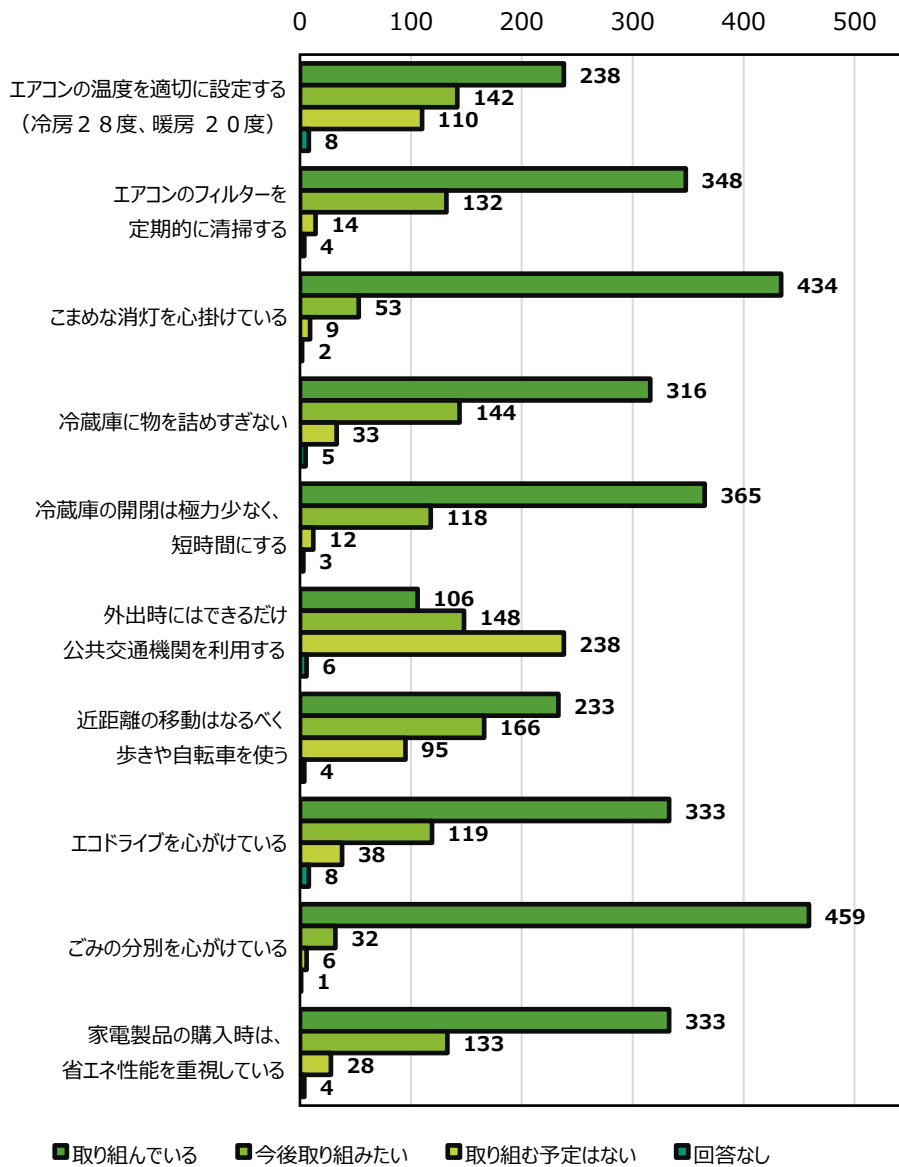
質問4 志免町が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを知っていたか



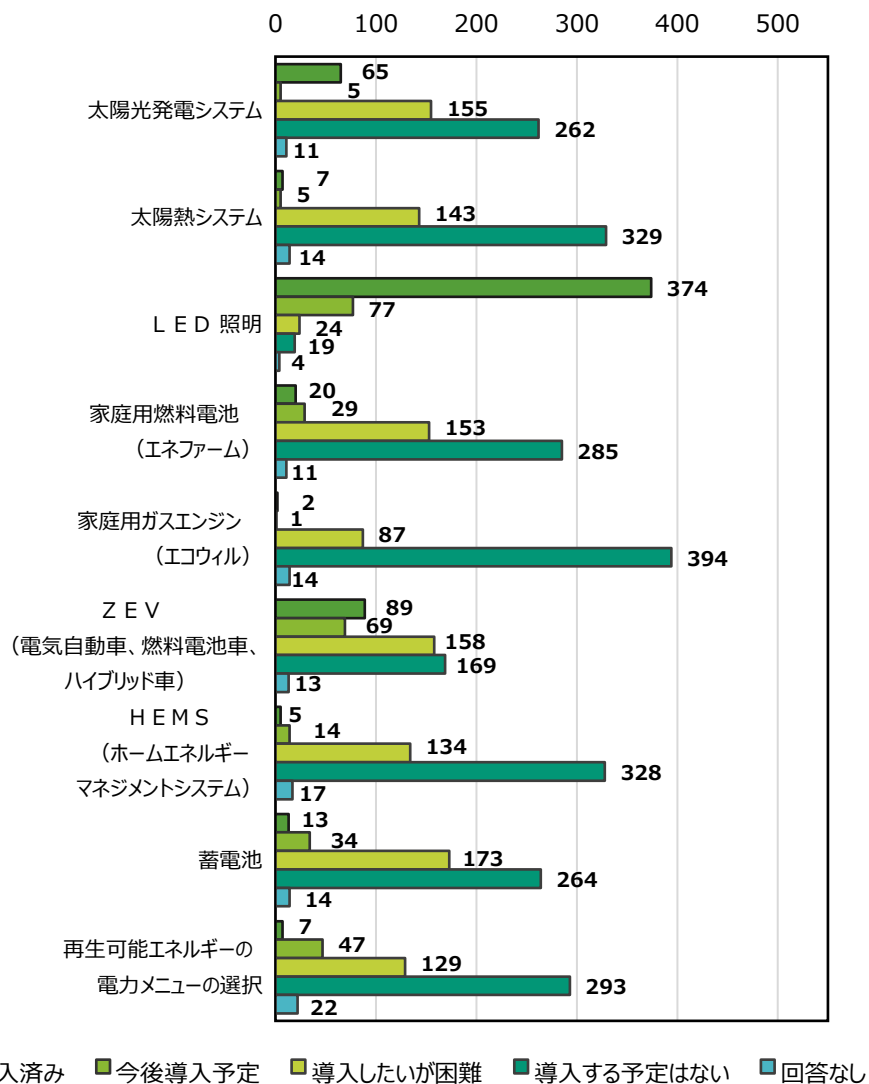
質問5 「ゼロカーボンシティ宣言」についてどこで知ったか



質問6 次の取組を行っているか

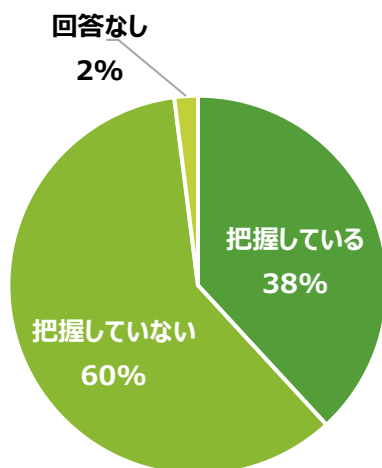


質問7 次のような省エネルギー設備等を導入しているか

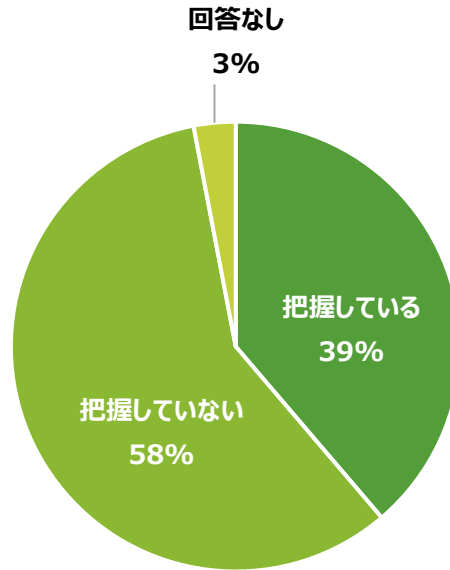


資料編

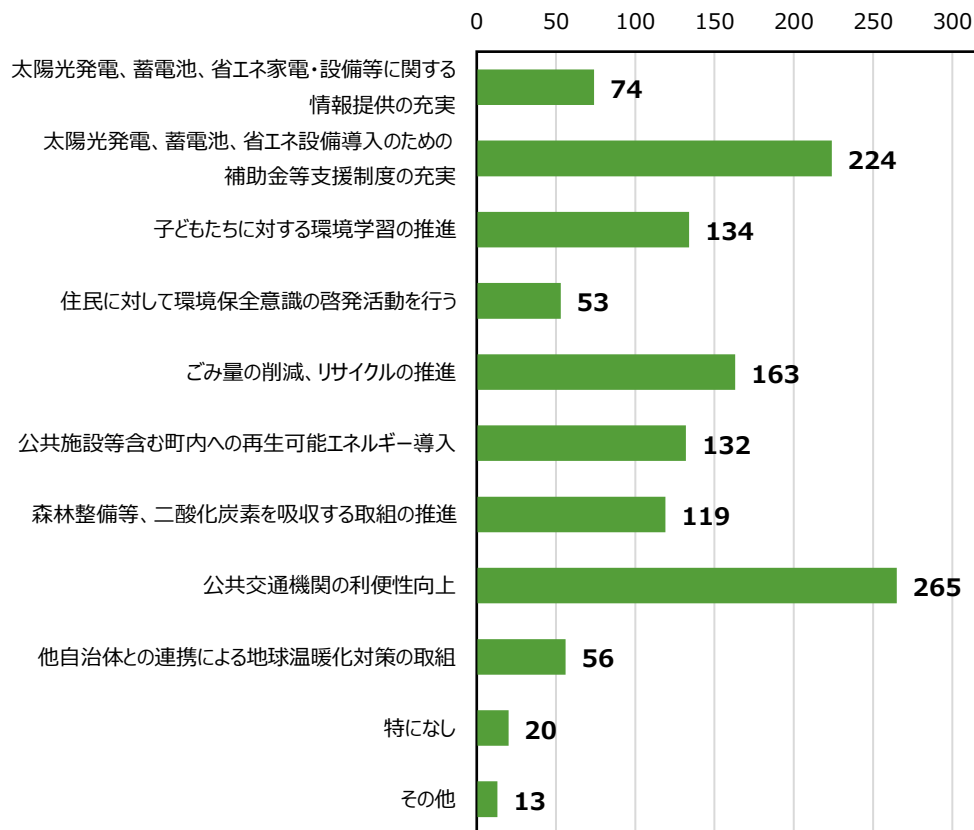
質問8、9 ひと月あたりの電気・ガス・灯油の使用量及び料金を把握しているか
(把握している場合は質問9において詳細を回答)



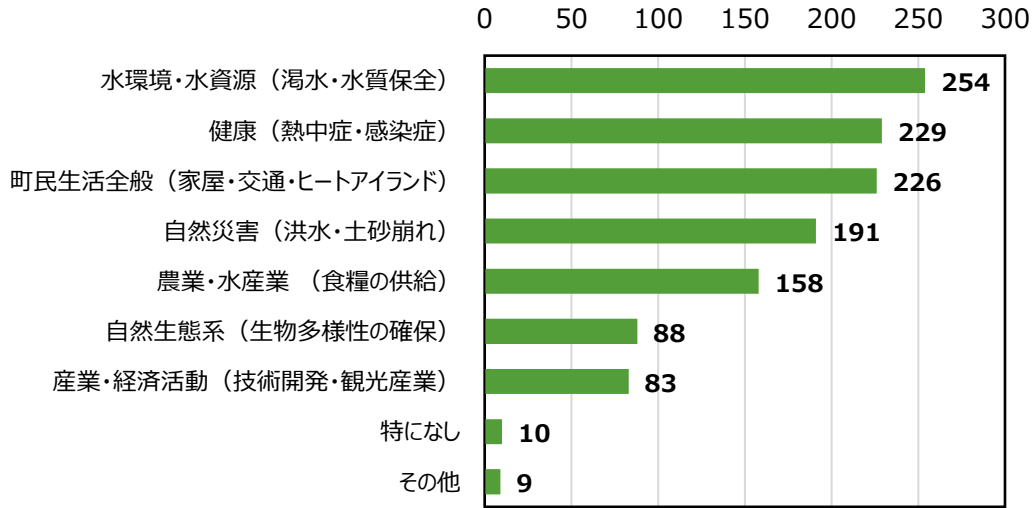
質問 10、11 一年間あたりの自動車の走行距離を把握しているか
 (把握している場合は質問 11 において詳細を回答)



質問 12 地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するために、町に行ってほしい取組



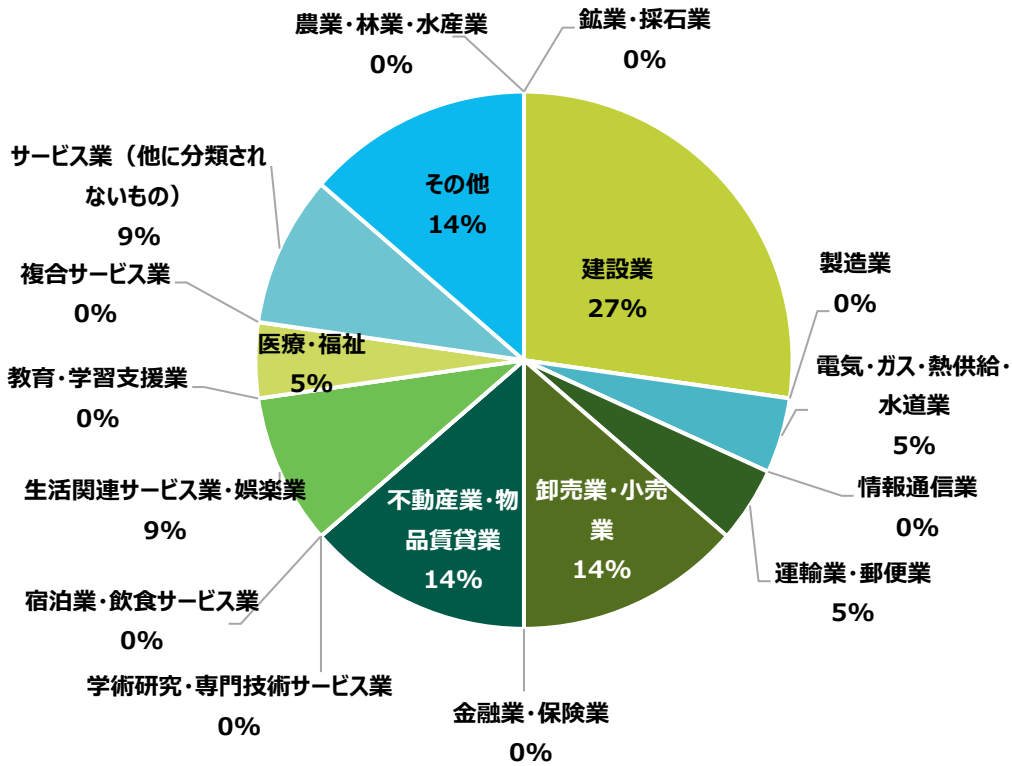
質問 13 地球温暖化に伴う影響（気候変動等）に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野



事業者アンケート結果

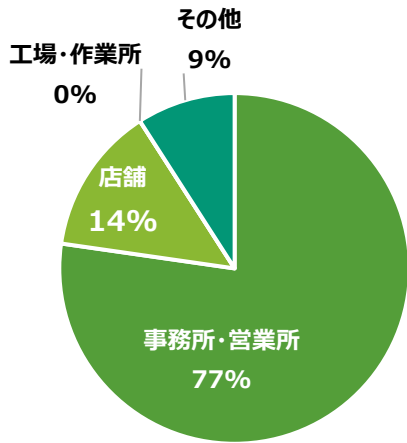
質問 1

【業種】



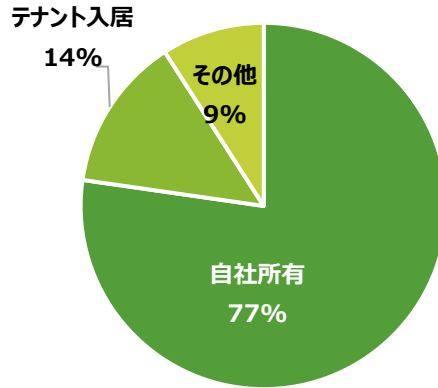
質問 1

【事業所の形態】



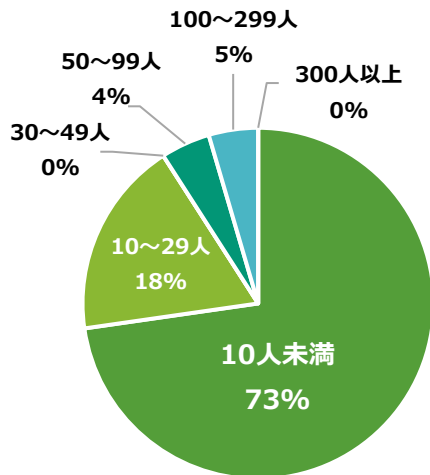
質問 1

【入居形態】



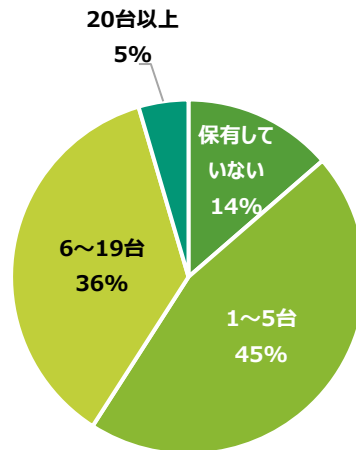
質問 1

【従業員数】

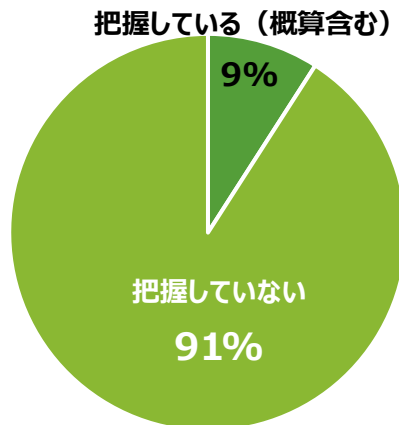


質問 1

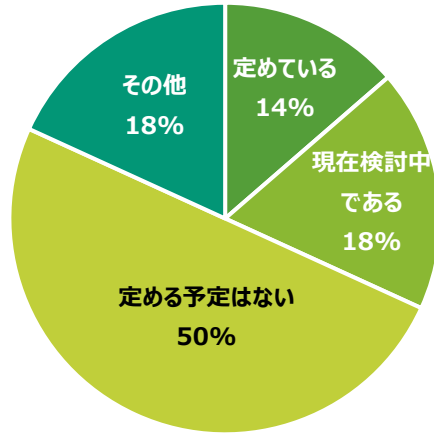
【業務自動車の保有台数】



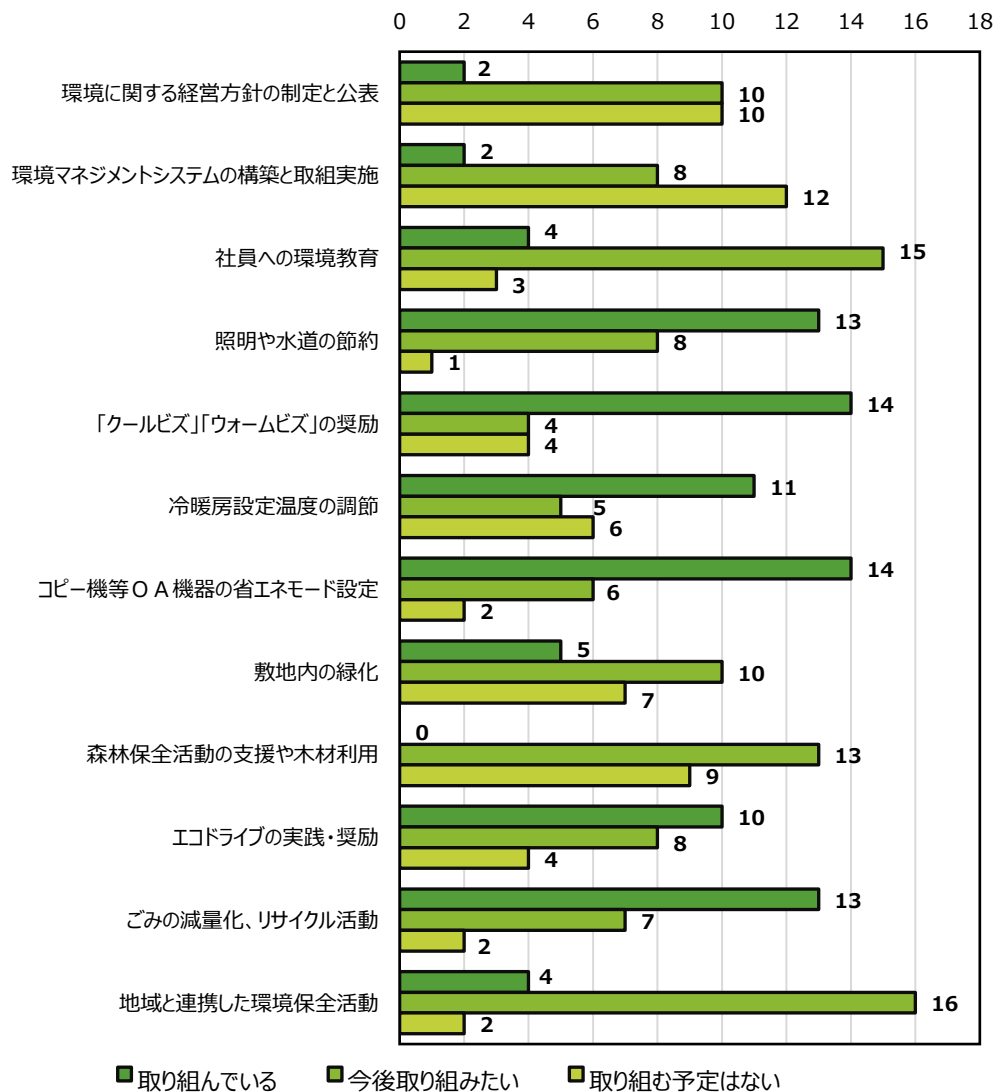
質問 2 温室効果ガス排出量の把握をしているか



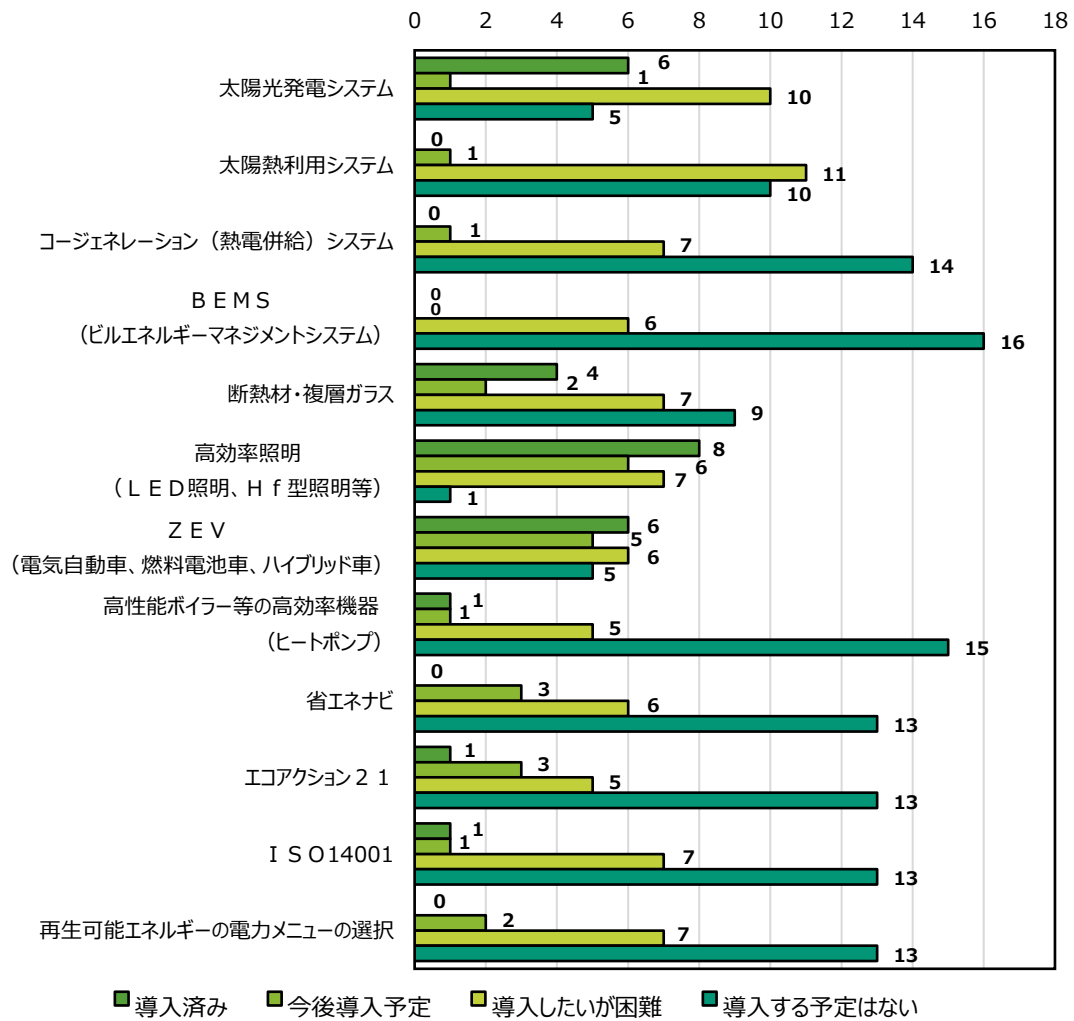
質問 3、4 温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めているか
 (定めている場合は質問 4 において詳細を回答)



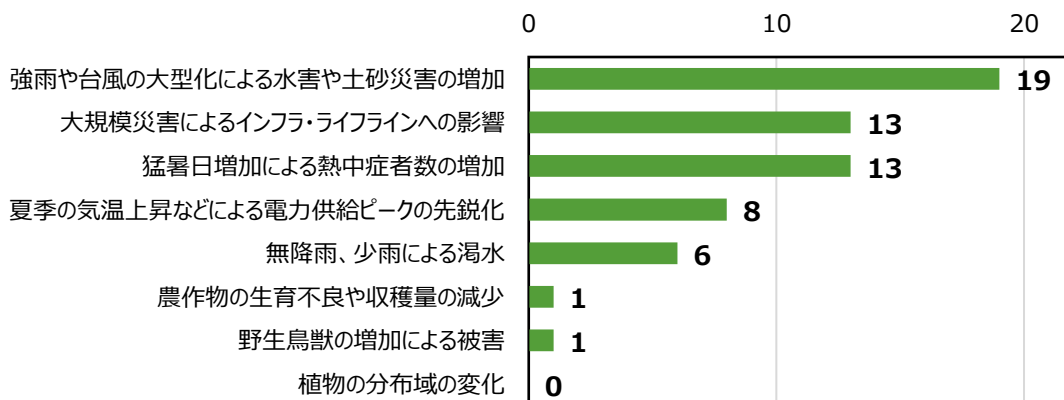
質問 5 実施済み、あるいは今後実施する予定の地球温暖化対策について



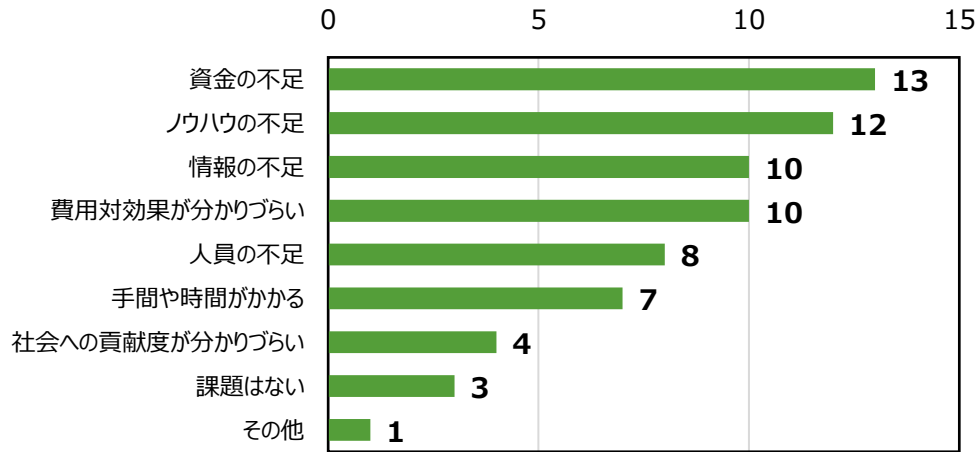
質問6 省エネルギー設備、システム等に関する導入状況について



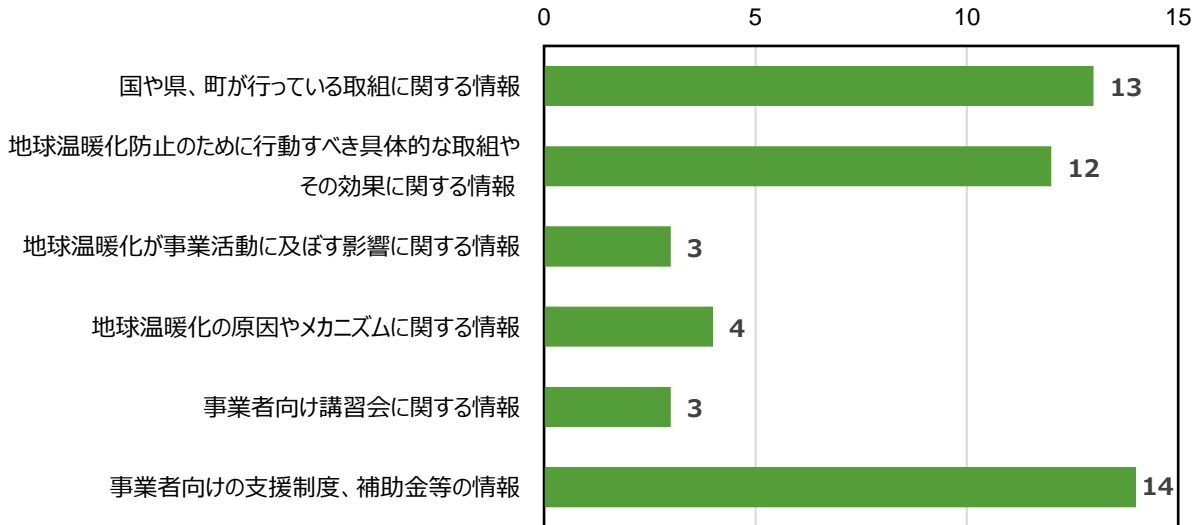
質問7 近年の地球温暖化による気候変動で、影響を与える可能性の高い不安要素



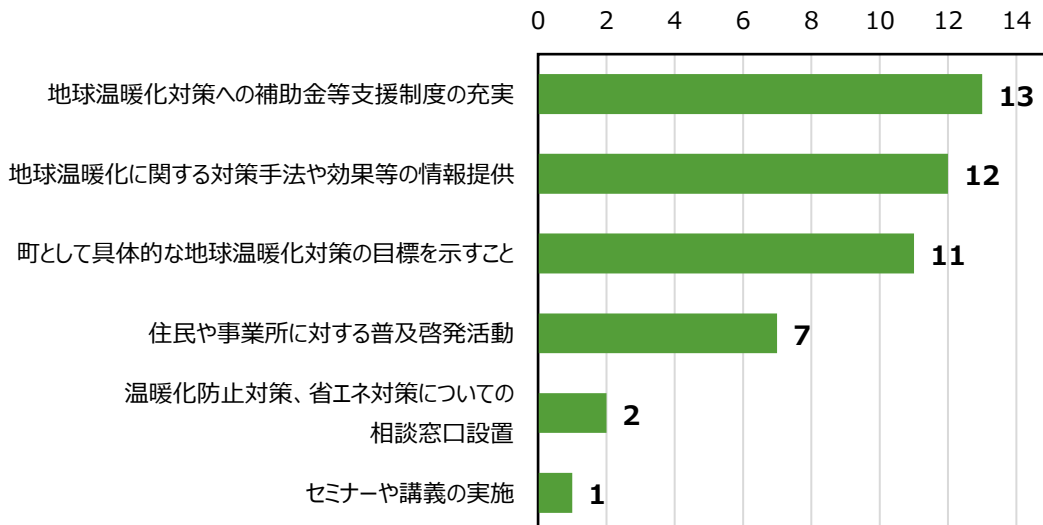
質問 8 地球温暖化対策を進める上で課題となっていること



質問 9 地球温暖化に関して知りたい情報



質問 10 地球温暖化への対応について、町に行ってほしい取組

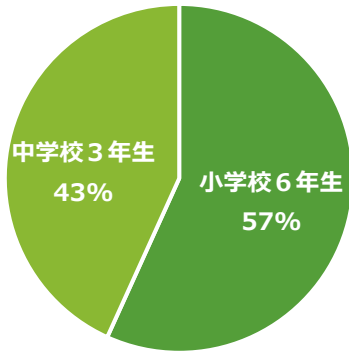




小・中学生アンケート結果

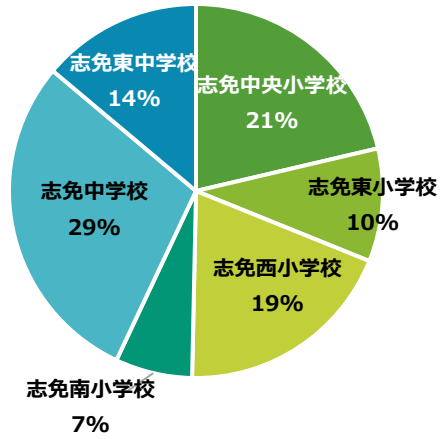
質問 1

【学年】

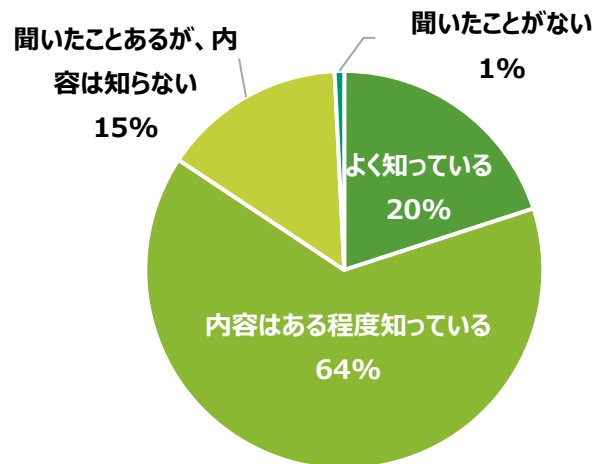


質問 1

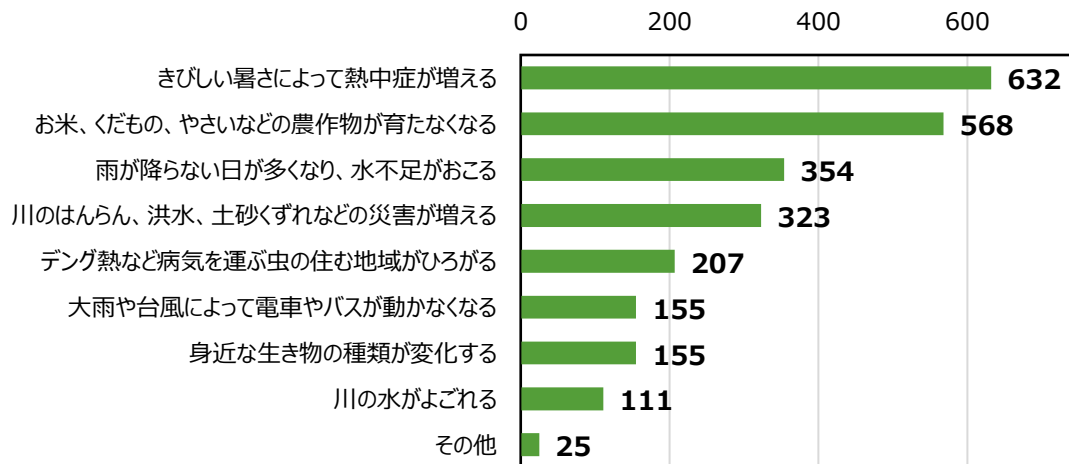
【学校】



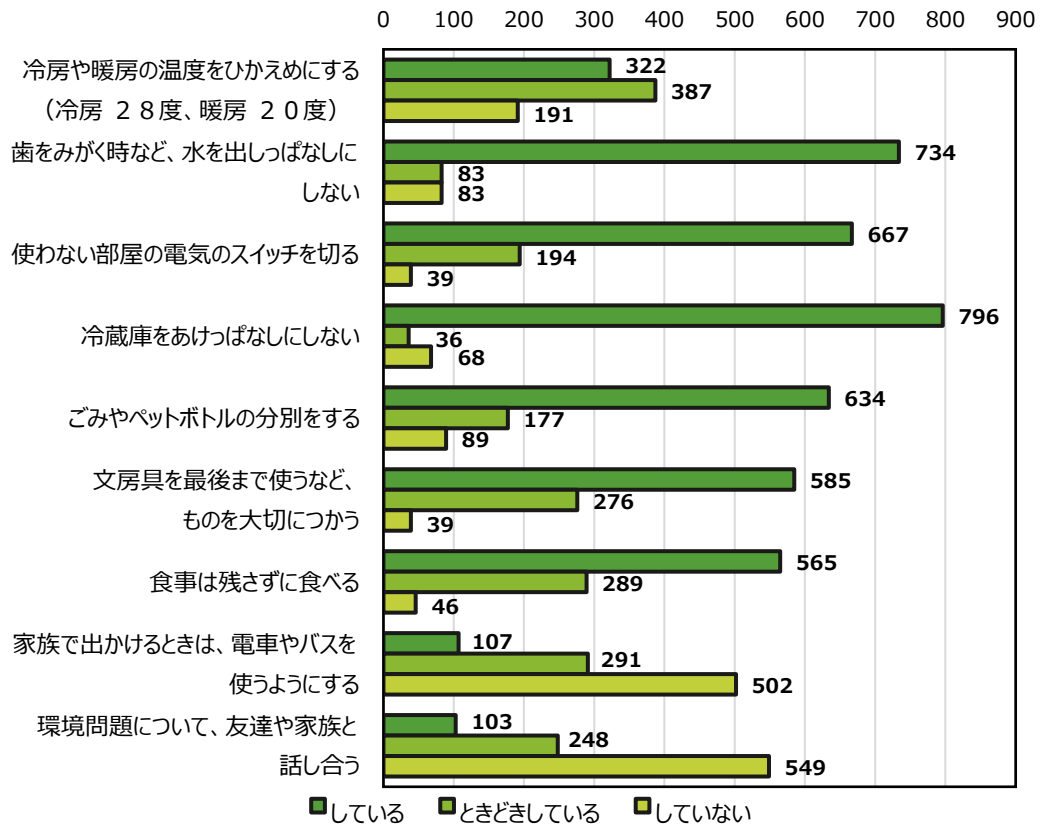
質問 2 地球温暖化について知っているか



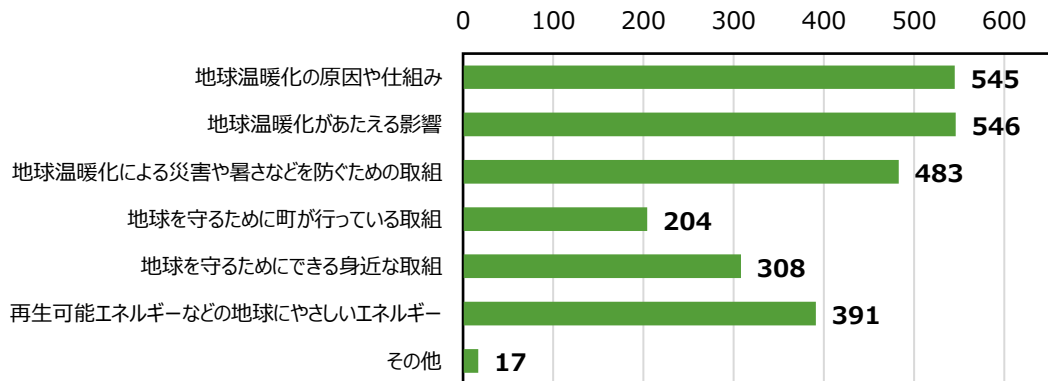
質問 3 地球温暖化によっておこる問題で、不安だと思うこと



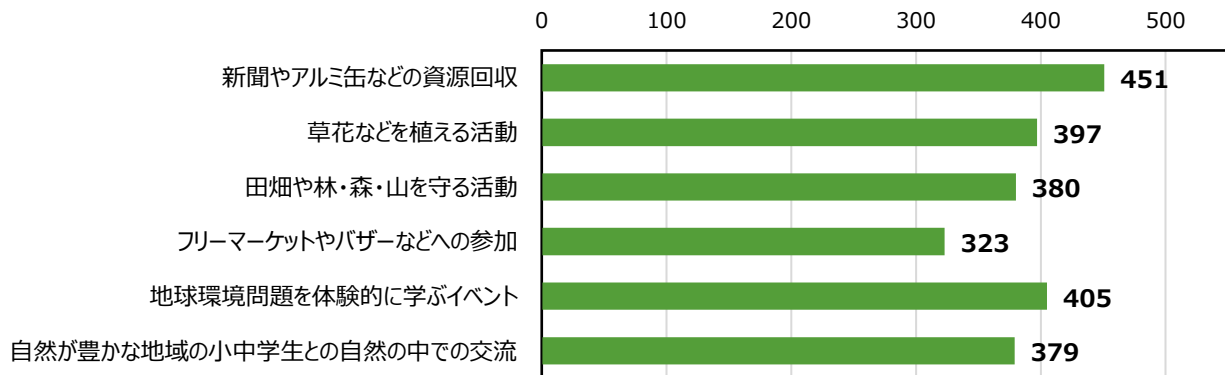
質問4 次の取組を行っているか



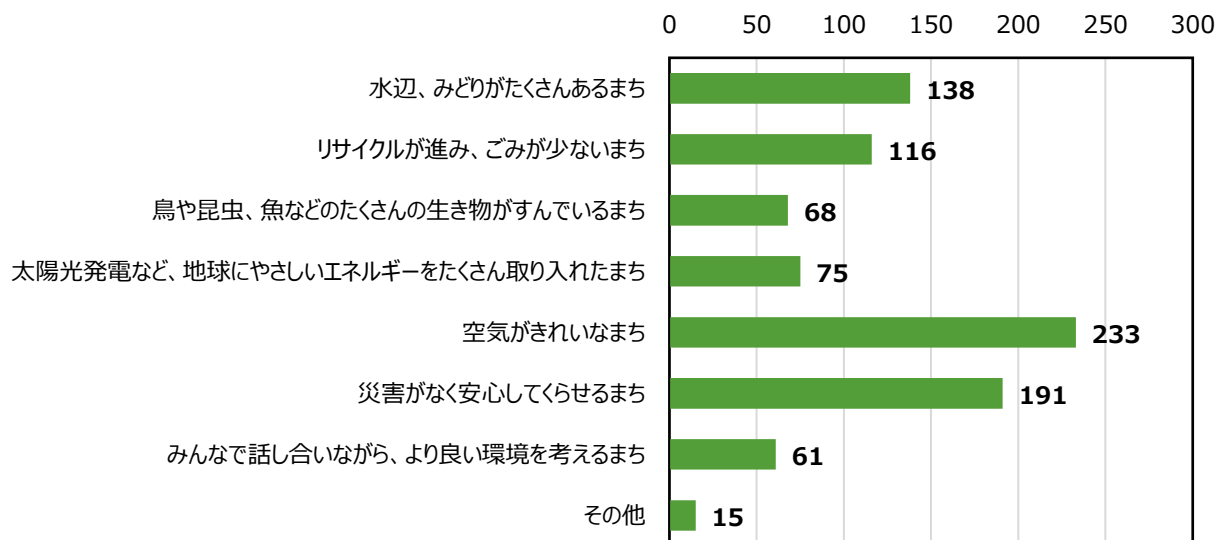
質問5 地球温暖化について学びたいこと



質問6 参加してみたいと思う環境活動



質問7 志免町がどのようなまちになってほしいか



5 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータにアンケート結果を盛り込み、現状の二酸化炭素排出量を算定しています。

なお、「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量算定方法

市区町村のCO₂排出量 = 都道府県の活動量あたりのCO₂排出量 × 市区町村の活動量

$$\frac{\text{都道府県の炭素排出量}}{\text{都道府県の活動量}} \times \frac{44}{12} ※$$

※炭素（原子量 12）と二酸化炭素（分子量 44）の比

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	<p>製造業から排出されるCO₂は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{志免町のCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{福岡県の製造業炭素排出量}}{\text{福岡県の製造品出荷額等}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の製造品出荷額等}$
産業部門 (建設業・鉱業)	<p>建設業・鉱業から排出されるCO₂は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{志免町のCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{福岡県の建設業・鉱業炭素排出量}}{\text{福岡県の従業者数}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の従業者数}$
産業部門 (農林水産業)	<p>農林水産業から排出されるCO₂は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> $\text{志免町のCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{福岡県の農林水産業炭素排出量}}{\text{福岡県の従業者数}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の従業者数}$

<p>業務部門</p>	<p>業務部門から排出される CO₂は、業務部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>志免町の CO₂排出量 = $\frac{\text{福岡県の業務部門炭素排出量}}{\text{福岡県の従業者数}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の従業者数}$</p>
<p>家庭部門</p>	<p>家庭部門から排出される CO₂は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>志免町の CO₂排出量 = $\frac{\text{福岡県の家庭部門炭素排出量}}{\text{福岡県の世帯数}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の世帯数}$</p>
<p>運輸部門 (自動車)</p>	<p>運輸部門（自動車）から排出される CO₂は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>志免町の CO₂排出量 = $\frac{\text{全国の自動車車種別炭素排出量}}{\text{全国の自動車車種別保有台数}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の自動車車種別保有台数}$</p>
<p>運輸部門（鉄道）</p>	<p>運輸部門（鉄道）から排出される CO₂は、人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり炭素排出量に対して、市区町村の人口を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>志免町の CO₂排出量 = $\frac{\text{全国の人口当たり炭素排出量}}{\text{全国の人口}} \times \frac{44}{12} \times \text{志免町の人口}$</p>
<p>一般廃棄物 ※本町の廃棄物は焼却処分ではなく、RDF化（固形燃料化）にて処理をしているため、本計画では推計対象外</p>	<p>一般廃棄物から排出される CO₂は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計。</p> <p>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver4.8）」（令和4年1月）に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77（t-CO₂/t）」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29（t-CO₂/t）」を乗じて推計</p> <p><推計式></p> <p>市区町村の CO₂排出量 = {焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.77} + {焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率 (0.028) × 2.29}</p>

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年度と目標年度の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。

$$\text{BAU 排出量} = \text{現状年度排出量} \times \frac{\text{活動量の変化率}}{\frac{\text{目標年度活動量}}{\text{現状年度活動量}}}$$

なお、目標年度である令和 12（2030）年度と令和 32（2050）年度の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門	推計方法
産業部門 （製造業）	製造品出荷額について、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度の 10 年間のデータを基に予測
産業部門 （建設業・鉱業）	従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [※] の 16 年間のデータを基に予測
産業部門 （農林水産業）	従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [※] の 16 年間のデータを基に予測
業務部門	従業者数について、平成 21（2009）年度から令和 6（2024）年度 [※] の 16 年間のデータを基に予測
家庭部門	人口について、志免町人口ビジョンにおける「目標人口の推計結果」の令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の数値を活動量として採用
運輸部門 （自動車）	自動車保有台数について、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度の 10 年間のデータを基に予測
運輸部門 （鉄道）	人口について、志免町人口ビジョンにおける「目標人口の推計結果」の令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度の数値を活動量として採用
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度の 10 年間のデータを基に予測

※国勢調査により、5 年毎の数値更新であるため、令和 6（2024）年度までは令和 2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

6 再生可能エネルギー導入目標の設定方法

第5章に記載の再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示します。

「3-9 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル」において算出した発電量のポテンシャルに対し、太陽光建物系、太陽光土地系は実現率をそれぞれ設定し、発電量ポテンシャルに乗じることで令和32（2050）年度の目標値を算出しました。

なお、バイオマス発電、風力発電及び中小水力発電については、ポテンシャルがないため、令和12（2030）年度までには太陽光発電のみの導入、そして令和12（2030）年度以降令和32（2050）年度までには技術革新や導入コストの低下を想定し、地中熱の導入、さらに再生可能エネルギー資源を豊富にもつ他地域との連携により町外からの再生可能エネルギーの導入等を行うこととしました。

再生可能エネルギー導入目標の設定（電気）

再生可能エネルギー種別	発電量ポテンシャル (MWh/年)	実現率	実現率設定の考え方	2050年度導入目標	
				(MWh/年)	kW
太陽光発電 (建物系)	136,209	80%	2050年には80%の戸建て住宅等の屋根に太陽光発電が設置されている。	108,967	90,797
太陽光発電 (土地系)	15,345	80%	2050年には設置可能な土地の80%に太陽光発電が設置されている。	12,276	9,280
他地域からの再生可能エネルギー導入	—	—	2050年脱炭素のために必要な削減量を他地域からの再生可能エネルギー導入により賄う。	204,993	154,973
計				326,236	255,050

再生可能エネルギー導入目標の設定（熱）

再生可能エネルギー種別	発電量ポテンシャル (GJ/年)	実現率	実現率設定の考え方	2050 年度導入目標
				(GJ/年)
地中熱	2,324,359	—	2030 年度以降、ポテンシャルの 5 割の地中熱が利用されている。	1,162,180
計				1,162,180

7 気候変動の将来予測及び影響評価

第 6 章「施策 4 気候変動への適応」を検討するにあたり、以下の情報を参考にしました。

（1）将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が 21 世紀末（2100 年頃）に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 水環境・水資源

項目	予測される影響
水環境	<ul style="list-style-type: none"> 水温の上昇による水質の変化。 浄水場のコスト増等の影響。 水温上昇による DO の低下、植物プランクトンの増加による異臭、水質悪化による生態系の変化。
水資源	<ul style="list-style-type: none"> 無降雨・少雨による渇水。 海面水位の上昇による河川河口部における海水（塩水）の遡上による取水への支障。

イ 自然生態系

項目	予測される影響
生物季節	<ul style="list-style-type: none"> 植物の開花の早期化。 落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化。

ウ 自然災害

項目	予測される影響
河川	<ul style="list-style-type: none"> 大雨や台風などの集中豪雨による水害の発生。 長時間の降雨に加え、短時間高強度の降雨の発生による、洪水氾濫と内水氾濫の発生。 水害被害額に占める内水氾濫による被害額の割合が、全国平均を上回る。 下水道等から雨水を排水しづらくなることによる浸水時間の長期化。

沿岸	・海面水位の上昇による高潮のリスクや海岸浸食の可能性の増大。
山地	・短時間強雨の発生頻度の増加に伴う、豪雨災害の発生リスクの増大。

エ 健康

項目	予測される影響
暑熱	・気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加。 ・高齢者の熱中症救急搬送者数の増加。 ・熱ストレスの増加による死亡リスクの増加。
感染症	・平均気温の上昇と相対湿度の低下による、感染性胃腸炎の症例増加。 ・水系感染症の増加。 ・水表面温度の上昇による海産魚介類に付着する腸炎ビブリオ菌数の増加。

オ 国民生活・都市生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、海水温が上昇することによる発電出力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響。 ・交通インフラに関して、国内で道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用増加。 ・気象災害に伴う災害廃棄物の発生。 ・大雨、台風、渇水等によるインフラ・ライフライン等への影響。
その他	・ヒートアイランド現象による気温の上昇、短期的な降水量の増加。 ・熱ストレスによる健康影響の悪化。

（２）志免町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、福岡県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・福岡県の評価

現在及び将来予測される影響「○」、予測されない影響「ー」

・町への影響度

A：国の影響評価で重大性が●、緊急性・確信度が●かつ、県の評価において既に現れているまた

は将来予測される影響

B：国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、県の評価で影響が確認されているもの

C：県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			福岡県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在及び将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	C
		野菜等	◆	●	▲	○	C
		果樹	●	●	●	○	C
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	C
		畜産	●	●	▲	○	C
		病虫害・雑草等	●	●	●	—	C
		農業生産基盤	●	●	●	○	C
		食料需給	◆	▲	●	—	C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	○	C
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲	—	C
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○	C
		増養殖業	●	●	▲	—	C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	○	C
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	C
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲	—	C
		水需要	◆	▲	▲	○	B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	—	C
		自然林・二次林	●	●	●	—	C
		里地・里山生態系	◆	●	■	—	C
		人工林	●	●	▲	—	C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	B
		物質収支	●	▲	▲	—	C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	—	C
		河川	●	▲	■	—	C
		湿原	●	▲	■	—	C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	—	C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	C
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	—	C

資料編

	その他	生物季節	◆	●	●	○	B
		分布・個体群の変動	●	●	●	—	C
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■	—	C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	—	C
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●	—	C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	—	C
沿岸域 自然災害・	河川	洪水	●	●	●	○	A
		内水	●	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●	○	B
		高潮・高波	●	●	●	○	A
		海岸侵食	●	▲	●	○	B
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
その他	強風等	●	●	▲	—	C	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	—	C
		暑熱	●	●	●	○	A
	感染症	死亡リスク等	●	●	●	○	A
		熱中症等	●	●	●	○	A
		水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	B
	その他	節足動物媒介感染症	●	●	▲	—	C
その他の感染症		◆	■	■	—	C	
温暖化と大気汚染の複合影響		◆	▲	▲	—	C	
	脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲	○	B	
	その他の健康影響	◆	▲	▲	—	C	
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■	○	B
	食品製造業	—	●	▲	▲	—	C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	—	C
	商業	—	◆	■	■	—	C
	小売業	—	◆	▲	▲	—	C
	金融・保険	—	●	▲	▲	—	C
	観光業	レジャー	◆	▲	●	—	C
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	—	C
	建設業	—	●	●	■	○	B
	医療	—	◆	▲	■	—	C
	その他	海外影響	◆	■	▲	—	C

国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	A
	文化・歴史などを感ずる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	—	C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

8 SDGs（持続可能な開発目標）について

（1）SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、平成27（2015）年までを計画期間としていた発展途上国向けの開発目標「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後を受け、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されました。

SDGsは、令和12（2030）年を期限とする、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標（貧困や飢餓の根絶・福祉の推進など）及び細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲的な課題に対する統合的な取組が示されています。

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示されている多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。今後の地方創生においては、「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」など経済・社会・環境の統合的な施策展開による、新たな力とした地方創生の推進に向け、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図ることが求められています。

資料編



(2) 17の目標と地方公共団体に求められる役割

SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルな規模で国家として取り組むべきものなどが多く含まれることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて落とし込む作業が必要です。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構は、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」で下表のように整理しています。

目標	説明	自治体が果たしうる役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食糧生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料確保に貢献することもできます。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水資源の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を担うことができます。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>

 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じるのが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

志免町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
気候変動適応計画

編集・発行 志免町生活安全課
〒811-2292
福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号
TEL 092-935-1001
発行 令和6（2024）年3月

ともに考え ともに創ろう

ゼロカーボンのまち しめ

志免町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
気候変動適応計画

この製品は、FSC®認証材、再生資源、
およびその他の管理原材料から作られています。